94
80

# 新撰法制經濟問答

中村重造著

東京　博文館藏版

049497-000-7

94-80

新撰法制経済問答

中村　重造／著

M36

BEM-0153

# 緒言

本書は尋常中學に於ける法制經濟の兩科を研究せしめんが爲め兼ねて一般國民の法制經濟に關する思想を涵養せしめんが爲め公にせる也故に中學令に準據し其中學生の爲めに緊要なるものは殆んと之を掲げ且つ一般國民の須知に屬するものを以て之を補へり然れども法制經濟の學域や極めて浩汎なるのみならず學説も亦極めて多岐に亘れば之を二百頁三百頁の小册子に収盡すことは全く不能の事項たり故に予は右の趣旨に從て其要領を採蒐し一部を摘録せしのみならず其學説は學界に於て最も勢力あるものを紹介するに止め敢て之に依て自ら此原理を闡發し以て自家の新説を賣らんとする

の目的にあらず是れ問答書の精神なれば也而して本書之を題して問答と爲すと雖も極めて秩序的に教科書的にものせり故に之を劈頭より終尾に通覽し能く暗誦する時は其益決して些少にあらざるべし然れとも是れ大體の法制經濟の觀念を養はんとするのみなれば予は讀者が之より更に歩を進めて幾多の著書に渉獵し其事件を解決せんとする時は能く法令の正文を熟讀咀嚼せられんとを望まんとす

明治三十六年
七月上院

博文舘編輯樓上に於て
中村笛南



# 新撰法制經濟問答目次


上編　法制……一
第一章　法學汎論……一
第二章　憲法……二十一問……一
第一節　總論……九問……一四
第二節　統治權の主體……十二問……二〇
第三節　統治權の客體……六問……二四
第四節　統治權の機關……十六問……三〇
第五節　統治權の作用……九問……三九
第三章　行政法……五十二問……四三
第四章　民法……六九
第一節　總則……二十二問……六九
第二節　物權……十一問……七六

第三節 債權……三十一問……七九
第四節 親族……十三問……八九
第五節 相續……十二問……九二
第五章 商法……三十九問……九九
第六章 刑法……二十問……一一五
第七章 訴訟法……十二問……一二三
第八章 國際法……四問……一二八
下編 經濟……一三〇
第一章 總論……二十一問……一三〇
第二章 生產……四十六問……一四四
第三章 交換……三十四問……一七一
第四章 消費……五問……一八八
第五章 分配……二十七問……一九一

附錄



文官高等試驗問題……二〇六
判事檢事試驗問題……二〇八
辯護士試驗問題……二一〇
文官試驗規則……二一二
文官高等試驗規則……二一五
判事檢事登用試驗規則……二一九
辯護士試驗規則……二二四

目次終



新撰

# 法制經濟問答

中村重造著

## 上編　法制

### 第一章　法學汎論

#### 一　法學汎論とは何ぞや

**答**　法學汎論は之を法學通論とも稱し、法律學全部に亘るの概論たり。憲法に於ては其の攻究する處憲法に止まり、敢て憲法以外に走らず、行政法に於ては其の研鑽する處行政法の範圍に止まり、決して其の軌を逸せず、刑法に於ては其研究する處、單に其學科に限り、他に渉らず、約言すれば各一方に偏すると雖も、法學汎論に於ては決して然らず、說く處論ずる處、總ての法律學全部に亘り、概括的に研究するものなれば、時としては

民法にも亘り、刑法をも侵すことあるべし。換言すれば法律學の各科を研究せんとするの豫備なり、奥に入らんとするの堂なり。故に法律學を研究せんとするには、先づ第一に此の法學汎論を知らざるべからず。

## 二　法律學の濫觴を畧述せよ

**答**　夫れ法律思想の發現は極めて古し。然りと雖も、法律學の沿革を繹ぬれば、實に羅馬に濫觴せるを見る。世界各國に於て法律學てふものゝ第一の祖先は羅馬にありと言はざるべからず。蓋し羅馬の法律學は其始めに於ては、深山幽谷の下、涓々たる小流が曲折迂餘漸次集合して川河となり、奔流蕩々遂に江海に注ぐが如く、羅馬神官の隱微なる秘密裡より源を發して、今や世界に瀰蔓するに至りたる、到底世界の他處に幾分か其萠芽を覩て、且咲き且萎みたる法律學の比肩し得べきに非らざればなり。刑名法術の徒、其思想に於ては、或は古羅馬の法律學に一籌も輸せざりしとするも、纖考細思は戰亂倥傯の後を救ふに由なく、沛公の法三章却て一時を繕縫せしものゝ如し。然れども其實效を失へるに及びてや、漢家は寧ろ禮法に依りしなるべし。從て刑法誌の類未だ法律學として見るべきに非らず。晋律唐律の如き法制の沿革上趣味多しと雖も、法律學は唐代に至りて漸く多少進歩したるものと言はざるべからず。法制としては六典完成し、又法律研究の方法としては歷史を重んじたる劉知幾の史通出でたるが如き、實に之を證するも



のなり。唐の餘勢延ひて我國に傳はり、大寶の律令編纂せられ、明法の博士數多起りて、法學研究の聲六道を振ひしと雖も、明治の聖代に及びては、羅馬法の精神を有する歐西の法律を繼受するの已むなきに至れり。由是觀之、古代とは雖も如何に羅馬の法律の法律らしきかを知るべし。宜なる哉彼の獨逸の法學者イエリングが羅馬の三回世界を晝覆せし事實を驚嘆し、諸國の學者此羅馬法の研究には力を盡し、我國に於ても今日公私の諸學校に之を一の科目として置けるとや。亦以て法律學の羅馬に濫觴せしを見るべし。

## 三　法とは何ぞや

**答**　法とは甚だ廣汎なる意義にして、總て宇宙に行はるゝ處の法則即ち是れなり。此意義に從へば、法律以外に於ても法あり、宗教界物理界に於ても法あり、法律界に於ても法あり。總て因果の關係を意味するものたり。普通、法とは何ぞやと問はゞ此の如き答辨を以て可なりとす。

## 四　法律とは何ぞや

**答**　法律には廣狹二義あり。廣義に從へば人類共同生存の規則として權力を以て維持せらるゝ國家の意思を言ひ、狹義に從へば人類共同生存の規則として帝國議會の協賛を經

法律の形式を以て公布せられ而して權力に依りて維持せらるゝ國家の意思なりといふを得べし。廣義に從へば、憲法も命令も均しく法律なり。狹義に從へば憲法、命令の如きは帝國議會の協贊を經たるものにあらざれば、是れ法律と言ふべからず。法律なる語辭を廣義に解すると狹義に解するとにより、結果に此くの如き差異を生ず。果して何れに解すべきか。廣狹何れに解するも決して誤謬にあらず。然れども之を廣義に解する時は憲法も命令も皆是れ法律にして、彼の議會の協贊を經たる法律と混淆して、復た區別する能はざるのみならず、我が現行法に於て法律といふ時は、總て之を狹義の意味に從ていふものなれば、宜しく法律を狹義に解すべし。單に法律といふ時は須らく帝國議會の協贊を經たる法律に限るものとして現行法を解すべし。法律の意義既に此くの如し、故に議會の協贊なきものは法律にあらず、人類共同生存の規則とするものに非らずんば法律にあらず。國家の意思として權力を以て維持せらるゝにあらざれば以て法律といふべからず。法律と稱する以上は必ず(一)人類共同生存の規則とすると(二)國家の意思なると(三)權力を以て維持せらるゝとを要す。此中一の條件だも欠く時は法律にあらず。

## 五　人定法とは何ぞや

答　人定法とは人類共同生存の規則として人類の制定を俟ち權力を以て維持せらるゝものなり。而して之を制定するものは即ち是れ國家なれば、結局人定法なる語辭は廣義の法律と同一の意味を有す。即ち人定法とは憲法、法律、命令を總稱するの語辭なり。



## 六　自然法とは何ぞや

答　自然法とは人類共同生存の規則として、人類の制定を待たず、自然に存在するものなり。人定法は人類の制定を待て初めて出づるものなりと雖も、自然法には人類の制定なきを要す。若し夫れ人類の制定あらんか、是れ自然法にあらずして、人定法たり。此くの如く自然法には人類の制定なきものなれば、彼の道德、宗教の如きは此の自然法に屬す。

## 七　法と自然法との別は如何

答　自然法は人類の制定なくして、出づるものにして道德宗教等之に屬すとすれば、法と自然法との別は如何、宗教道德も豈に法にあらずや、然るに之を自然法といふ、兩者の差違は如何とは、是れ初學者の間に起るべき問案なるべし。然れども法といふ時は、其範圍自然法よりも廣し、自然法は法よりも其範圍狹し。故に法と言へば人定法をも包含すと雖も、自然法といふ語中には人定法を包含せざるは明かなり。故に宗教道德は法たると同時に自然法たりと雖も、若し問題を換へて、法律命令は如何といふ時は、斯は法なれども、自然法にあらざるを知るべし。是れ兩者の別なり。

## 八　法律と憲法及命令の別如何

**答** 法律は帝國議會の協贊を經たるものなるとを要す。然れとも憲法は議會の協贊を經す。是れ其法律と異なる處なり。委細は第二章憲法とは何ぞやとの答辨中に說明すべし。命令は議會の協贊を經るものにあらず、勅令省令府縣令以下のもの即ち是れなり。是れ其法律と異なる處。而して法律命令を以てしては、憲法を改廢するを得ず。是れ法律命令の憲法と異なる處なり。

## 九　法律の種類を問ふ

**答** 法律を幾多の方面より觀察して、其種類を大別すれば、(一)公法と私法、(二)成文法と不文法、(三)母法と子法、(四)普通法と特別法(五)强行法と聽容法、(六)實體法と形式法等となる。

## 一〇　公法と私法との別

**答** 公法私法の區別は羅馬法以來多くの學者が其標準を立てんとして苦心し、互に甲論乙駁研究に研究を重ねたれども、今日に於て尙ほ定說なし。試みに其一二の學說を擧げんに(一)公法とは國家の利益を目的とする法律なり私法とは一私人の利益を目的とする



法律なりと、然れども此說採るに足らず、公法に於ても私法に於ても均しく法律として公の秩序を保持するものたる以上は、皆一私人の利益を目的とすると同時に、國家の利益を目的とするものなればなり、(二)公法とは國家相互間若くは國家と臣民との關係を規定したる法律にして私法とは臣民相互の關係を規定したるものなりと、此說亦謬れり、何となれば、若し此說に從へば彼の政府と人民との間に請負賣買其他の法律行爲ある場合に、之を支配する法律は、是れ國家と臣民との干係を規定したるものなれば、公法なりと言はざるを得ざるも、之を支配する法律は民法といふ私法なるを以てなり、(三)公法とは權力關係を規定したる法律なり私法とは權利關係を規定したる法律なりと、此說は前二說の如くならず、當を得たるものゝ如し。權力とは强制力即ち國家機關若くは臣民に對する命令的の意味にして、權利とは平等的即ち臣民相互間に於ける意思の主張に止まるものなり。故に此意義に從へば憲法行政法訴訟法の如きは公法にして、民法商法の如きは私法たり。予は姑く此說を採る。

## 一一　成文法と不文法

**答** 成文法とは法律が文字によりて明示したる法律を言ひ、不文法とは之に反して、文字に依て明示せず、一定の慣習條理に對して、國家が暗に之を認めて法律たるの効力を與ふるものなり。即ち我國に於て成文法といふ時は、彼の刑法訴訟法等の如き、法典と

して明文を以て臣民に明示したるものにして、不文法といふ時は、彼の商人間に行はるゝ慣習は、是れ法律にあらずと雖も、法律が之を認めて法律と同樣の効力を與ふるものゝ如きを稱するものとす。要するに二者の別は一は法律が明文を以て之を規定すれども他は然らざるにあり。成文法は又之を成法とも言ひ、成文律とも稱し、不文法は之を不文律とも稱し、一に慣習法といふ。

## 一二　母法と子法

**答** 母法とは子法に對する語なり、子法とは例へば甲の法典を模範として乙の法典を編制したりとせば、乙の法典は即ち子法なり。此場合に於て甲の法典は母法たり。尚ほ例へば我民法は獨國民法を模範典型として、之を編したるものとせば、是れ獨國民法は母法にして、我國の民法は子法たり。故に母法とは關係的の語辭にして、子法を産み出す處の法律にして、子法は其母法によりて産み出されたる法律なりといふを得べし。

## 一三　普通法と特別法

**答** 普通法と特別法とは、是れ亦母法と子法との間に於けるか如く關係的の區別なり。普通法とは總て一般の原則として制定せられたる法律にして、特別法とは其普通法に對して例外的の規定を爲す法律なり。故に民法は一般人民の普通原則として存在する法律なれば取りも直さず普通法たり、商法は此民法に對して例外的の規定を爲すものなれば即ち特別法なるか如し。



## 一四　強行法と聽容法

**答** 強行法とは當事者の私約によりて變更するを得ざるものにして、聽容法とは或る法規に就ては其取捨撰擇を當事者に任せて、唯一旦之に據りたる以上に於ては其支配を受けざるべからずとするものなり。是れ羅馬法の別なり。今日我國に於ても亦之に從ひて敢て差支なし。故に此兩者の別は規定の性質の如何によるものたり。通常多くは公益を主とする規定、警察に關する規定又善良の風俗に關する規定等は强行法にして、然らざるものは多くは聽容法なり。從て强行法の規定は命令或は禁止の文詞を以て之を表はすを常とす。例へば私法に於ては「要す」又は「得す」との語法の如き即ち是れなり。然れとも此くの如き語法なりとても毎に必ずしも强行法といふべからず、聽容法あるとは往々にしてある處あり、唯た多くの塲合に於て然りといふのみ。

## 一五　實體法と形式法

**答** 實體法とは各人行爲の實質に就て規定したるものにして、形式法とは其形式即ち實體法に干する訴訟手續法たり。故に實體法は眞正に法律の目的の存在する處にして、形

式法は其實體法を適用する一の機關たるに過ぎさるのみ。實體法は民法商法刑法等の如きものにして、形式法は民事刑事訴訟法、人事訴訟手續法、非訟事件手續法の如きもの即ち是れなり。故に形式法は一に之を手續法と稱す。

## 一六　法律と道德との別

**答** 法律は自己と他人との關係を主眼として規定せられたるものなりと雖も、道德は自己を中心として存在するものなり。約言すれは法律は人格の對立を目的とすれども、道德は人格の完成を目的とす、人格とは自主自存の目的なり。是れ兩者の別なり。此くの如く法律は人格の對立なり、是に於てか秩序の問題を生す、道德は人格の完成なり、是に於てか風俗の問題を生す、秩序は法律に關聯すれども、風俗は道德によりて左右せらるゝものなり。學者或は法律は人の外部に關するそものにして、道德は人の內心に關するものなりといひ、或は法律には制裁の伴ふものなれども、道德には伴はずといふものあれとも、皆是れ事實に反したる謬說のみ。然れとも其人類社會の規則たる點に於ては一なり、法律あるも道德なくんば社會團躰は圓滿に治まるべきにあらず。故に吾人は法律を守ると同時に道德に從はざるべからず。

## 一七　宗教と法律との別



**答** 宗教は新人格の樹立なり。法律は既述の如く人格の對立にして、人類の一切の生活關係を調査して、分賦的集合的正義に基きたる生活の考案を造るを以て其理想となし。道德は人格の完成なり、人格を完全の城に進むるを以て其目的とす。而して宗教は道德の如く人格の完成と觀るも差支なきか如しと雖も、宗教は道德と異なりて出世間の問題に關するを多し、無神教も有神教も此點た於ては異なる處なし、故に單に人格の完成と言はすして、新人格の樹立と謂はんとす。祖先教も佛教も基督教も皆均しく新人格の樹立たり。宗教は此くの如く高尙なる新人格を樹立するにあり、利欲名達を欲する自然人類の性格を變して博愛慈善の新人物を造るにあり。從て宗教は國家主義と其間に往々衝突を來すときにあらずと雖も、是れ素より一時の現象にすぎずして、本來兩者の間に氷炭相容れざるの關係あるにあらず。是れ法律と宗教との別にして、又宗教と道德と異なる處なり。

## 一八　權利とは何ぞ

**答** 權利の定義に就ては學說紛々たり、或は權利とは法律によりて與へられたる意思力又は意思の支配なりといひ、或は權利とは法律上保護せられたる利益なりといひ、或は人類の意思力の承認に由りて保護せられたる利又は益なりといふものあれども、皆以て當を得す。予は權利は生存維持の爲めに國家が權力の作用によりて各人に認めたる自由

なりと言はんとす。換言すれば權利は法律によりて生じ、各人の自由によりて主張し得らるゝものなり。故に法律に因らざるものは權利にあらず、各人の自由によりて主張し得らるものは義務なるとはあれども權利にあらざるなり。人が物を所有し、占有し、留抵當に取り、或に金錢を貸與し、贈與を受くるの契約を爲し、家宅を借用するのれざ契約等より生して、主張し得らるゝものは皆權利なりとす。其主張を受くべきもの置し、は義務なり。

## 一九　權力とは何ぞ

**答** 權力とは絶對無限の強制力なり、不平等者間に行はるゝ命令的關係なり。權利は唯だ之を主張し得るに止まりて強制力なし、故に例へば金錢を他人に貸與して其者が返金せざるとあるも、貸主は唯だ僅に之を催促するか、若くは裁判所に訴ふるより外なく、決して腕力を以て借主の物を奪取する等を許さずと雖も、權力を有するものは、其者の財產を差押へ、或は之を賣却し、時としては其者を拘束するとを得べきが如し。是れ權利には强制力なきも、權力には之れあるを以てなり。彼の警察官が人民に對し命令し、或は其他の官吏が人民に對して命令するは是れ權利にあらずして權力の結果なり。然れども此等の官吏は、己れ固有に此權力を有するにあらず、國家の機關として働くものなるが故之を有するのみ。固有的に之を有するものは國家のみ、國家以外に於ては有するものなし。故に此權力は國權、命令權、統治權、最高權、主權と同一の意味を有す。



## 二〇　公權と私權

**答** 公權は公法の規定によりて生するものにして、私權は私法の規定によりて生するものなり。公法は權力關係の法律にして、私法は權利關係の法律なるとは既に公法私法の別に於て述べ、又權力と權利とも既に之を說けり。斯くいふ時は公權私權の何物たるを知るべし。即ち公權は權力關係を規定する法律より生したるものにして、私法は權利關係を規定する法律より生したるものなり。此の二者の區別に就ても學說紛々たれども、予は姑く斯說を採る

## 二一　權利と法律

**答** 權利と法律とは同しからず、權利は法律の結果より生するものなり、法律は權利を生するものなり、法律は泉源にして權利は流未なり。是れ二者の區別とす。

# 第二章　憲法

## 第一節　總論

### 一　帝國憲法とは何ぞや

**答**　憲法は必ずしも國によつて同しからず、帝國憲法と歐州諸國の憲法とは大に其沿革内容を異にす。然れども帝國憲法とは何ぞやと言はゞ、予は、

帝國憲法とは國家が成文を以て國體及政體の大原則を現はしたるものにして法律以上の効力を有するものなり。

と答へんと欲す。此定義を分拆して其性質を示せば左の如くなるべし。

第一、帝國憲法は國家の意思なり　國家が定めたるものなれば、即ち其國家の意思たるは論を俟たずして明なり。而して國家とは主權者即ち天皇を意味すれば、即ち憲法は天皇の意思なりと言ふを得べし。歐州諸國に於ては國家と天皇とは全く別種のものにして、天皇は國家の機關なりといふ説を採るを以て、憲法は國家の意思なれども天皇の意思にあらずとすれども、我國に於ては決して此くの如き學説を採らず、國家も天皇も同一なりとの法理を採るを以て、憲法は國家の意思なりといふも、將た天皇の意思なりといふも結局同一にして何等の差違なし。帝國憲法を解釋する上に於ては此くの如く國家は即ち天皇とするなり。夫れ然り憲法は國家の意思なり。此點多くの法律と同一なり、法律も即ち國家の意思たり、憲法も法律も國家の意思たる上に於ては同一なり。



第二、憲法は國家が其意思を成文に依て發示したるものなり　成文とは第一章に於て述べたる如く、文字を以て表はしたるもの即ち明文をいふものとす。而して憲法は國家が其意思を明文を以て表示したるものにあらざれば、是れ以て憲法と稱すべからず。憲法と稱する以上は、國家の意思と雖も明文を以て定めたるものなるとを要す。故に我が憲法は英國憲法の如く不文法即ち慣習法を認めざるなり。慣習法は成文法にあらずして成文にあらず、一の慣習は決して成文にあらず故に憲法たる能はざるなり。

第三、憲法は國體政體の大原則を規定したるものなり　即ち國家發達の上に於て極めて必要なる國體及政體の大體の原則を規定したるものなり。若し夫れ其細則に至ては之を法律命令に讓るものとす。是れ憲法は法律命令の如く時々の改廢を許さゞるものなれば、多少永久に亘り變更すべからざる大原則にあらざれば不都合あれども、法律命令に至ては必ずしも然らざるが爲めなり。

第四、憲法は法律以上の効力を有するものなり　憲法も法律も命令も均しく是れ國家

の意思たり、其國家の意思たる上に於て決して甲乙あるにあらず、敢て効力に強弱あるにあらず。然りと雖も帝國憲法によれば、法律命令を以て憲法を廢止變更するを能はざる旨を規定せり、是れ豈に法律命令の効力は憲法に及ばざるが爲めにあらずや。故に憲法が法律以上の効力を有すとは、唯た其法律命令を以て憲法の條項を廢止變更するを能はさるの意味にすぎざるなり。由是觀之、憲法の法律にあらざるとを知るべし、既に述べたる如く、法律は議會の協賛を經て發布したるものなるとを一の要件とすれども、憲法は議會の協賛を經ざるものなり、故に法律にあらず、法律の上にあるものなり。若し夫れ法律を廣義即ち實質的に解釋し、若くは法といふ時は憲法をも包含するは是れ論を俟たざるのみ。

## 二　形式的憲法と實質的憲法

**答**　形式的憲法とは法律以上の効力を有する憲法即ち通常の法律を以て改廢する能はざるものをいひ、實質的憲法とは之に反して普通の法律と平等の効力を有するもの即ち法律を以て改廢し得べきものを言ふ。我國の憲法は正に形式的憲法たり。

## 三　帝國憲法を改正するには如何なる手續を要するや

**答**　憲法の條項を改正するに就ては普通の法律と手續を異にす。即ち帝國憲法第七十三條は之を宣明せり。同條に「曰く將來此の憲法の條項を改正するの必要ある時は勅令を以て議案を帝國議會の議に付すべし此の場合に於て兩議院は各々其總員三分の二以上出席するに非らざれば議事を開くとを得ず出席議員三分の二以上の多數を得るに非らざれば改正の議決を爲すとを得ず」と、又憲法發布の勅語に曰く「朕及び朕が繼統の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此憲法に定めたる要件により之を議決するの外朕が子孫及び臣民は敢て之が紛更を試みるとを得ざるべし」と之に依て憲法改正手續の深重なるを知るべし。

## 四　憲法は之を廢止するとを得るや

**答**　帝國憲法に依るも之を改正するの手續は之を定めたれども、廢止に就ては何等の規定なし、是れ其意純對的の廢止を認めざるが爲めならむ、從て之を廢止せんとするにも其手續如何に苦むべし。故に予は憲法は絕對的に之を廢止するを得ずとの說を持するものなり。

## 五　憲法違反の法律命令及行爲は無効なりや

**答**　憲法違反の法律命令及行爲は無効なると法理上明かなり、然れとも現今我制度に於て、其違反なるや否やを審判すべき處なし、故に假令違憲の法律命令にもせよ相當の權限

を有する官廳より相當の形式を以て之を出だし、若くは違憲行爲あるも、其官廳に於て違憲にあらずといふ時は、臣民は之に對して反抗し、之を反覆せしむるの力なし。即ち實際に於て之を救濟するの法なきを以て、臣民は當該官廳より違憲にあらずとして之を命せらる時は從はさるべからさるの義務を有す。

## 六　憲法と國法との差

**答** 國法なる語意は一定せず、時として公法私法を問はず一國の法律は悉く之を國法と稱するとあり、時としては國家行政機能の大体の法則を指すとあり。前者の意味に從へは一國法律皆國法にあらざるなしと雖も、後者によれば憲法行政法を意味す。何れの意義に用ゐるも差支なしと雖も、其憲法の意味と異なるとは明かなり。

## 七　國家とは何ぞや

**答** 國家の意義に就ては學說多岐なりと雖も、予は國家とは一定の領土に人類團體を以て存在し且つ無上の權力を有する人格者なりと言はんとす、此意義に從へば國家は左の如き要素を以て成立す。

第一、國家は一定の領土を有す　國家は必ず限られたる領土を有するを以て其一要件とす。普天之下莫匪王土率土之臣莫匪王臣といふが如き世界主義は、近世の法理に於



て國家觀念として許すべきにあらず。必ず地球上或る範圍に限られたるとを要するのとす。

第二、國家には人類團體を要す　人類團體とは二人以上の人類の往復交際を意味す。必ず此の團體を要するなり。

第三、國家は無上の權力を有する人格者なり　權力とは強制力を意味するとは第一章權力の說明中に於て之を述べたり。即ち此の權力を有する人格者之を國家といふ。人格者とは自主自存の目的を有する擬人者なり。換言すれば國家は法理上より觀察したる無形物にして、絕對無限の權力を有するものなり。而して此の權力を有するものは我國に於ては天皇とす、天皇は國家として無上の權力を有す、故に結局國家と天皇とは同一に歸するに至るべし。

## 八　國體とは何ぞや

**答** 國體とは一國の主權が何人に存在するやとの狀態を意味するものなり。即ち其主權が君主にあれば君主國體にして、貴族にあれば貴族國體とし、人民にあれば民主國體とはいふなり。我國に於ては主權天皇にあると疑なければ君主國體とす。

## 九　政體とは何ぞや

**答** 政體とは一國を統治する方法機關は如何なる狀態に於てありやとのことを意味するものなり。即ち主權者が一國を統治するにつき、其手段方法として憲法を設け、統治に參與する機關に權限を委ぬる時は之を立憲政體と稱し、之に反して憲法をも設け統治機關の權限をも認めさる時は之を專制政體と稱す。之に由りて見れば我國は立憲政體たることを明かなり。

## 第二節 統治權の主體

### 一 統治權の主體とは何ぞや

**答** 統治權とは一國を統治するの權力なり、此權力は國家之を有す、故に統治權とは國家が其國の人民を支配治御せんが爲めに有する絶對無限の權力なりといふを得べし、此統治權は天皇が國家として之を有す。故に統治權の主體とは統治權の本體即ち其所在を意味し、而して其所在は國家にして、天皇之を掌握するものなれば、結局統治權の主體とは天皇を指すものとす。此統治權は或は之を國權ともいひ、命令權とも主權ともいふ皆異名同實なり。

### 二 天皇の國法上の位地



**答** 我國法上天皇とは何ぞやと問へば、須く天皇とは國の元首にして統治權を總攬するものなりと答へざるべからず。夫れ然り天皇は一國の統治權總攬者なり。尙ほ左に項を分ちて天皇の位地を明にせん。

第一、天皇は統治權總攬者なり　統治權を各方面より觀察して大別すれば立法權司法權行政權の三權となる、天皇は此の三權を總攬するものなり、勿論司法權に就ては裁判所に委ね、立法權に就ては議會の參與を要し、行政權に就ては各省大臣を置くと雖も、是れ施政上便宜の爲めにして、之に由て決して天皇の統治權を分割するものに非らず、統治權は依然として天皇之を總攬するものなり。或る學者は天皇は統治權を總攬すと雖も、是れ國家の機關として之を總攬するものなり、其總攬は即ち機關たる所以なり、本來の總攬者は國家にして、天皇は此國家の手足即ち機關として統治權を行ふものなるとは、彼の會社の役員が會社を代表して會社の權利を行ふが如しといふものあれども、是れ我國に於ては採用すべからざるものたり。我が國法の上に於ては天皇は固有に統治權を總攬するものなりとの法理を採らざるべからず。

第二、天皇は本にして憲法は末なり　或は憲法は國家の基本法にして天皇も之に束縛せらるゝを以て、天皇は末にして憲法は本なりといふものあれとも是れ非なり。天皇が憲法を設けたるは、唯た其施政の方針を明にするのみに止まるものなれば、憲法は末にして天皇は本なりといふべし。

第三、天皇の地位は法律の規定に基くにあらずして國體其ものゝ關係に基くものなり
大臣以下凡百の官吏公吏は法律の規定に基き以て其資格を得と雖も、天皇は然らず、
我國體の性質に基くものなり。又以て大臣以下は國家の機關たれども、天然は然らさ
るの理を知るを得ん。

## 三 天皇は神聖にして侵すべからずとは如何なる意味を有するや

**答** 天皇は神聖にして侵すべからずとは是れ憲法第三條の宣明する處なり。此意義を約言すれば天皇は法律の前に責任なしといふことなり。凡そ法律ある以上は人類は其法律に對して必ず責任を負はさるべからず、如何なる貴賤と雖も必ず法律に從ふ義務を有す。然れども天皇は決して法律に對して責任なし、假りに天皇が殺人犯を爲すとするも、刑法を以て其罪を論すべからず、一私人と民事契約を結ふも、之を律するに民法を以てすべからず、訴訟法を以て之を問ふべからず、總ての法律に悉く責任なきなり。全く天皇は法律以外に超然たり。是れ法律は國家の意思にして天皇の之を制定するものなれば、已れの制定物に拘束せらるゝの所以なしとの法理を取れるか故なり。

## 四 三權分立とは何ぞや



**答** 三權とは本節天皇の國法上の位地を述べたる時に一言せしが如く、立法權、司法權行政權の三權をいふ。或る學派は此三權は互に分立す、即ち司法權は裁判所之を掌り、立法權は議會之を握り、行政權は天皇之を有す、此三權は互に相對立するものなり、此の三權を總稱して統治權といふ。然れども今日我國法上此三權分立說は全く誤謬なり、三權は互に其主體を異にして分立せるにあらず、其主體は一なり、國家なり、天皇なり、天皇が此三權を總攬するものなれば、我國に於ては三權分立にあらず。況や此三權とは一個の統治權の本體其ものゝ區別にあらずして、其作用より生したる便宜的名稱に於てをや。

## 五 天皇は隱居を爲すことを得るや

**答** 一私人は民法に從ひ隱居を爲すことを得れとも、天皇は隱居を爲すことを得ざるなり。是れ我皇室典範によれば、皇位繼承の場合を崩御にのみ限りて、其他の場合を言はざればなり。

## 六 皇位繼承は如何なる場合に於て生するや

**答** 天皇崩御の場合に於て生す。

## 七　皇位繼承者の資格

**答**　天皇崩御し、其皇位を繼承し、以て天位に代るの資格あるものは、左の二條件を具備するを要す。

第一、萬世一系の皇統たるとを要す　即ち歴代の天皇の直系の子孫をいふものとす。

第二、男系の男子たるとを要す　即ち男皇胤にして其生まれたる子孫も亦男兒なるを要す。女子の登位は我國法の許さゞる處なり。

## 八　皇位繼承の順序

**答**　皇位繼承の資格を有するもの數人ある時は左の方法により、其一人、天位に登る。

第一、親等の遠きものよりも近きものを先きにす　即ち一等親の者と二等親のものとある時は一等親を先きにするが如し。

第二、同等親の間に於ては幼よりも長を先きにす

第三、同等親の間に於ては庶系よりも嫡系を先きにす　即ち同等親の間に於ては庶系なる以上は假令年長者と雖も、年少の嫡系に讓らざるべからず。然れども親等に於て庶系が近き時は遠き嫡系に讓るとをなし。

右に從ひ、天皇崩御と同時に瞬間に當然踐祚す、敢て特別の行爲を要せず。我皇室典範第十條に天皇崩する時は皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を受くとあるは此原則を示せるものなり。故に崩御の時、皇嗣不明なるとありて、登位遷延するとあるも、後日に至り一旦繼承すれば前に遡りて効力を生ず。



## 九　攝政とは何ぞや

**答**　天皇ありと雖も、其天皇か幼年なるか久しきに亘る故障等の爲め、政務を親らするを能はさる時に、法律の規定により當然大權を行使するもの之を攝政といふ。故に(一)攝政は天皇より委任せらるゝものにあらず、彼の凡百の官吏の如く天皇の委任によりて其資格を得るものとは異なりて、皇室典範の規定に基き當然攝政となるものなり。(二)攝政は官職にあらず、國務大臣の如く官吏にして、天皇を輔佐するものにあらず、統治の主體として即ち天皇の名を以て大權を行使するものなり。(三)攝政は天皇の代理者にあらず、是れ(一)の論理より生する結果なり、故に攝政は全く天皇と同一なり、從て攝政は亦神聖にして侵すべからず。

## 一〇　攝政を置くべき場合

**答**　我皇室典範の規定に基き、攝政を置くべき場合を擧ぐれば左の如し。

第一、天皇未成年なる場合　未成年と雖も天位を繼承するとを得。然れども此場合に

は攝政を置き、以て大權を行はしむ。通常人に於ては滿二十歳を以て成年とすと雖も、天皇は滿十八歳を以て成年とす。天皇が滿十八歳に達すれば則ち成年たり。從て十八歳以上になれば攝政を置くを要せず。

第二、天皇が久しきに亘る故障の爲に大政を親らすること能はざる時　故に久しきに亘る故障なりと雖も、大政を親らすることを得る時は攝政を置くの必要なし。之に反して大政を親らすること能はざる時は、假令久しきに亘らざる故障と雖も之を置くことを得るや否やに就ては一の疑問たり。然れども素より一日二日の短日にては假令重大なる故障の爲め政務を親らする能はざるも、事實に於て多くは左程のことあらざるべし。若し相當に久しき時なれば、攝政を置くことを得べし。

## 一一　攝政の資格及順序

**答** 攝政は成年に達したる皇太子若くは皇太孫之に任ず。皇太子皇太孫あらざる時か、又は未た成年に達せざる時は左の順序に依り攝政に任ず。但皇族女子の攝政たるには配偶者なきを要す。

第一、親王及び王。
第二、皇后。
第三、皇太后。
第四、太皇太后。
第五、內親王及び女王。



## 一二　天皇の憲法上の大權とは何ぞ

**答** 大權なる語は廣狹二義に解すべし、廣義に於て大權といへば統治權と同一の意義を有す、狹義に於て大權といへば即ち憲法上の大權を指す。憲法上の大權とは天皇が之を統治機關の權限に與へずして、親らする處の統治權をいふ。即ち憲法第一章の規定の如き是れなり。例へば帝國議會を召集し閉會し、解散し、若くは文武官の俸給を定め、官制を制定し、陸海軍を統帥し宣戰媾和を爲し、戒嚴令を布き、爵位其他の榮典を與ふる等の權は、皆是れ憲法によりて他の機關の參與を認めず、天皇親しく之を行ふものなれば、取りも直さず憲法上の大權なり。

# 第三節　統治權の客體

## 一　統治權の客體とは何ぞ

**答** 統治權の客體とは統治權の主體に對するの語なり。主體は即ち統治權の本體にして結局天皇を意味するは前節に於て述へたり。客體とは此の統治權の支配を受くべきも

のにして吾人人民と領土を指すものとす。即ち被治者なり。

## 二　臣民とは何ぞ

**答** 臣民とは國家に對して絶對的服從關係を有するものなり。外國人と雖も我領土内に存する間は我主權に服從すべきは勿論なりと雖も、外人は一旦我領土を去れば最早服從義務なきを原則とす。從て外人は絶對的服從義務なし。然れども臣民は我領土を去て外國に赴くことあるも、尙ほ我主權に服從せざるべからざるの義務を有す。

## 三　臣民權とは何ぞ

**答** 臣民權とは天皇が國土を統治する一の手段として、法律を以て臣民に認めたる權利なり、臣民權は實に統治權の賜物なり、恩惠物なり。此臣民權は甚だ多し、或は憲法を以て之を認め、或は行政法規を以て之を認め、或は訴訟法を以て之を認む。

## 四　憲法上臣民の權利は何ぞ

**答** 憲法を以て認めたる臣民權は左の如し。

第一、日本臣民は法律命令の定むる處の資格に應し均く文武官に任せられ及其他の公務に就くことを得（憲二九條）



第二、日本臣民は法律の範圍内に於て居住及移轉の自由を有す（同二二）

第三、日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし（同二三）

第四、日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝことなし（同二四）

第五、日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其の許諾なくして住所に侵入せられ及捜索せらるゝことなし（同二五）

第六、日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるゝことなし（同二六）

第七　日本臣民は其の所有權を侵さるゝことなし公益の爲必要なる處分は法律の定むる處に依る（同二七）

第八、日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざるの限に於て信教の自由を有す（同二八）

第九、日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す（同二九）

第十、日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる處の規程に從ひ請願を爲すことを得（同三〇）

## 五　憲法上の臣民義務とは何ぞ

**答** 臣民は權利を有すると同時に義務も亦之を有す。其義務は種々の法律規則によりて甚だ多しと雖も、憲法の規定せる二大義務は左の如し。

第一、兵役の義務　憲法第二十條に曰く「日本臣民は法律の定むる處に從ひ兵役の義務を有す」と是れ國家の戰鬪力は國家維持に必要欠くべからざるが故なり。

第二、納稅の義務　憲法第二十一條に曰く「日本臣民は法律の定むる處に從ひ納稅の義務を有す」と是れ資財も亦國家維持に必要欠くべからざるものなればなり。

## 六　領土とは何ぞ

**答**　領土は或は之を境土ともいひ、地球上の土地にして一國主權の行はるゝ範圍なり。故に我主權の行はるゝ土地は即ち我領土にして、我主權の行はれざる處は我領土にあらざるなり。

# 第四節　統治權の機關

## 一　統治權の機關とは何ぞ

**答**　機關とは自主自存の目的を有せず、他の爲めに其手段として働くものなり、換言すれば一の器械なり。故に統治權の機關とは統治權の手段として働くものをいふ。議會、裁判所、政府の如き即ち是れなり。



## 二　帝國議會の沿革

**答**　帝國議會は始めて明治二十三年に之を創立したるものにして、天皇が統治の一手段として之を認めたるものなり。其以前に於ては帝國議會なるものなし。仝年之を創立し今は第十八回議會となれり。

## 三　帝國議會の性質（議會の國法上の位置）

**答**　帝國議會は憲法上統治機關の一なり、主として天皇の立法權に參與す。夫れ議會は一の統治機關なり、天皇が國土を統治する一の手段として憲法を以て認めたるものなり。歐州に於ては或は議會は天皇と對立して、法律制定につき天皇が申込を爲して、議會は之を承諾するものなりと雖も、我國に於ては然らず、一の機關なり、天皇の機關なり唯た天皇に對し協贊の任に與かるのみ。

## 四　帝國議會は國民を代表するものなりや

**答**　若し政治上の意味を以てすれば國民を代表するといふも可ならんも、之を法律上より觀れば、議會は國民を代表するものにあらず、前述の如く議會は一の統治機關なれば、其天皇に對する位地は裁判所政府と異なるところなし。裁判所政府が國民の代表者にあらざ

るが如く議會も亦代表者にあらず。論者或は國民が議員を選擧するおよびて、其選擧は即ち代理の委任なり、委任に基て議員は生ずるものなり、從て議員の集合より成る議會は豈に國民の代理者にあらずやと。然れども是論謬れり。選擧は決して代理の委任にあらず。國民の權利たると同時に義務として行ふものなり、國家に對する役目として行ふものなり、決して代理の意味を有せず、從て議會は國民の代表者にあらず。

## 五　帝國議會の組織

**答**　帝國議會は貴族院と衆議院を以て之を組織す。貴族院は或は之を上院といひ、衆議院は之を下院とも稱す。

貴族院は左の議員を以て之を組織す。

第一、皇族　皇族の男子成年に達したる時は議席に列し、終身議員たり。

第二、公侯爵　公侯爵を有する者滿二十五歳に達したる時は議員たるべし。其任期は終生とす。

第三、伯子男爵各其の同爵中より選擧せられたる者　伯子男爵を有する者にして滿二十五歳に達し、各〻其同爵の選に當りたる者は七個年の任期を以て議員たるべし。其の選擧に關する規則は別に勅令を以て之を定む。但此議員の數は伯子男爵各總數の五分の一を超過すべからず。



第四、其他の議員　國家に勳勞あり、又は學識ある滿三十歳以上の男子にして、勅任せられたる者は終身議員たるべし。各府縣に於て滿三十歳以上の男子にして、土地或は工業商業に付多額の直接國稅を納むる者、十五人の中より一人を互選し、其選に當り勅任せられたる者は七個年の任期を以て議員たるべし。但此等の議員は有爵議員の數に超過するを得ず。

衆議員は皆選擧によりて當選したる議員を以て組織す。左に畧述せん。

第一、選擧資格　選擧人は左の資格を備ふるとを要す。

(一)　日本住民の男子にして、年齡滿二十五歳以上の者。

(二)　選擧人名簿調製の期日より前滿一年以上、其府縣内に於て本籍を占め、住居し、仍引續き住居する者。

(三)　選擧人名簿調製の期日より前滿一年以上、其府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者。但所得稅に就ては人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納め仍引續き納むる者に限る。家督により財産を相續したる者は、其財産に付彼相續人の爲たる納稅を以て其者の納稅したるものと看做す。

第二、被選擧資格　被選人たるとを得る者は、日本住民の男子滿三十歳以上の者。

## 六　帝國議會の職務權限

**答** 帝國議會の職務權限の重もなるものを擧ぐれば左の如し。

第一、法律案の議決　法律は其成立の形式として、必ず議會の協贊なからざるべからず、議會が玆に協贊し、天皇之を裁可して初めて法律存在するものとす。若し議會に於て否決する時は、天皇と雖も之を裁可して法律となす能はず。

第二、豫算案の議定　國家の歲入歲出は毎年豫算を以て帝國議會の協贊を經べし。議會に於て豫算を議定せず、又は豫算成立に至らざる時は、政府は前年度の豫算を施行すべし。

第三、決算の承諾　豫算は事前の計算なれども、決算は事後の計算なり。彼の豫算の款項に超過し、又は豫算の外に生したる支出は是れ決算によりて爲すべき計算なり。此國家の歲入歲出の決算は會計檢査院之を檢查し、政府は其檢查報告と俱に之を帝國議會に提出し、其承諾を求むる事を要す。

第四、緊急勅令の承諾　天皇は緊急勅令を發するの權あるとは憲法第八條に規定せる處なり。此勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし。若し議會に於て承諾せざる時は政府は將來に向て其効力を失ふ事を公布せざるべからず。

其他帝國議會は天皇に對して上奏するの權、政府に建議するの權、臣民より呈出する請願を受くるの權、質問するの權等甚だ多し。

## 七　法律制定の手續

**答** 法律を制定するには左の手續を經るものとす。

第一、發案　發案とは之を提案ともいひ、法律案を議決せんが爲め之を帝國議會に提出するをいふ。此發案權は兩院議院及政府之を有す。

第二、議決　議決とは議場に於て其法律案を討議結定するをいふ。議會が之を協贊したる時は可決といひ、之に反して否認したる時は之を否決といふ。兩院制度の我國に於ては、一院に於て協贊するも他の一院に於て否決する時は矢張り否決と云はざるへからず。兩院異議なく之を通過して初めて可決といふ。

第三、裁可　裁可とは議會が協贊したる法律案に對して天皇が法律と爲す意思を表示することをいふ。此裁可によりて初めて法律案は法律となる。

第四、公布　公布とは一般臣民に對して、其法律に從ふことを命するものなり。裁可によりて法律は存在すれども、之れのみにては未だ臣民に對して拘束力を有せず。拘束力を有するは此公布によるものとす。

## 八　帝國議會の會期

**答** 帝國議會は毎年之を召集し、三ヶ月を以て會期とす。必要ある場合には勅命を以て

之を延長するとあるべし。尤も臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集したる時は、其會期は勅命に依るものとす。(憲四一乃至四三)

## 九 議員の特權

**答** 議員の特權の重もなるものは左の如し。

第一、兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及表決に付、院外に於て責を負ふとなし但議員自ら其言論を演說刊行筆記又は其他の方法を以て公布したるときは、一般の法律に依り處分せらるべし。(憲五二)

第二、兩議院の議員は現行犯罪又は內亂外患に關る事を除く外、會期中其院の許諾なくして逮捕せらるゝことなし。(憲五三)

第三、議員は歲費を受くるの權を有す。但此權利は之を拋棄するとを得べし。

## 一〇 停會と休會との別

**答** 停會とは天皇が議會に議事の中止を命するものなれとも、休會とは議會の都合により自ら議事の中止を爲すものなり。

## 一一 解散と閉會との別

**答** 解散は會期の中途に於て天皇が大權を以て其期の議會の終了を命するものなれども、閉會は會期の盡きて、當然議會の終了を命するものなり。

## 一二 國務大臣の性質

**答** 國務大臣は憲法上に於ける統治機關の一なり。天皇が國土を統治する爲めに設けたる一の機關なり。

## 一三 國務大臣の職務

**答** 國務大臣は天皇を輔弼するものなり。此輔弼を爲すに就ては或は積極に、或は消極に出づるとあり。積極とは自ら進んて天皇に策を獻するとをいひ、消極とは天皇の諮問に對して答ふるをいふ。國務大臣の會議する處を內閣といふ。此內閣に於て國務大臣の權限として認められたるものは左の如し。

第一、法律案及び豫算決算案。

第二、外國條約及び重要なる國際事件。

第三、官制又は規則及び法律執行に關する勅令。

第四、各省間の權限爭議。

第五、天皇より下附せられ又は帝國議會より進附する人民の請願。

第六、豫算外の支出。
第七、勅任官及び地方長官の任免及び進退。
第八、其他各省主任の事務につき高等行政に關係し事體稍重きもの。

## 一四 國務大臣の責任

**答** 國務大臣は天皇を輔弼する職務を有する結果として、若し其輔弼の任を完ふせざる時は責任を生ず。此責任は天皇に對して有するものなり。學者或は此責任を大臣に副署の義務ある結果とすれとも是れ謬れり。

## 一五 國務大臣の副署

**答** 法律勅令には國務大臣の副署なからざるへからず、是れ大臣の參與せしを明にするものなり。然れとも副署は決して承諾にあらず、大臣之を欲せさるも、天皇之を命する時は必ず副署せざるべからざる義務を有す。

## 一六 樞密顧問とは何ぞ

**答** 樞密顧問とは天皇が大權を行使するに就ての最高の顧問府なり。樞密顧問は外部に對する職權を有せず。唯た内部に於て天皇顧問の府たるのみ。此府を樞密院といふ。乃



ち現今の官制によれば、二十五人の樞密顧問を以て樞密院を組織するものなり。まことに樞密顧問は樞密院官制の定むる處に代り、天皇の諮詢に應へ、重要の國務を密議するものたり。官制により其職務を擧くれば左の如し。

第一、皇室典範に於て其權限に屬せしめたる事項。
第二、憲法の條項又は憲法に附屬する法律勅令に關する事項。
第三、憲法第十四條戒嚴の宣告、同第八條及び第七十條の勅令及び其他罰則の規定ある勅令。
第四、列國交涉の條約及び約束。
第五、樞密院の官制及び事務規程の改正に關する事項。
第六、前諸項に掲くるもの、外、臨時諮詢せられたる事項。

# 第五節 統治權の作用

## 一 統治權の作用とは何ぞや

**答** 作用とは働きといふ意味なり。即ち統治權の働きをいふものとす。凡そ其本體ある以上は必ずや其働きなからさるべからず。統治權の作用は統治權の本體が活動する形式なり。機關は假令廢止せらるゝもありとするも、作用は決して廢止さるべきものにあら

ざるなり。此の作用は法規と處分とす。法規も處分も統治權の本體にあらず、其本體より生ずる働きなり。

## 二　法規と處分との別

**答** 法規とは或る事柄を豫想して之に一定の法律上の結果を付與するものをいふ、法律規則即ち是れなり。處分とは其法規により特定の事件に對し特定の行爲を命令するものなり。是れ二者の別なり。

## 三　緊急勅令とは何ぞ

**答** 緊急勅令とは天皇が公共の安全を保持し、且つ其災厄を避くる爲、緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て發する、法律に代るべき勅令をいふ。從て此の勅令は法律と同一の効力を有すべければ前の法律を改廢するの効力を有す。然れども此勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし。若議會に於て承諾せざる時は、政府は將來に向て其の効力を失ふことを公布すべし。(憲八)

## 四　命令の種類を問ふ

**答** 命令は議會の協賛を經ざる國家の意思なり。其種類の重なるものは左の如し。



第一、緊急命令（即ち緊急勅令）。第二、大權命令。第三、獨立命令。第四、執行命令。第五、行政命令。

## 五　大權命令とは何ぞ

**答** 大權命令とは天皇が憲法上の大權の作用として發する命令をいふ。憲法上の大權に就ては前に述べたれば參照すべし。例へば俸給令、官制命令、文官任用令、戒嚴令の如きもの即ち是れなり。

## 六　執行命令とは何ぞ

**答** 執行命令とは法律を執行する爲めに更らに設くる命令をいふ。故に執行命令には必ず、前の法律の存在を目的とす。

## 七　獨立命令とは何ぞ

**答** 獨立命令とは執行命令に對する稱呼にして、前の法律を執行する爲めに發する命令にあらずして、獨立して發する命令なり。即ち天皇が公共の安寧秩序を保持し臣民の幸福を增進する爲に發し、若くは機關をして發せしむる命令是れなり。

## 八　行政命令とは何ぞ

**答**　行政命令の意義は學者により區々たれども、多くは獨立命令と執行命令の二者を包含して指すものとす。

## 九　豫算とは何ぞ

**答**　豫算とは法律にあらず、命令にもあらず、議會の協賛を經て、成立する財政の計畫にして、收入支出を爲すが爲め必要なる條件なり。而して國家の歲入歲出は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を得べし。此協賛を經るに就ては其案を前に衆議院に提出すべし。若し帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざる時は政府は前年度の豫算を施行すべし。（憲六四、六五、七一）



# 第三章　行政法

## 一　行政とは何ぞ

**答**　行政の何たるやに就ては學說區々たり。然れとも其最も正當なりと信するものを擧ぐれば、行政とは天皇の裁可若くは親裁に依る國權の作用と民刑事の訴訟に關する裁判とを除きたる爾餘の範圍に於ける國權の作用なりといふを得べし。故に（一）行政は國權の作用なり、（二）行政は民刑事の訴訟に關する裁判にあらさるものなり、即ち司法行爲にあらさることを要す、（三）行政は天皇の裁可及び親裁に依る國權の作用にあらさることを要す、是れ立法行爲及大權作用にあらざる國權の作用なりといふ意味なり。故に行政は立法司法及び大權の作用にあらざる國權の作用なり。

## 二　行政、司法、立法の別

**答**　行政の意味は右述べたる如し。司法とは民刑事に關する裁判所の行爲なり。立法とは議會の協賛により法律を制定するものなり。此別に就ても學說區々たり。予は普通一般の學說を紹介するに止めんとす。

## 三　行政の目的とは何ぞ

**答** 行政の目的は二種の目的を有す、(一)積極的に人民の慶福を增進するの目的、(二)消極的に自個の生存と社會の安寧とを維持するの目的、即ち是れなり。これ國家の目的なり。行政の目的も亦然り。

## 四　行政法とは何ぞ

**答** 行政法とは行政に關する一切の法規なり。故に行政法は民法商法の如く整然たる法典にあらずして、時々發布せる斷篇散章より成るものとす。

## 五　行政法學と行政學との別

**答** 行政法學は法律學の一部分なり、之に反して行政學は寧ろ政治學に屬す。換言すれば法の是なるものと非なるものとを問はず、冷靜に法の原理を闡明するは行政法學の本領とする處なれども、之に反し行政學に在ては如何なる國情の下に於て、如何なる時代に於て、且つ如何なる人民に對して如何に立法すべきかに關し、政治上より法を論斷するを以て其本旨とす。要するに行政法學は法を形式上より論し、行政學は之を實質上より論す、これ二者の別なり。

## 六　行政手段とは何ぞ



**答** 行政手段とは國家が行政の目的を達するが爲めに施行する處の手段方法なり。此の手段は甚た多しと雖も、之を大別すれば(一)法規と(二)處分との二となすを得べし。法規を二分して行政法律、行政命令の二と爲す。法規と處分との別は既に之を述へたり。行政法律とは行政の目的を達するが爲めに發せられたる法律にして、行政命令は行政の目的を達するが爲めに發せられたる命令なり。

## 七　官廳とは何ぞ

**答** 官廳とは一人又は數人の自然人を以て之を組織し、法令の委任により國家命令權の行使に屬する事務を、一定の範圍を限りて管掌し、國家の名に於て命令又は處分を爲す一定の意思を決定して、之を外部に發表する國家の機關をいふ。例へは司法省、大藏省其他各省を始めとして裁判所收稅署等の如き皆是れなり。

## 八　官廳と官職との別

**答** 官廳の意味は前述の如し、官職とは各個人が一定の事務の範圍を委任せらるゝが爲め、有する地位なり。從て官職は必ず一人に屬すべきものなり。之に反して官廳は數人より成るとあり。是れ二者の別なり。例へば大藏省は官廳にして、書記官は官職なるが如し。

## 九　獨任制と合議制とは何ぞ

**答**　是れ官廳組織に關する制度なり。其一人を以て成るものを獨任制といひ、數人より成るものを合議制といふ。例へば大藏省は獨任制なり、大藏大臣の裁決にのみ任す。之に反して行政裁判所は合議制なり、數人の評定官合議して裁決するが如し。

## 一〇　地方官廳と中央官廳の別

**答**　地方官廳とは行政上の區畫により、一定の管轄區域を限りて行政する官廳にして、中央官廳とは土地の制限なく、全國に其權力を及ぼし得べき官廳をいふ。內閣、各省の如きは中央官廳にして、府廳縣廳の如きは地方官廳なり。

## 一一　內閣とは何ぞ

**答**　憲法上より見れば內閣は國務大臣の入て天皇を輔弼する處なりと雖も、行政法より見れば各省大臣の會議して、行政全體の上より其利害得失を商議するの處たり。即ち行政の統一を保持せんが爲めの機關なり。此長を內閣總理大臣とす。

## 一二　內閣の協議を經べき事件は何ぞ

**答**　各省大臣は已れの意見によりて如何なる事件と雖も、之を內閣に提出して、其協議を經るを得べしと雖も、左の事項に就ては必ず閣議を經るとを要す。

第一、法律案及豫算決算案。
第二、外國條約及重要なる國際事件。
第三、官制又は規則及法律の施行に係る勅令。
第四、諸省の間主管權限の爭議。
第五、天皇より下附せられ又は帝國議會より送致する人民の請願。
第六、豫算外の支出。
第七、勅任官及地方長官の任免及進退。
其他各省主任の事務に付き高等行政に關係して事體稍重きもの。

## 一三　各省大臣は閣議に從はざるべからざるか

**答**　從はずして可なり、若し閣議にして違法なりと思料する時は、主務大臣は已れの意を以て事を處斷し得べし。是れ各省大臣は天皇に對して直接に隷屬するものにして、內閣に隷屬するものにあらざればなり。

## 一四　內閣總理大臣の職權を畧述すべし

**答**　總理大臣は他の國務大臣と等しく一個の國務大臣たり。此點毫も他の大臣と異なるとなし。然れとも總理大臣は各大臣の主班たり。茲に至て即ち總理大臣に特別の職權あり。即ち內閣官制第二條に曰く「內閣總理大臣は各省大臣の首班として機務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保持す」と、同第三條に曰く「內閣總理大臣は樞要と認むる時は行政各部の處分又は命令を中止せしめ勅裁を俟つことを得」と、又公文式第四條に曰く「內閣總理大臣は法律勅令の範圍內に於て其職權若くは特別の委任により法律勅令を執行し又は安寧秩序を保持する爲めに閣令を發することを得」と、是等は總理大臣の最も主要なる職權なり。

## 一五　各省大臣の職權を畧說すべし

**答**　各省大臣の職權に特別のものと共通のものとあり。各省官制に明かなり。然れども今其共通の職權の重もなる一二を擧くれば左の如し。

第一、省令を發すること　各省大臣の發する省令には、法律を以て特に規定したる場合を除くの外、二十五圓以內の罰金若くは二十五日以內の禁錮の罰則を附することを得べし

第二、所部官吏を統督すること　各省大臣は主任の事務に付き警視總監、北海道廳長官及府縣知事を監督す。而して臺灣總督は二三の事項を除くの外、主として內務大臣の監督に屬するものとす。從て大臣は所轄の官吏の任免進退に關し、判任官は之を專斷し、奏任官は之を奏請し、勅任官は勅裁に依りて其大權行使に興かる。且つ大臣は所部の官吏の命令處分を停止し又は取消し、若くは之に對して訓令することを得べし。

## 一六　知事の職權を畧述すべし



**答**　知事は一般の職務身分に關しては內務大臣の監督を受け、各省主管の事務に關しては各省大臣の監督を受け、其管轄區域內に於て法律命令を執行し、且つ一般の行政事務を管理するものなり。其職權の二三を擧くれば左の如し。

第一、府縣令を發すること　知事は部內の行政事務に關し、其職權又は特別の委任に依り、管內一般又は其一部に府縣令を發することを得。府縣令は官制に依り、知事か法律勅令並に省令の範圍內に於て發する處の命令にして、十圓以下の罰金又は拘留の罰則を附することを得。

第二、所部官吏を統督すること　知事は所屬の官吏を統督し、判任官以下の任免を專行することを得。

三、職權を委任すること　知事は其職權に屬する事務の一部を郡長又は島司に委任することを得。

第四、所屬官吏の命令處分を停止取消すこと　府縣令及知事の處分に對し、各省大臣が

之を取消し又は停止するの權あるが如くに、知事も亦其管轄區域内に於ける郡長又は島司の處分若くは命令の成規に違ひ、公益を害し、又は權限を侵するものありと認むる時は其處分若くは、命令を取消し又は停止することを得るの權あり。又積極的に訓令指令を下すの權あり。

第五、兵力を要求すること　知事は非常急變の場合に臨み、兵力を要し又は警護の爲め兵備を要する時は、師團長又は旅團長に移牒して出兵を請ふを得べし。

## 一七　警視總監の職權を畧述すべし

**答** 一般の府縣に於ては警察行政をも知事の權限に屬せしめたり。然れとも東京に於ては之を知事に與へずして、別に獨立の機關を設け、之に與へたり。警視總監即ち是れなり。故に警視總監は東京に於て警察機能を掌るものなり。其職權の一二は左の如し。

第一、高等警察に就ては、内閣總理大臣及び内務大臣の指揮監督を受け、各省の事務に關する警察事務に就ては、各省大臣の指揮監督を受け、其他一般の事項に就ては内務大臣の指揮監督を受け、以て東京府下に於ける警察に關する事務を掌理す。

第二、東京府下の警察事務に付き、其職權又は特別の委任に代り警視廳令を發すること

第三、其主務に付き東京府下（小笠原島及び伊豆七島）の島司、郡市區長及び町村長を指揮監督すること。



## 一八　東京にのみ警視總監を置ける理由を述べよ

**答** 是れ東京府は輦轂の下に在る處の樞要の行政區劃にして、其政治上並に一般の警察事務に於て、之を東京府知事の權限に委ぬる能はずして、特に一の獨立機關をして取扱はしむるの必要あるによるものなり。

## 一九　官吏とは何ぞ

**答** 官吏とは公法上の指名行爲により無定量なる國家の事務を達すべき義務を有するものにして、官吏として待遇せらるゝものをいふなり。例へば勅奏任官、判任官、市町村立小學校教員、巡査、看守、貴衆兩院の守衛、執達吏等は官吏なれども、佛教各宗管長、公證人、消防夫、日本銀行總裁副總裁等は官吏にあらざるが如し。

## 二〇　公吏とは何ぞ

**答** 公吏とは地方團躰の吏員中にて處分權を行使するものなり。故に彼の町村長等は公吏なれども、議員は單に議決に加はるのみにして、處分權なきが故公吏にあらざるなり。

## 二一　官吏と公吏との差を擧けよ

答 (一)官吏は任命により公吏は選擧によるを原則とす、(二)官吏は國家の事務を掌り、公吏は地方團體の事務を掌るを原則とす、(三)官吏は專務職にして公吏は非專務職なるを原則とす。

## 二二 國務大臣と各省大臣との別

答 國務大臣は前章に於て述べたるが如く憲法上の統治機關の一なれども、各省大臣は行政法上の機關なり。故に國務大臣は現行憲法の存在する間は之を廢止するを得ざれども、各省大臣は之を廢するも違憲にあらず。且つ國務大臣と各省大臣とは事實の上に於ては同一人なるも、國務大臣にして各省大臣たらしむ、各省大臣にして國務大臣たらしめざるも法律上差支なし。要するに此二者は法理上全く別物なり。

## 二三 宮内大臣は國務大臣なりや各省大臣なりや

答 宮内大臣は國務大臣にも各省大臣にもあらず、唯た天皇の内庭に奏任する一の役人にして、國務及各省の大臣にあらざるなり。

## 二四 官治とは何ぞ

答 官治とは政府が直接に自己の機關によりて臣民を統治するものなり。即ち一國の行政を地方團體に委任せずして、政府に直隷する機關によりて爲すものなり。



## 二五 自治とは何ぞ(地方團體)

答 自治とは臣民自ら治むるの謂なり。官治は政府が人民を治むるの謂なれども、自治とは之に反して臣民が自ら己れを治むるなり。自治の本體は即ち自治團體(若くは地方團體ともいふ)なり。自治團體とは團體の獨立したる公法上の意思主體即ち人格者たるを害せざる範圍内に於て、自己の生存目的たる政府事務を其機關に由り、國法に準據し、國家の監督を受けて行ふものにして、即ち府、縣、郡、市、町、村是れなり。故に團體は獨立して權利を有し、義務を負ふ。然れどもこれ國家の法規によりて認容せられたるものなれば、決して國權を分割したるものにあらざるなり。況や國法に從ひ、國家の監督を受けざるべからざるに於てをや。

## 二六 市町村の組織を問ふ

答 市町村は(一)一定の疆土と(二)一定の人民の二元素より成るものとす。實に市町村は此二者を以て組織す。疆土は市町村なる地方團體が權利を執行し、義務を踐行する範圍なり。人民を分て二と爲す、住民及び公民是れなり。

## 二七 住民とは何ぞ

**答** 住民とは其市町村内に住居を占め、公共の營造物並に市町村有財産を共有するの權利を有し、及び市町村の負擔を分任するの義務あるものをいふなり。

## 二八 公民とは何ぞ

**答** 公民とは市町村の住民中公務に參與するの權を有し、又義務あるものにして以下に掲くる資格を具ふる者なり。(一)帝國臣民たること、(二)刑罰の宣告により公權の剝奪又は公權の停止を受けたるときを、(三)獨立の男子なること、獨立とは滿二十五歳以上にして一戸を構へ且つ治産の禁を受けざるものをいふ、(四)二年以來其市町村に於て地租を納め若くは直接國稅年額二圓以上を納むること、(五)其市町村公費を以て救助を受けたる後二年を經過したるとを。

## 二九 市町村の機關とは何ぞ

**答** 市町村の機關とは市町村の意思を決定し、若くは其執行に任せしめんが爲め設けたるものなり。此機關を大別して二と爲す、意思機關、執行機關即ち是れなり。意思機關とは市町村の意思を決定するものにして、市に在ては市參事會、町村に在ては市會、町村會なりとす。



執行機關とは意思機關の議決を執行するものにして、市に在ては市參事會、町村に在ては町村長とす。

## 三〇 市町村意思機關の組織(市町村會)

**答** 意思機關は或は之を議決機關ともいひ、市町村會の謂なり。市會も町村會も共に市町村公民中の選擧權あるもの〻公選によりて就職したる議員を以て組織す。其選擧の方法は市會に在ては三級選擧の方法により、町村に在ては二級選擧の方法に依る。三級選擧の方法とは選擧人中直接國稅の最も多額なる者を合せて、一級選擧人の納むる總額の三分の一に當るべきものを以て一級選擧人とし、一級選擧人の外、直接國稅の納額多き者を合せて、選擧人總員の納むる總額の三分の一に當るべき者を二級選擧人とし、爾餘の選擧人を三級選擧人とするの方法なり。又町村の二級選擧の方法も之に準し、選擧人中町村稅の納額多きものを合せて、選擧人總員の納むる半額に當るものを一級選擧人とし、其他を二級選擧人とす。而して選擧權を有する市町村公民は總て彼選擧權を有す。但し所屬府縣の官吏、有給の市吏員、檢察官及び警察官吏、神官僧侶其他の諸宗教師、小學校教員は市町村會議員たるとを得ず。

## 三一 市町村意思機關の權限(市町村會)

**答** 市町村會は市町村一切の事務並に從前特に委任せらるゝ事件を議決す。其事件の概目を擧ぐれば下の如し。(一)市町村條例規則を設け並に改正するも、(二)市町村費を以て支辨すべき事業、(三)歲入出豫算を定め豫算外の支出及び豫算超過の支出を認定するもの、外使用料手數料市稅及び夫役現品の賦課收徵の法を定むるも、(五)市町村有不動產の賣買交換讓受譲渡並に質入書入を爲すも、(六)基本財產の處分に干するも、(七)歲入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し及び權利の棄却を爲すも、(八)市町村有の財產及び營造物の管理方法を定むるも、(九)市町村吏員の身元保証金を徵し並に其金額を定むるも、(十)市町村に干する訴訟及び和解に干するも、皆市町村會は此等の各事件に就て決議するの權限を有す。

## 三二　市町村執行機關の組織（市參事會町村長）

**答** 執行機關は或は之を理事機關とも稱し、市に在ては市參事會、町村に在ては町村長をいふものとす。市參事會は市長、助役及び名譽職參事會員の三種の吏員を以て組織したる會議體の機關にして、市長は市會の推薦したる三名の候補者中天皇の裁可を得たるものを以て之に充て、助役は市會の選擧に當選し、府縣知事の認可を得たるものを以て之に充つ。而して名譽職參事會員は無給なれども、市長及び助役は有給なるのみならず、



其市の公民に非らざるも妨なし。又此の市參事會に在ては市長を以て議長と爲す。町村長は町村會に於て之を選擧し、府縣知事の認可を經て職に就くものとす。而して町村長は名譽職を以て原則と爲せども、大なる町村に在ては有給と爲すを得るのみならず、其公民にあらざるも妨なきは市長助役に同じ。

## 三三　市町村執行機關の權限（市參事會町村長）

**答** 市參事會及び町村長は其市町村を統轄し、其行政事務を擔任す。其概目次の如しと雖(一)市町村會の議事を準備し及び其議決を執行するも、若し市町村會の議事其權限を越へ法律命令に背き又は公衆の利益を害すと認むる時は、市參事會及び町村長は自己の意見により又は監督官廳の指揮により理由を示して議決の執行を停止し、之を再議せしめ、猶ほ其議決を更めざる時は郡府縣參事會の決議を請ふべし、其權限を超へ法律勅令に背くに依て議決の執行を停止したる場合に於て府縣參事會の議決に不服ある者は行政裁判所に出訴するとを得、(二)市町村の設置に關する營造物を管理するも、若し特に之が管理者ある時は其事務を監督するも、(三)市町村の歲入を管理し歲入出豫算表其他市町村會の議決によりて定まりたる收入支出を命令し、會計及び出納を監視するも、(四)市町村の權利を保護し市町村有財產を管理するも、(五)市町村吏員及び使丁を監督し市長を除くの外其他に對し懲戒處分を行ふも、其懲戒處分は譴責及び十圓（町村は五圓）以下

の過怠金とす、(六)市町村の諸證書及び公文書類を保管するとき、(七)外部に對して市町村を代表し市町村の名義を以て其訴訟並に和解に干し又は他廳若くは人民と商議するとき、(八)法律命令に依り又は市町村會の議決に從て使用料手數料市町村稅及び夫役現品を賦課徵收するとき、(九)其他法律命令又は上司の指令に依て市參事會村長に委任したる事務を處理すること。

## 三四 市町村行政の監督者を述ふべし

**答** 市行政は第一次に於て府縣知事、第二次に於て內務大臣之を監督し、町村行政は第一次に於て郡長、第二次に於て府縣知事、第三次に於て內務大臣之を監督す。但し法律に指定したる場合に於て郡參事會及び府縣參事會に參與するは別段なりとす。

## 三五 郡の意思機關の組織(郡會郡參事會)

**答** 郡にも亦市町村と同樣に意思機關あり、郡會郡參事會即ち是れなり。郡會は各選擧區に於て選擧せられたる郡會議員を以て組織す。選擧區は町村の區域に依る。其議員の員數は十五人以上三十人以下とす。凡て郡內の町村公民にして町村會議員の選擧權を有し、且其郡內に於て一年以來直接國稅年額三圓以上を納むる者は選擧權を有す。郡會議員は名譽職にして、任期



は四年とす。郡參事會は郡長及び名譽職參事會員五名を以て之を組織す。名譽職參事會員は郡會に於て議員中より之を選擧するものとす。

## 三六 郡の意思機關の權限(郡會郡參事會)

**答** 郡會の議決すべき事件は(一)歲入出豫算を定むるとき、(二)決算報告に關するとき、(三)法律命令に定むる者を除く外使用料手數料及び夫役現品の賦課徵收に關するとき、(四)不動產の處分並に買受讓受に關するとき、(五)積立金穀等の設置及び處分に關するとき、(六)歲入出豫算を以て定むるものを除く外特に義務の負擔を爲し及び權利の拋棄を爲すとき、(七)財產及び營造物の管理方法を定むるとき但し法律命令中別段の規定ある者は此限にあらず、(八)其他法律命令により郡會の權限に屬する事項、等にして、郡參事會の權限は(一)郡會の權限に屬する事件にして其委任を受けたるものを議決するとき(二)郡會の權限に屬する事件にして臨時急施を要し郡長に於て之を招集するの暇なしと認むるとき郡會に代て議決するとき、(三)郡長より郡會に提出する議案に付郡長に對し意見を述ふるとき、(四)郡會の議決したる範圍內に於て財產及び營造物の管理に關し重要なる事項を議決するとき、(五)郡費を以て支辨すべき工事の執行に關する規定を議決するとき、但法律命令中別段の規定ある者は此限にあらず、(六)郡に關する訴願訴訟及び和解に關する事項を議決するとき、(七)其他法律命令により郡參事會の權限に屬するとき、等なりとす。

## 三七 郡の執行機關の權限(郡長)

**答** 郡の執行機關は郡長なり。郡長は一面に於て國の官吏なれども、又一面に於ては地方團體の機關たり。其地方團體に於ける郡長の權限は(一)郡費を以て支辨すべき事件に付其議案を發すると、(二)郡會及び郡參事會の議決を經べき事件に付其議案を發すると、(三)財産及び營造物を管理すると、但特に之が管理者ある時は其事務を監督すると、(四)收入支出を命令し及び會計を監督すると、(五)證書及び公文書類を保管すると、(六)法律命令又は郡會若くは郡參事會の議決に依り使ー料手數料郡費及び夫役現品の賦課徵收に關すると、(七)其他法律命令により郡長の職權に屬す ー事項等なり。

## 三八 郡行政の監督者を述ぶべし

**答** 郡の行政は第一次に於て府縣知事、第二次に於て內務大臣之を監督す。

## 三九 府縣の意思機關の組織(府縣會府縣參事會)

**答** 府縣にも亦意思機關あり、府に在ては府會府參事會、縣に在ては縣會縣參事會即ち是れなり。府縣會は各選擧區より選擧せられたる府縣會議員を以て組織す。選擧區は郡市の區域に依る。凡そ府縣內の市町村公民にして市町村會議員選擧權を有し、且其府縣內に於て一年以來直接國稅年額三圓以上を納むる者は被選擧權を有す。府縣會議員は名譽職にして任期は四年とす。府縣參事會は府縣知事府縣高等官二名及び名譽職參事會員を以て組織す。府の名譽職參事會員は八名にして縣に在ては六名とし、府縣會の議員中より之を選擧す。



## 四〇 府縣の意思機關の權限(府縣會府縣參事會)

**答** 府縣會の議決すべき概目は(一)歲入出豫算を定むると、(二)決算報告に關すると、(三)法律命令に定むるものを除く外使用料手數料府縣稅及び夫役現品の賦課徵收に關すると、(四)不動產の處分並に買受讓受に關すると、(五)積立金穀等の設置及び處分に關すると、(六)歲入出豫算を以て定むる者を除く外特に義務の負擔を爲し及び權利の拋棄を爲すと、(七)財產及び營造物の管理方法を定むると但法律命令中別段の規定ある者は此限にあらず、答にして、府縣參事會の議決すべき概目は(一)府縣會の權限に屬する事件にして其委任を受けたるものを議決すると、(二)府縣會の權限に屬する事件にして臨時急施を要し府縣知事に於て之を招集するの暇なしと認むる時府縣會に於て議決するを、(三)府縣知事より府縣會に提出する議案に付府縣知事に對し意見を述ぶると、(四)府縣會の議決したる範圍內に於て財產及び營造物の管理に關し重要なる事項を議決するを、(五)府縣費を以て支辨すべき工事の施行に關する規定を議決すると但法律命令中別

段の規定あるものは此限にあらず、(六)府縣に關る訴願訴訟及び和解に關する事項を議決するとき、(七)其他法律命令に依り府縣參事會の權限に屬する事項、等なり。

## 四一　府縣の執行機關の權限(知事)

**答** 府縣の執行機關は知事たり。知事は國の官吏なれとも、一面に於ては又地方團體の機關たり。其權限は(一)府縣費を以て支辨すべき事件を執行するとき、(二)府縣會及び府縣參事會の議決を經べき事件に付其議案を發するとき、(三)財産及營造物を管理するとき但特に之が管理者ある時は其事務を監督するとき、(四)收入支出を命令し及び會計を監督するとき、(五)證書及び公文書類を保管するとき、(六)法律命令又は府縣會若くは府縣參事會の議決に依り使用料手數料府縣稅及び夫役現品を賦課徵收するとき、(七)其他法律命令により府縣知事の職權に屬する事項、等なり。

## 四二　府縣行政の監督者は何人なりや

**答** 府縣の行政は內務大臣之を監督す。

## 四三　警察とは何ぞや



**答** 警察は國家命令權の直接の作用によりて、直接に人民の自由を制限するものなり。故に警察には(一)國家命令權の直接の作なること、(二)直接に公共の安寧秩序を維持すること即ち危害の防止なること、(三)直接に人民の自由を制限すること、の三條件を其要素とす。

## 四四　警察の種類を問ふ

**答** 警察の種類を大別すれば三となるべし左に述べん。

**第一、保安警察**　保安警察は人爲の危害を未發に豫防するを以て其目的とす。其豫防に二種あり、危害の多數人より發するものを豫防する其一なり、危害の一個人より發するものを豫防する其二なり。前者は之を高等警察といひ、集會、結社、出版等に關する警察は此種に屬す、後者は之を尋常警察と唱へ、浮浪人、乞丐等に關する警察、遺失物、埋藏物、漂流物等に關する警察は此部類に屬す。

**第二、行政警察**　行政警察は天然の危害を未發に豫防し既發に鎭過するを以て目的とす。衛生警察の如きは其主なるものとす。

**第三、司法警察**　司法警察は人爲の危害を既發に鎭過するを以て目的とす。犯人の探偵逮捕等の如き即ち是れなり。

## 四五　警察の執行機關を說明すべし

**答**　警察執行機關は警察事務を執行するものなり。其特別の警察事務の爲めに警察機關を設くるものは姑く之を措き、一般の警察事務の爲めに存在する執行機關は警部と巡査の二とす。警部巡査は內務大臣に隷屬し、其監督を受け其以外の警察事務に就ては各主務大臣の監督を受け、警視總監又は地方長官の指揮に從ふ。憲兵も亦警察執行機關なり。憲兵は陸軍大臣に隷屬し、軍事警察を行ふ。軍事以外の警察事務に就ては各主務大臣の監督を受け、警視總監又は地方長官の指揮に從ふ。而して此等の各機關は其警察事務を執行するに當ては、必ず法律規則に遵據し、其一擧一動苟も法規以外に走るべからず。尤も警察に就ては他の行政と少しく趣を異にし、法規に違犯せざる範圍內に於て必要上多くの裁量處分を許すものなれば、當該機關の行動にして法規に違犯せざる以上は、之を法規違犯として批難する能はざるべし。故に若し其行動にして法規に違犯し、不法に渉るとあるも時は、人民は之に對して違由の義務なきのみならず、民法に依り損害賠償の請求を爲すとを得べし。

## 四六　徵兵とは何ぞ

**答**　徵兵とは國家が自己を防衛せんが爲め、法律の規定に從ひ、其臣民に命する處の勞役なり、換言すれば帝國憲法が帝國臣民に命する最高義務にして、又國民の榮譽的權能なり。即ち徵兵は兵役の爲めにするとを知るべし。

## 四七　兵役義務者を說明すべし

**答**　凡そ帝國臣民にして滿十七歲以上四十歲以下の男子は兵役に服するの義務あり。然れとも法律は之に對して左の如き例外を認む。

第一、免役　瘵疾又は不具等にして、徵兵撿查規則に照し、兵役に堪ざへる者は之を免除す。之を稱して免役といふ。

第二、除役　除役とは重罪の刑に處せられたるを以て、兵役より排斥せらるゝとをいふ。

第三、延期　延期とは法律の規定に從ひ、一定の事故ある者の徵收を延期するをいふ。一定の事故とは(一)體格完全且つ强壯なるも身體未だ定尺に滿たざるもの、(二)疾病中又は病後にして勞役に堪へざるもの、(三)公權の剝奪若くは停止を附加すべき重輕罪の爲め訊問若くは拘留中のもの、(四)徵集に應する時は其家族自活し能はざる確証あるもの等をいふなり。

第四、猶豫　猶豫とは法律の規定に從ひ、一定の事故ある者に就て徵集を猶豫するを

いふ。一定の事故ある者とは(一)官立學校（小學科及選科等の別料を除く）縣立師範學校、中學校若くは文部大臣に於て中學校の學科程度と認めたる學校若くは文部大臣の認可を經たる學則に依り法律學政治學理財學を教授する私立學校生徒。(二)外國に在る者（朝鮮國に在る者を除く）即ち是れなり。

## 四八 延期と猶豫との差

**答** 延期と猶豫とは右の如く原因に於て異なれるのみならず、又其効果に於ても異なれり。即ち延期の場合は後年に至り一般壯丁者の如く抽籤を以て其徴否を定むれども、猶豫の場合に在ては苟くも體格にして合格せし以上は、抽籤の法に依らずして、直ちに徴集するを是なり。

## 四九 兵籍の種類を説明すべし

**答** 法律の規定に從ひ徴集せられたる者は茲に兵籍に入る。兵籍の種類は左の如し。

第一、常備兵役　常備兵役を分て現役及び豫備役の二と爲す。現役は通常滿二十年に至り、法律の規定に從ひ、徴集せられて直ちに服する役務にして、陸軍は三個年、海軍は四個年とし、豫備兵役は現役を終りたるもの之に服し、陸軍は四個年四個月、海軍は三個年とす。



第二、後備兵役　後備兵役は常備兵役を終りたるもの之に服し、其年間は五個年とす。

第三、補充兵役　補充兵役は陸軍に在ては第一補充兵役第二補充兵役の二に區別し、第一補充兵役は七個年四個月にして、其所要の現役兵員に超過する者の中、所要の人員之に服し、第二補充兵役は一個年四個月にして其年所要の第一補充兵員に超過する者之に服す。又海軍に在ては一個年にして其所要の兵員に超過する者之に服す。

第四、國民兵役　國民兵役は分て第一國民兵役第二國民兵役の二となす。第一國民兵役は後備兵役又は第一補充兵役を終りたる者之に服し、第二國民兵役は、常備兵役、後備兵役、補充兵役、第一國民兵役にあらざる者之に服す。

## 五〇 徴發とは何ぞ

**答** 徴發とは戰時と平時とを問はず陸軍若くは海軍の行旅に際し、所要の軍需を地方の人民より徴收する者なり。徴發の方法は陸海軍廳、徴發書を徴發區の長に交付し、其長は更に之を人民に賦課し、以て之を爲すものとす。而して徴發は後に至りて之を賠償するものとす。

## 五一 訴願とは何ぞ

**答** 訴願とは法律の規定に從ひ、一定の事件に對し、其處分を爲したる行政官廳、若く

は其官廳に對して監督權を有する上級官廳に其處分の覆審を求むるを云ふ。而して一定の事件とは、(一)租稅及手數料の賦課に關する事件、(二)租稅滯納處分に關する事件、(三)營業免許の許否又は取消に關する事件、(四)水利及土木に關する事件、(五)土地の官民有區分に關する事件、(六)地方警察に關する事件、(七)其他法律勅令に於て特に訴願を許したる事件、即ち是れなり。而し訴願は處分を受けたる日より六十日以內に文書を以て、其處分を爲したる官廳を經由して、直接上級行政廳に之を提起するを例とし、各省大臣の處分に對しては其省に提起するを得るものとす。

## 五二　行政訴訟とは何ぞ

**答**　行政訴訟とは法律に從ひ、一定の事件に對し、行政裁判所に其審判を請求する訴訟をいふ。一定の事件とは(一)海關稅を除く外租稅及び手數料の賦課に關する事件、(二)租稅滯納處分に關する事件、(三)營業免許の許否又は取消に關する事件、(四)水利及び土木に關する事件、(五)土地の官民有區分の査定に關する事件、(六)其他法律勅令に於て特に訴訟を許したる件、即ち是れなり。而して此訴訟は行政廳に於て處分書若くは裁決を交付し又は告知したる日より六十日以內に、文書を以て行政裁判所に向て提起するを例とす。



# 第四章　民法

## 第一節　總則

### 一　民法とは何ぞや

**答**　民法とは財産及親族に關する私權關係を規定したる普通法なり、故に(一)民法は財産と親族に關する法律なり、物權債權相續に關する規定は皆財産なり、民法は主として此財産に關して規定を爲せども、財産以外即ち個人の親族に關する規定をも爲せり、此の二者は民法之を規定すれども民法の規定は此以外に逸せず。(二)民法は私權關係を規定せるの法律なり、故に個人相互間の關係を目的とす、時としては此民法に國家も亦支配せらるゝときにしもあらざれども、是れ寧ろ國家たる資格に於て羈絆せらるゝにあらず、國庫として、換言すれば一個人として支配せらるゝものなれば、結局民法は私權關係を定めたるもの即ち個人相互間の關係を規定したるものといふべし。從て民法は私法たり。(二)民法は普通法たり、普通法の何たるやは曾て述べたり。由是觀之、民法は吾人の日常生活につき最も緊要のものたるを知るべし。

### 二　民法の總則とは何ぞや

**答** 總則とは次編以下に規定せる物權債權親族相續に關する語にして、其此等四者に共通せる規定をいふなり。故に總則の編に規定せる條項は物權の場合に於ても、債權の場合に於ても、將た親族相續の場合に於ても苟くも其編中に於て反對規定なき限りは、當然總則の支配を受くべきものなり。

## 三　人とは何ぞや

**答** 人なる意義に廣狹二義あり。若し之を廣義にいふ時は、人とは權利の主體たるべき人格者をいひ、若し之を狹義に解する時は肉體を具備する吾人人類のみをいふものとす。前者に從へば自然人と法人とを包含し、後者に從へば自然人のみを指す。民法第一章に規定せる人とは自然人のみをいふ。

## 四　自然人とは何ぞや

**答** 自然人とは肉體を具備せる吾人人類の謂なり、何人の眼より觀ても人間なりといふべきもの即ち是れ自然人なり。

## 五　私權の享有は何時に始まるや

**答** 民法第一條は私權の享有は出生に始まると規定せり。故に人類は母體より、分娩して一個體を形成すれば、直ちに其時より私權を有するものなり。



## 六　外國人は日本人と同一の私權を有するや

**答** 民法第二條は外國人は法令又は條約に禁止ある場合を除く外私權を享有すと規定せり。故に原則としては外國人も日本人と同樣に私權を有するものなり。然れども若し法令又は條約の文面に於て禁止せる場合には私權を有する能はざるものとす。

## 七　成年とは何ぞ

**答** 成年とは滿二十歲以上のものをいふ。二十歲以下のものは未成年者といふ。

## 八　成年者と未成年者の間に於ける法律上の效果に區別ありや

**答** 成年になれば總ての法律行爲を爲すに付き獨立して有效に爲し得るを原則とすれども、未成年者は之に反して獨立して法律行爲を爲すを得ざるを原則とす。故に民法は其第三條に「未成年者が法律行爲を爲すには其法定代理人の同意を得ることを要す但單に權利を得又は義務を免かるべき行爲は此限に在らず前項の規定に反する行爲は之を取消すことを得」と規定せり。尙は民法の明文に詳なり。

## 九　禁治産とは何ぞ

**答**　禁治産とは心神喪失の常況に在る者に就て、本人、配偶者、四親等内の親族、戸主後見人、保佐人又は檢事の請求により、禁治産者として裁判所より宣告せられたるものなり。(民七)

## 一〇　禁治産者は法律上如何にすべきや

**答**　禁治産者は之を後見に付するものとす、若し禁治産者が獨立して爲したる法律行爲ある時は之を取消すことを得(民八、九)

## 一一　準禁治産者とは何ぞや

**答**　準禁治産者とは心神耗弱者、聾者、唖者、盲者及び浪費者に就て　本人、配偶者、四親等内の親族、戸主、後見人又は檢事の請求により、準禁治産者として裁判所より宣告せられたるものなり(民一一)

## 一二　準禁治産者は法律上如何にすべきや

**答**　準禁治産者は之に保佐人を付し左に掲げたる行爲を爲すに就ては、其保佐人の同意を得ることを要す。若し其同意を得ざる時は之を取消すことを得。(民一二)

第一、元本を領收し又は之を利用すること
第二、借財又は保證を爲すこと
第三、不動産又は重要なる動産に關する權利の得喪を目的とする行爲を爲すこと
第四、訴訟行爲を爲すこと
第五、贈與和解又は仲裁契約を爲すこと
第六、相續を承認し又は之を拋棄すること
第七、贈與若くは遺贈を拒絶し又は負擔附の　與若くは遺贈を受諾すること
第八、新築、改築、增築又は大修繕を爲すこと
第九、第六百二條に定めたる期間を超ゆる賃貸借を爲すこと



## 一三　住所とは何ぞや

**答**　住所とは各人の生活の本據地なり。故に住所は本籍地とは異なることあり。(民二一)

## 一四　法人とは何ぞ

**答**　法人とは法律の擬制により人類以外のものに、一定の範圍内に於て、權利義務の主體たらしむるものなり。故に法人は人格者なり。換言すれば法人とは法律を以て或る範

圍内に於て人類(即ち自然人)と同樣に權利義務の主體とならしむるものなり。例へば會社の如し、會社は或る範圍内に於て自然人と同樣の權利義務を有するものなり。

## 一五　物とは何ぞや

**答** 民法に於て物とは有體物を謂ふ。故に無體物は民法より言へば、物にあらず。物には動物產不動產あり、主物從物あり、天然果實法定果實等の種類あり。(民八五)

## 一六　動產と不動產の區別

**答** 土地及び其定着物は之を不動產とし、其他の物は總て之を動產とす。尤も無記名債權は之を動產と看做す。(民八六)

## 一七　主物と從物の區別

**答** 物の所有者が其物の常用に供する爲め自己の所有に屬する他の物を以て之に附屬せしめたる時は其附屬せしめたる物を從物とし、然らざるものを主物と云ふ。(民八七)

## 一八　天然果實と法定果實の區別

**答** 天然果實とは物の用方に從ひ收取する產出物にして、法定果實とは物の使用の對價として受くべき金錢其他の物をいふ(民八八)



## 一九　法律行爲とは何ぞや

**答** 法律行爲とは私法上の效果を生せしめんとする意思表示なり、換言すれば法律上の效果を生せしめんとする人の行爲なり。故に物權債權其他親族相續等に干する人の行爲は皆法律行爲なり。

## 二〇　善良の風俗に反する法律行爲は有效なりや

**答** 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行爲は無效とす。(民九〇)

## 二一　無效と取消の別

**答** 無效とは元來等何の效力をも發生せざるものにして、取消とは一旦其效力を發するも、人の取消行爲により中途にして消滅するものなり。

## 二二　時效とは何ぞ

**答** 時效とは時の經過と其他の法定の要件により或は權利を得或は失ふものなり。之に因て權利を得るものを取得時效といひ、權利を失ふものを消滅時效と云ふ。例へば人の

貸金を爲して永年之を放任し置きたる爲め、其貸金請求の權利を失ふは、これ消滅時効にして、永年他人の物を占有したる爲め所有權を得るはこれ取得時効なるが如し。

## 第二節　物權

### 一　物權とは何ぞや

**答** 物權とは直接に物を支配し且つ一般に對抗することを得るの私權なり。故に物權は直接に物を目的とするものにして、其權利は廣く世間一般の人に對して主張することを得るものなり。例へば所有權、占有權、質權、抵當權等の如し、此等の權利は直接に物を目的として世間に對抗し得らるゝものなり。

### 二　物權の種類を擧げよ

**答** 物權を細別すれば（一）占有權（二）所有權（三）地上權（四）永小作權（五）地役權（六）留置權（七）先取特權（八）質權（九）抵當權の九種あり。

### 三　占有權とは何ぞ

**答** 占有權とは自己の爲めにする意思を以て物を所持するに因りて取得する權利なり。



故に占有權を得るに就ては（一）自己の爲めにする意思といふことと（二）物を所持するといふとの二條件を要す。學者は其意思を心素と云ひ、所持を體素といひ、以て占有權は心素體素の二個の要素より成立すとせり。（民一八〇）

### 四　所有權とは何ぞ

**答** 所有權とは物權中の最も重要なる權利にして、即ち物に就き總轄的支配を爲すの權利なり。故に所有權者は其權の作用として法令の制限内に於て自由に其所有物の使用、收益及處分を爲す權利を有すべし。（民二〇六）

### 五　地上權とは何ぞ

**答** 地上權とは他人の土地に於て工作物又は竹木を所有する爲め其土地を使用するの權利なり。（民二六五）

### 六　永小作權とは何ぞ

**答** 永小作權とは永小作人が小作料を拂ひて一定の期間他人の土地に耕作又は牧畜を爲す權利なり。（民二七〇、二七八）

## 七　地役權とは何ぞ

**答**　地役權とは設定行爲を以て定めたる目的に從ひ、他人の土地を自己の土地の便益に供する權利なり。其他人の土地を承役地といひ、自己の土地を要役地といふ。地役權には必ず此二者の土地を要するものなり。（民二八〇）

## 八　留置權とは何ぞ

**答**　留置權とは不法行爲に因りて始まらざる他人の物の占有者が其物に關して生じたる債權を有する時、其債務が辨濟期に在る場合に於て、其債權の辨濟を受くるまで、其物を留置することを得るの權利なり。（民二九五）

## 九　先取特權とは何ぞ

**答**　先取特權とは民法其他の法律の規定に從ひ、其債務者の財産に付き、他の債權者に先立て、自己の債權の辨濟を受くるの權利なり。（民三〇三）

## 一〇　質權とは何ぞ

**答**　質權とは契約より生ずる物上擔保にして、債權者が債務者又は第三者より受取りたるものを占有し、且つ其物につき優先の辨濟を受くるの權利なり。（民三四二）



## 一一　抵當權とは何ぞ

**答**　抵當權とは債務者又は第三者が占有を移さずして、債務の擔保に供したる不動産に付き、他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くるの權利なり。（民三六九）

# 第三節　債權

## 一　債權とは何ぞや

**答**　債權とは特定人に對して、特定せる行爲不行爲を要求する權利なり。換言すれば、或る人が或る人に對して或る行爲若くは不行爲を要求する權利なり。故に債權の要求する處は行爲不行爲にあり、直接に其人の行爲不行爲を目的とす。例へば甲が乙に貸金の返濟を爲さざる場合に於て、乙は甲を裁判所に訴へて辨濟の行爲を要求するが如し。即ち乙は甲の辨濟といふ行爲を直接の目的とするものなれば是れ債權なり。此點物權と異なる、物權は直接に物を目的とする權利なれども、債權の直接の目的は人の行爲不行爲にあり。

## 二　債權の効力の重もなる一二を擧げよ

**答**（一）債務者が任意に債務の履行を爲さゞるときは債權者は其強制履行を裁判所に請求することを得但債務の性質が之を許さゞる時は此限にあらず。（二）債務の性質が強制履行を許さゞる場合に於て其債務が作爲を目的とする時は債權者は債務者の費用を以て第三者に之を爲さしむることを得但法律行爲を目的とする債務に就ては裁判を以て債務者の意思表示に代ふることを得。（三）不作爲を目的とする債務に付ては債務者の費用を以て其爲したるものを除却し且將來の爲め適當の處分を爲すことを請求することを得。而して以上（一）（二）（三）の場合は損害賠償の請求を妨げず。（四）債務者が其債務の本旨に從ひたる履行を爲さゞる時は債務者は其損害の賠償を請求することを得、債務者の責に歸すべき事由に因りて履行を爲すこと能はざるに至りたるとき亦同し。是れ債權の効力の重もなる二三なり。（民四一四、四一五）

## 三　債權者と債務者

**答**　債權者とは其債權を有するもの即ち權利者をいひ、債務者とは其權利を主張せらるゝもの即ち義務者をいふ。例へば貸金者は債權者にして借主は債務者なるが如し。

## 四　不可分債務とは何ぞ



**答**　不可分債務とは債權の目的が性質上又は當事者の意思表示により、分割して債務の履行を許さゞるものなり。例へば甲乙丙の三人が共同して丁より一匹の馬を借入れたる場合には、之を辨濟する時には矢張甲乙丙の三人が共同して一匹の馬を以てせさるべからず、此一匹の馬を甲乙丙の間に三分して丁に返濟するといふことは、其債務に徹して出來得べからず、何となれば一匹の馬を三分すれば馬は手足を異にして死に至るべければなり。又性質上は之を分割し得るも當事者が契約を以て互に分割せずして辨濟すと定めたる時は是れ意思表示によりて分割するを許さゞれば、即ち不可分の債務なるが如し。（民四二八）

## 五　連帶債務とは何ぞ

**答**　連帶債務とは債權者に對し、數人の債務者が互に共同一致して全部辨濟の責に任するものをいふ。故に連帶債務に就ては債務者は其債務者の一人に對し又は同時若くは順々に總債務者に對して、全部又は一部の請求を爲すの權利を有す。（民四三二）

## 六　保證債務とは何ぞ

**答**　保證債務とは主たる債務者が其債務を履行せざる場合に於て、其履行を爲す責に任するものなり。（民四四六）

## 七　債權は之を讓渡すことを得るや

**答**　債權は之を讓渡すことを得、但其性質が之を許さざる時は此限にあらず。例へば扶養の債權、藷工に對し自己の肖像を畫かしむる債權等は之を讓渡することを得ざるが如し。尤も假令讓渡することを得る債務と雖も、當事者が反對の意思表示を爲したる時は、之を讓渡することを得ざるべし。（民四六六）

## 八　辨濟とは何ぞ

**答**　辨濟とは債務の本旨に從ひたる履行なり。

## 九　相殺とは何ぞ

**答**　相殺とは二人相互に債務者となりたるにより、一定の條件及び區別に從ひ、双方の債權の消滅するものなり。例へば甲なる薪屋が乙に薪代を貸し、乙は更らに甲に呉服物を賣りて其代金を貸したりとせば、互に其對等額につき差引きして二重に授受せざるが如し。是れ民法第五百五條に「二人互に同種の目的を有する債務を負擔する場合に於て双方の債務が辨濟期に在る時は各債務者は其對當額に付き相殺に因りて其債務を免るゝことを得」と規定せるによりて明なり。但斯は原則にして例外あり。



## 一〇　更改とは何ぞ

**答**　更改とは當事者が債務の要素を變更する契約なり。例へば昨日まで甲が乙に對して土地一反の債權を有せるを改めて、今日金千圓の貸金とするが如し。此場合に於ては舊債務即ち土地の債權は消滅して、新債務即金千圓の債務となるなり。（民五一三）

## 一一　契約とは何ぞ

**答**　契約とは私法上の効果を生せしめんとする二人以上の意思表示の合致なり。即ち法律上の約束なり。故に契約は一方が申込を爲して、他方が之に承諾を與ふるものなり、一方が申込を爲せども、他方が之を承諾せざる時は、決して契約なるもの成立せず、申込と承諾とありたる時、始めて契約成立す。而して一旦契約成立せば當事者は必ず之に從ふの義務を生す。

## 一二　契約の種類を擧げよ

**答**　契約の種類の重なる二三のものを擧ぐれば左の如し。

第一、有償契約と無償契約

第二、双務契約と片務契約

第三、有名契約と無名契約

## 一三　有償契約と無償契約との別

**答**　有償契約とは當事者双方互に出捐を爲す契約をいひ、無償契約とは當事者の一方のみ出捐を爲す契約をいふ。例へば甲乙二人五千圓宛出金して一萬圓と爲し、以て共同の事業を營まんとする契約は前者に屬し、甲が乙に金一萬圓を貸與せんといふ契約は後者に屬するが如し。

## 一四　双務契約と片務契約との別

**答**　双務契約とは其契約の效果として當事者双方に債務を生するものにして、片務契約とは其契約の效果として當事者の一方のみに債務を生するものをいふ。例へば互に出捐して共同事業を營まんとする契約は双務契約にして、貸主のみ貸すの義務を負ひ借主は借りるの義務なき契約は片務契約なるが如し。然れとも有償契約と双務契約及び無償契約と片契約との別物なるとは明かなり。

## 一五　有名契約と無名契約との別

**答**　有名契約とは民法が特別に明文を設け、其名稱を付與したる契約をいひ、無形契約



とは特別に民法に明文なき契約をいふ。民法は有名契約を認めて以下の十三種とせり。(一)贈與、(二)賣買、(三)交換、(四)消費貸借、(五)使用貸借、(六)賃貸借、(七)雇傭、(八)請負、(九)委任、(十)寄託、(十一)組合、(十二)終身定期金、(十三)和解即ち是れなり。其他の契約は皆無名契約とす。

## 一六　贈與とは何ぞ

**答**　贈與とは當事者の一方が、自己の財産を無償にて相手方に與ふる意思を表示し、相手方が受諾を爲すに因りて其效力を生するものなり。(民五四九)

## 一七　賣買とは何ぞ

**答**　賣買とは當事者の一方が或財産權を相手方に移轉することを約し、相手方が之に代金を拂ふことを約するに因りて其效力を生するものなり。(民五五五)

## 一八　交換とは何ぞ

**答**　交換とは當事者が、互に金錢の所有權に非ざる財産權を移轉することを約するに因りて其效力を生するものなり。(民五八六)

## 一九　消費貸借とは何ぞ

**答**　消費貸借とは當事者の一方が、種類品等及び數量の同じき物を以て返還を爲すとを約して、相手方より金錢其他の物を受取るに因りて其効力を生するものなり。(民五八七)

## 二〇　使用貸借とは何ぞ

**答**　使用貸借とは當事者の一方が、無償にて使用及び收益を爲したる後、返還を爲すとを約して相手方より或物を受取るに因りて其効力を生するものなり。(民五九三)

## 二一　賃貸借とは何ぞ

**答**　賃貸借とは當事者の一方が、相手方に或物の使用及び收益を爲さしむるとを約し、相手方が之に其賃金を拂ふとを約するに因りて其効力を生するものなり。(民六〇一)

## 二二　雇傭とは何ぞ

**答**　雇傭とは當事者の一方が、相手方に對して、勞務に服するとを約し、相手方が之に其報酬を與ふるとを約するに因りて其効力を生するものなり。(民六二三)

## 二三　請負とは何ぞ



**答**　請負とは當事者の一方が或仕事を完成するとを約し、相手方が其仕事の結果に對して、之に報酬を與ふるとを約するに因りて其効力を生するものなり。(民六三二)

## 二四　委任とは何ぞ

**答**　委任とは當事者の一方が法律行爲を爲すとを相手方に委任し、相手方が之を承諾するに因りて其効力を生するものなり。(民六四三)

## 二五　寄託とは何ぞ

**答**　寄託とは當事者の一方が、相手方の爲めに保管を爲すとを約して、或物を受取るに因りて其効力を生するものなり。(民六五七)

## 二六　組合とは何ぞ

**答**　組合契約は各當事者が出資を爲して、共同の事業を營むとを約するに因りて其効力を生するものなり。(民六六七)

## 二七　終身定期金とは何ぞ

**答**　終身定期金契約は當事者の一方が、自己、相手方又は第三者の死亡に至るまで定期

に金錢其他の物を相手方又は第三者に給付するを約するものに因りて其効力を生するものなり。（民六八九）

## 二八　和解とは何ぞ

**答**　和解とは當事者が之に讓歩を爲して、其間に存する爭を止むるを約するに因りて其効力を生するものなり。（民六九五）

## 二九　事務管理とは何ぞや

**答**　事務管理とは他人の爲めにする他人の事務の管理にして、義務なくして始め、且つ其他人の意思に反せざるものをいふ。（民六九六）

## 三〇　不當利得とは何ぞ

**答**　不當利得とは法律上の原因なくして、他人の財產又は勞務により利益を受け、之が爲め他人に損失を及ぼす事實をいふ（民七〇三）

## 三一　不法行爲とは何ぞ

**答**　不法行爲とは故意又は過失に因りて他人の權利を侵害するの所爲をいふ。其權利を侵害したるものを不法行爲者といひ、而して其不法行爲者は之に因りて生したる損害を賠償する責に任す。（民七〇九）



# 第四節　親族

## 一　親族とは何ぞや（親族の範圍）

**答**　親族とは六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族をいふ。一等親とは一個の親等を隔てたるものをいひ、六親等とは六個の親等を隔てたるものをいふ。例へば親より見れば其子は一親等なり、孫は二等親なり、之に反して孫より祖父母を見れば二親等、父母は一親等なるが如し。血族とは血統の連結したるものにして、姻族とは婚姻の關係により連續したるものをいふ。（民七二五）

## 二　直系と傍系との別

**答**　直系とは系統の直接に即ち一直線に連結したるものをいひ、傍系とは系統の横面に支出したるものをいふ。例へば親子、孫、の如きは皆直系にして、兄弟、伯父母、從兄弟姉妹の如きは傍系なるが如し。

## 三　尊屬と卑屬との別

**答**　尊屬とは其者より眼上の親族をいひ、家族とは其戸主の親族にして其家に在る者及び其配偶者をいふ。（民七三二）

## 四　戸主と家族とは何ぞや

**答**　戸主とは一家に長たる身分をいひ、卑屬とは眼下の親屬をいふ。

## 五　隱居は如何なる時に爲し得るか

**答**　戸主は滿六十年以上にして且つ完全の能力を有する家督相續人が相續の單純承認をなせば隱居を爲すことを得、然らずんば爲し得ざるなり。然れともこれ原則なり、例外ありて存す。（民七五二）

## 六　婚姻の意義と適齡とを述べよ

**答**　婚姻とは夫婦たる關係を創設する要式的行爲なり。而して男は滿十七年女は滿十五年に至らざれば婚姻を爲すことを得ず。（民七六五）

## 七　從兄弟姉妹の間柄にては婚姻を爲し得ざるや



**答**　從兄弟姉妹間は四親等なり、民法によれば三親等內の傍系血族の婚姻を禁すれども四親等の婚姻を禁せず、依て從兄弟姉妹の間柄も法律上は差支なし。（民七六九）

## 八　嫡出子、庶子、私生子の區別

**答**　嫡出子とは正當の婚姻によりて生したる子をいひ、庶子とは法律上母無き子所謂妾腹の子をいひ、私生子とは法律上父無き子所謂私通兒をいふ。

## 九　親子とは何ぞ

**答**　親子とは直系一等親の關係あるものを總稱し、而して其關係あるものゝ尊屬を親といひ、卑屬を子といふ。子に實子あり、養子あり、實子に嫡出子あり、庶子あり、私生子あり。

## 一〇　親權とは何ぞ

**答**　親權とは親たるものが、子の身體及財產の監督上有する權利にして、彼の家長權若くは戸主權とは異なれり。（民八七七）

## 一一　後見とは何ぞ

**答** 後見とは無能力者の身體を監護し、其財産を管理し、財産に關する法律行爲に付き、無能力者を代表する爲めに能力者に負はしむる公の事務なり。

## 一二　親族會とは何ぞ

**答** 親族會とは民法其他の法令の規定により、本人、戸主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、檢事又は利害關係人の請求により、會議を要する爲めに裁判所より招集する處の親族團體なり。（民九四四）

## 一三　扶養の義務とは何ぞ

**答** 扶養の扶義務とは法律の規定に從ひ、直系血族及び兄弟姉妹の互に扶養せざるべからさる義務をいふ。（民九四以下）

# 第五節　相續

## 一　相續とは何ぞや

**答** 相續とは法定の原因に基き、被相續人の權利義務を包括して、法定の相續人に移轉するものなり。尙ほ詳言すれば相續とは法定の原因に基き被相續人の一身に專屬せざる



權利義務を包括して繼承するものなりといふを得べし。此相續は家督相續と遺産相續との二種に分つ。

## 二　家督相續とは何ぞ

**答** 家督相續とは戸主が戸主權を喪失したる場合に於て、法律に定めたる相續人が、戸主に屬する一切の權利義務を繼承するものなり。即ち戸主の死亡隱居其他法律が家督相續開始の原因と認めたる事由によりて、其戸主の一身に專屬せざる一切の權利義務を繼承するものなり。

## 三　家督相續開始の原因を擧げよ

**答** 家督相續は以下述ぶる事由に因りて開始す、(一)戸主の死亡、隱居又は國籍喪失、(二)戸主が婚姻又は養子緣組の取消に因りて其家を去りたるとき、(三)女戸主の入夫婚姻又は入夫の離婚、即ち是なり。此等の事由ある時は家督相續は茲に開始せられ、前代の戸主は其地位を去りて、後者の相續人に於て戸主となるなり。

## 四　家督相續人の資格及順位を述べよ

**答** 家督相續人には法定の推定家督相續人あり、指定家督相續人あり、選定家督相續人

あり。

第一、推定家督相續人　推定家督相續人とは法律の規定により、當然相續の順位に立つものなり。即ち被相續人の家族たる直系卑屬にして相續の順位にあるものをいふ。然れとも家續相續人は一人たるとを要するを以て、數人の卑屬ある場合には其中の一人のみを擧げて相續人と爲し、他の者は之を排斥せさるを得さるものなり。故に被相續人の家族たる直系卑屬は以下の規定に從ひ、家督相續人となる、(一)親等の異なりたる者の間に在りては其近き者を先にす、(二)親等の同しき者の間に在りては男を先にす、(三)親等の同しき男又は女の間に在りては嫡出子を先にす。(四)親等の同しき嫡出子庶子及び私生子の間に在りては嫡出子及び庶子は女と雖も之を私生子より先にす、(五)前四號に揭げたる事項に付き相同しき者の間に在りては年長者を先にす、此くの如き規定に從ひ其一人を擧げて相續人と爲す。

第二、指定家督相續人　法定の推定家督相續人なき時は、被相續人は家督相續人を指定するとを得、此指定による相續人を即ち推定家督相續人と云ふ。指定家督相續人は法定の推定家督續相人あるに至りたる時は其効力を失ふものとす。

第三、選定家督相續人　法定又は指定の家督相續人なき場合に於て、其家に被相續人の父ある時は父、父あらさるとき又は父が其意思を表示すると能はさるときは母、父母共にあらさる時又は其意思を表示すると能はさるときは、親族會は以下の順序に從



ひ、家族中より家督相續人を選定す、(一)配偶者但家女なるとき、(二)兄弟、(三)姉妹、(四)家女にあらさる配偶者、(五)兄弟姉妹直系卑屬、此等の規定に從ひて一人の家督相續人を擧ぐ、即ち選定家督相續人なり。(民九七〇、九七九、九八二等)

## 五　法定の推定家督相續人は之を廢除するとを得るや

**答**　一定の事由あれば之を廢除して、他の者に相續せしむるとを得べしと雖も、之れなければ廢除するとを得す。左に廢除の事由を擧けん。

第一、被相續人に對して虐待を爲し又は之に重大なる侮辱を加へたるとき

第二、疾病其他身體又は精神の狀況に因り家政を執るに堪へさるとき

第三、家名に汚辱を及ほすべき罪に因りて刑に處せられたるとき

第四、浪費者として準禁治産の宣告を受け改悛の望なきとき

其他正當の事由ある時は、被相續人は親族會の同意を得て、其廢除を請求するとを得。(民九七五)

## 六　遺産相續とは何ぞ

**答**　遺産相續とは家族の死亡によりて法定の相續人が其相續分に應して、被相續人の一身に專屬せさる權利義務を繼承するものなり。

## 七　家督相續と遺產相續の別

**答** 家督相續は戶主權の喪失によりて開始するものなれとも、遺產相續は然らず單に家族の死亡に因りて開始せらる、又家督相續は絕對に被相續人の權利義務を繼承するを原則とすれども、遺產相續に在りては唯た其相續分に應して權利義務を繼承するものとす。又家督相續人は單に一人を要すれども、遺產相續に在りては數人なるとあり。

## 八　遺產相續人を述べよ

**答** 被相續人の直系卑屬は以下の規定に從ひ、遺產相續人となる、(一)親等の異なりたる者の間に在りては其近き者を先にす、(二)親等同しき者は同順位に於て遺產相續人となる。故に遺產相續人は多くは數人なるとあり。而して數人ある時は其相續財產は共有に屬するものなり。

## 九　相續の單純承認と限定承認との別

**答** 單純承認とは無限に被相續人の權利義務を承繼するものにして、限定承認とは之に反して、相續に因りて得たる財產の限度に於てのみ、被相續人の債務及び遺贈を辨濟すべきとを留保して承認を爲すものなり。而して相續人は推定相續人たると指定相續人たるとを問はず、己れの隨意を以て或は單純承認を爲し、或は限定承認を爲すとを得べし。



## 一〇　遺言とは何ぞ

**答** 遺言とは民法の規定に從ひ被相續人が相續に關する要式的の意思表示にして、死後に效力を生するものなり。

## 一一　遺言は如何にして之を爲すべきや

**答** 遺言を爲さんとするには自筆證書、公正證書、秘密證書に依りて之を爲さゞれは效力を發生せざるを原則とす。即ち自筆證書によりて遺言を爲すには遺言者其全文、日附及び氏名を自書し之に捺印するとを要し、公正證書に依りて遺言を爲すには、(一)證人二人以上の立會あるとと(二)遺言者が遺言の趣旨を公證人に口授するとと(三)公證人が遺言者の口述を筆記し之を遺言者及ひ證人に讀聞するとと(四)遺言者及び證人が筆記の正確なるとを承認したる後各自之に署名捺印するとを要し但遺言者が署名するとと能はざる場合に於ては公證人其事由を附記して署名に代ふるとを得(五)公證人が其證書は前四號に揭けたる方式に從ひて作りたるものなる旨を附記して之に署名捺印するとを要し、秘密證書に依りて遺言を爲すには、(一)遺言者が其證書に署名捺印するとと(二)遺言者が其證書を封し證

書に用ゐたる印章を以て之に封印すると(三)遺言者が公證人及び證人二人以上の前に封書を提出して自己の遺言書なる旨及び其筆者の氏名住所を申述すると(四)公證人が其證書提出の日附及び遺言者の申述を封紙に記載したる後遺言者及證人と共に之に署名捺印するとを要す。遺言を爲すには此人の如き方式に依るを通常とす。然れども疾病其他の事由に因りて死亡の危急に迫りたる者、傳染病の爲め行政處分を以て交通を遮斷したる場處に在る者、從軍中の軍人軍屬等に對しては、總て特別の方式に從ふことを許す。(民一〇六七、一〇六八、一〇六九、一〇七〇、一〇七六、一〇七七、一〇七八等)

## 二 遺留分とは何ぞ

**答** 遺留分とは相續人が被相續人の財産中より己れの法律上の權利として得るところの財産なり。故に被相續人は、其相續人の遺留分權を認め、必ず財産の一部を相續人に與へざるべからず。即ち法定家督相續人たる直系卑屬は、遺留分として被相續人の財産の半額を受け、此他の家督相續人は遺留分として、被相續人の財産の三分の一を受け、遺産相續人たる直系卑屬は被相續人の財産の半額を受け、遺産相續人たる配偶者又は直系尊屬は遺留分として、被相續人の財産の三分の一を受くるものとす。是れだけは必ず被相續人が之を與へざるへからず。決して他の者に之を與ふるを許さゞるなり。(民一一三〇、一一三一)



# 第五章 商法

## 一 商法とは何ぞや

**答** 商法とは普通法たる民法に對する特別法にして、商事に關する法律關係を定めたるものなり。

## 二 商法は如何なる場合に適用せらるゝや

**答** 商事に關し、商法施行前に發布せられたる特別法令に規定なき場合に初めて商法の適用を見る。商法に規定なきものは商慣習法を適用し、商慣習法なきものは民法を適用す。(商一、仝施行法二)

## 三 商人とは何ぞ

**答** 商法に所謂商人とは自己の名を以て商行爲を爲すを業とするものをいふ。故に彼の會社員番頭手代の如きものは、自己の名を以てするものにあらざるを以て商人にあらずといふべし。(商四)

## 四 商業登記とは何ぞ

**答** 商業發記とは、商法の規定に依り一定の事項につき、當事者の請求に因り、其營業所の裁判所に備へたる商業登記簿に之を爲すものにして、世人に向て一定の事項を公示するを目的とするものなり。（商九）

## 五 商號とは何ぞ

**答** 商號とは商人が商業上に於て自己を標示するが爲めに用ゐる名稱をいふ。而して商人は其氏名其他の名稱を以て商號と爲すことを得。他人の商號は猥りに之を侵すことを許さず。（商一六）

## 六 商業帳簿とは何ぞ

**答** 商業帳簿とは商人の營業に關する一切の事項を記載する帳簿をいふ。即ち商人は帳簿を備へ、之に日々の取引其他財産に影響を及ぼすべき一切の事項を整然且明瞭に記載することを要す、但家事費用は一ヶ月毎に其總額を記載するを以て足る。而して小賣の取引は現金賣と掛賣とを分ち、日々の賣上總額のみを記載することを得べし。且つ商人は十年間其商業帳簿及び其營業に關する信書を保存することを要す。是れ商人の義務なり。若し商人にして此義務を盡さゞる時は裁判上往々不利益の推定を受くることあるべし。商人たるもの必ず守らざるべからず。（商二五、二八）



## 七 會社とは何ぞ

**答** 會社とは共同の計算の爲めに商業を營む目的を以て設立したる社團法人なり。故に（一）會社は契約によりて設立せらる、（二）會社は商行爲を業とするが爲めにのみ設立せらる、故に商行爲にあらざる事業例へば民事の事業其他公益の爲めに設くる學校病院等は會社にあらず、（三）會社は計算が共同なるものなれば、其計算も共同なるを要すればなり、（四）會社は二人以上より成るものなり、即ち多くの社員若くは株主より成るものなり、（五）會社は社團法人なり、法人の何たるやは民法總論に於て之を述べたり、社團法人とは二人以上の人を以て組織する人格者なりといふ意味なり。（商四二）

## 八 會社の種類

**答** 會社は合名會社、合資會社、株式會社及び株式合資會社の四種とす。（商四三）

## 九 合名會社とは何ぞ

**答** 合名會社とは會社財産を以て、會社の債務を辨償するに不足なる場合に於ては、總社員連帶無限の責任を負ふものをいふ。故に合名會社は悉く無限責任社員より成る。

## 一〇　合資會社とは何ぞや

**答**　合資會社とは會社契約に別段の定めなき時は、各社員は會社の義務につき、金錢又は有價物を以てしたる出資に限り責任を負ふものをいふ。故に合資會社は有限責任社員と無限責任社員とを以て組織す。是れ合名會社と異なる處なり。(商一〇四)

## 一一　株式會社とは何ぞ

**答**　株式會社とは會社資本を株式に分ち、多くの株主を以て組織し、其株主は會社の債務に就て、株金のみの責任を負ふものなり。即ち株式會社は悉く有限責任社員を以て組織するものなり。而して此會社を設立するに就ては、一七人以上の發起人を要す。是れ合名及び合資會社と異なる處なり。

## 一二　株式合資會社とは何ぞ

**答**　株式合資會社とは無限責任社員と株主とを以て組織するものにして、其無限責任社員は無限に會社の義務を負ひ、株主は其株金のみの義務を負ふものなり。恰も合資會社と株式會社を折衷したるの觀あり、故に之を株式合資會社と名く。(商二三五)

## 一三　定欵とは何ぞや



**答**　定欵とは會社を設立せんとする當事者の書面契約なり。會社を設立するに就ては必ず契約を以てせざるべからず、而して其契約は書面に依らざるべからず、其内容を定めたる契約の書面は即ち定欵なり。會社は契約によりて生ずるものなれば、此定欵は如何に會社に必要なるかを知るべし。故に定欵には以下の事項を記載し、各社員之に署名すべきものを擧げん。

第一、合名會社の定欵　合名會社の定欵には以下の事項を記載し、各社員之に署名するとを要す。(一)目的、(二)商號、(三)社員の氏名住所、(四)本店及び支店の所在地、(五)社員の出資の種類及び價格又は評價の標準。(商五〇)

第二、合資會社の定欵　合資會社の定欵には右に揭げたる事項の外、各社の責任の有限又は無限なるとを記載するとを要す。(商一〇六)

第三、株式會社の定欵　株式會社に在りては、發起人は定欵を作り、之に以下の事項を記載して署名するとを要す。(一)目的、(二)商號、(三)資本の總額、(四)一株の金額、(五)取締役が有すべき株式の數、(六)本店及び支店の所在地、(七)會社が廣告を爲す方法、(八)發起人の氏名住所。(商一二〇)

第四、株式合資會社の定欵　株式合資會社に在りては、無限責任社員は發起人となりて定欵を作り、之に以下の事項を記載して署名するとを要す。(一)目的、(二)商號、(三)一株の金額、(四)本店及び支店の所在地、(五)會社が廣告を爲す方法、(六)株金

の總額、(七)無限責任社員の氏名住所、(八)無限責任社員の株金以外の出資の種類及び價格又は評價の評準。(二三七)

## 一四 商行爲とは何ぞ

**答** 商行爲とは物品の轉換を媒介する營利の行爲にして、即ち商法によりて支配せらるゝ法律行爲なり。而して商法は之に關して規定を爲せり。即ち商法の規定によれば、以下に揭げたる行爲は之を商行爲とす、(一)利益を得て讓渡す意思を以てする動産不動産若くは有價證券の有價取得又は其取得したるものゝ讓渡を目的とする行爲、(二)他人より取得すべき動産又は有價證券の供給契約及び其實行の爲めにする有償取得を目的とする行爲、(三)取引所に於てする取引、(四)手形其他の商業證券に關する行爲、即ち是れなり。又以下に揭げたる行爲は營業として之を爲すときは之を商行爲とす。但專ら賃金を得る目的を以て物を製造し又は勞務に服する者の行爲は此限に在らず、(一)賃貸する意思を以てする動産若くは不動産の有償取得若くは賃借又は其取得若くは賃借したるものゝ賃貸を目的とする行爲、(二)他人の爲めにする製造又は加工に關する行爲、(三)電氣又は瓦斯の供給に關する行爲、(四)運送に關する行爲、(五)作業又は勞務の請負、(六)出版印刷又は撮影に關する行爲、(七)客の來集を目的とする場屋の取引、(八)兩替其他の銀行取引、(九)保險、(十)寄託の引受、(十一)仲立又は取次に關する行爲、(十二)商行爲の代理の引受、即ち是れなり。前者は其行爲を直に之を商行爲とし、後者は單に其行爲ありたるのみにては之を商行爲とせず、營業として之を爲したる場合にのみ之を商行爲とす。(商二六三、二六四)



## 一五 交互計算とは何ぞ

**答** 交互計算とは商人と商人間又は商人にあらざる者との間に、平常取引を爲す場合において、一定の期間内の取引より生ずる債權債務の總額に付き、相殺を爲し、其殘額の支拂を爲すべきことを約するに因りて其効力を生ずるものなり。(商二九一)

## 一六 匿名組合とは何ぞ

**答** 匿名組合契約は當事者の一方が、相手方の營業の爲めに出資を爲し。其營業より生ずる利益を分配すべきことを約するに因りて其効力を生ずるものなり。(商二九七)

## 一七 仲立人とは何ぞ

**答** 仲立人とは他人間の商行爲の媒介を爲すを業とするものをいひ、此業を仲立營業といふ。(商三〇五)

## 一八 問屋營業とは何ぞ

**答** 問屋とは自己の名を以て他人の爲めに、物品の販賣又は買入を爲すを業とするものをいひ、此業を問屋營業といふ。(商三一三)

## 一九 倉庫營業とは何ぞ

**答** 倉庫營業とは寄託の一種にして、他人の爲めに物品を倉庫に保管するの業をいふ。(商三五七)

## 二〇 保險とは何ぞ

**答** 保險とは當事者の一方が、偶然なる一定の事故によりて生するとあるべき事物につき、之に一定の金額を支拂ふことを約し相手方が之に其報酬を與ふるものなり。

## 二一 保險の種類を擧げよ

**答** (一)損害保險、(二)生命保險、(三)相互保險、(四)營利保險、(五)陸上保險、(六)海上保險等其重なるものなり。

## 二二 損害保險とは何ぞ



**答** 損害保險契約は當事者の一方が偶然なる一定の事故に因りて、生するとあるべき損害を塡補することを約し、相手方が之に其報酬を與ふることを約するに因りて其効力を生するものなり。火災保險、運送保險の如きもの即ち是れなり。(商三八四)

## 二三 生命保險とは何ぞ

**答** 生命保險契約は當事者の一方が相手方又は第三者の生死に關し、一定の金額を支拂ふことを約し、相手方が之に其報酬を與ふることを約するに因りて其効力を生するものなり。(商四二七)

## 二四 相互保險と營利保險

**答** 相互保險とは一の組合員間の保險なり、即ち一の組合を組織し、此の組合員間に於て互に契約する處の保險なり。故に相互保險は營利の目的を有せず、從て商法の範圍に屬せざる如きも、商法は特に明文を掲げて、此の相互保險にも商法の規定即ち營利保險に關する規定を準用すとせり。相互保險にあらざる、主として營利を目的とする保險を營利保險といふ。

## 二五 海上保險と陸上保險

**答** 海上保險契約は航海に關する事故に因りて、生するもあるべき損害の塡補を以て其目的とし、陸上保險は陸上に於ける處の保險なり。（商六五三）

## 二六 手形とは何ぞ

**答** 手形は一定の時期、一定の場處に於て、一定の金額を自ら債權者に支拂ひ、又は第三者をして之を支拂はしむるとを記載する一の證券なり。而して手形は普通の證券の如く、既存の債權債務を證明するの具にあらずして、手形に記載する債權債務の關係は手形なる證券に法定の要式行爲を爲すによりて、始めて成立するものなれば、更に其成立に關して手形以外の理由を問ふとなし。換言すれば手形上の債權債務は絶對に手形上の文言によりて決定せらるゝものなり。而して手形に署名したるものは、其手形の文言に從ひて責任を負ふべきものたり。（商四三五）

## 二七 手形の種類

**答** 手形は爲替手形、約束手形、小切手の三種とす。（商四三四）

## 二八 爲替手形とは何ぞ

**答** 爲替手形とは通常一定の金額に付き、第三者を支拂人として、相手方に振出す處の



手形なり。故に爲替手形には三人の關係者を要するを通常とす。即ち甲が振出人にして、乙が受取人なる場合には、丙を其金額の支拂人と定むるが如し。然れども變則として振出人は自己を受取人又は支拂人と定むるとを得、此場合に於ては關係者は二人とす。而して爲替手形には以下の事項を記載し、振出人之に署名するとを要す。（一）爲替手形たることを示すべき文字、（二）一定の金額（三）支拂人の氏名又は商號、（四）受取人の氏名又は商號、（五）單純なる支拂の委託、（六）振出の年月日、（七）一定の滿期日、（八）支拂地、即ち是れなり。此等の事柄を記載せざれば手形上の効力なし。尙ほ圖を以て示せば左の如し。（商四四五）

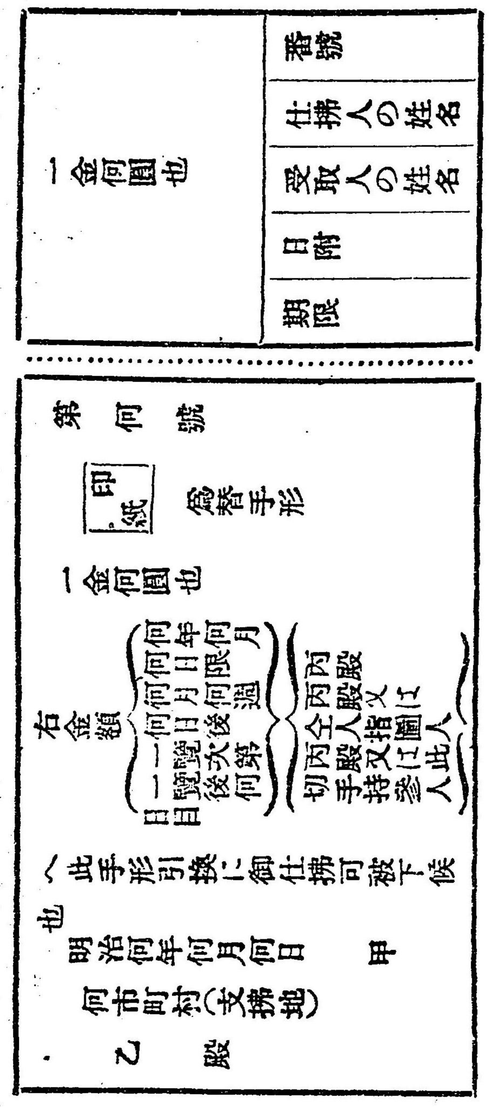

## 二九　約束手形とは何ぞ

答　約束手形とは一定の期日に至り、振出人が手形所持人に對し、自ら手形金額を支拂ふことを約して、振出す處の手形なり。故に約束手形の關係者は二人とす。此手形には以下の事項を記載し、振出人之に署名することを要す。(一)其約束手形たることを示すべき文字、(二)一定の金額、(三)受取人の氏名又は商號、(四)單純なる支拂の約束、(五)振出の年月日、(六)一定の滿期日、(七)振出地、即ち是れなり。尙ほ圖を以て示せば左の如し。

| | |
|---|---|
| 一金何圓也 | 番號 |
| | 受取人の姓名 |
| | 日附 |
| | 期限 |

第何號

印紙　約束手形

一金何圓也

右金額　何年何月何日限　何月何日後　一覽次第　一覽後何日目

貴殿　貴殿　貴殿指圖人　貴殿又は此人　切手持參人

へ此手形引換に無相違仕拂可申候也

何市町村(振出地)

明治何年何月何日　甲

乙殿



## 三〇　小切手とは何ぞ

答　小切手は必ず一覽拂の手形にして、資金なく又は信用を得ずして振出したるとき、又は小切手に虛僞の日附を記載したるときは商法に從て過料に處せらるゝものなり。而して小切手には以下に掲ぐる事項を記載し、出振人之に署名することを要す、(一)其小切手たることを示すべき文字、(二)一定の金額、(三)支拂人の氏名又は商號、(四)受取人の氏名若くは商號又は所持人に支拂ふべきこと、(五)單純なる支拂の委託、(六)振出の年月日、(七)支拂地即ち是れなり。尙ほ圖示すれば左の如し。(商五三〇、五三二)

| | | |
|---|---|---|
| 持參人拂小切手 | 番號 | 年月日 |
| | | 金高 |
| | | 渡先 |

當座小切手

番號

渡先の姓名

一金何圓也

右金額乙又は其指圖人又は此小切手持參人へ引換に御支拂可被下候也

明治何年何月　甲

何市町村(支拂地)

丙銀行御中

## 三一　手形振出人と所持人とは何ぞ

**答** 手形振出人とは手形を發行するものをいひ、手形所持人とは其手形を所持するものにして、又之を受取人ともいふ。而して手形金額を支拂ふものを支拂人といふ。

## 三二　手形の裏書とは何ぞ

**答** 裏書とは手形の所持人が手形、其謄本又は補箋に被裏書人の氏名又は商號及び裏書の年月日を記載し、且つ之に署名して其被裏書人に、手形金額請求の權利を讓渡する意思表示なり。被裏書人とは其裏書によりて權利を讓受くるものなり。而して裏書人は此裏書によりて通常擔保の責任をも負ふものなり。此裏書を爲すものを裏書人といふ。（商四五七）

## 三三　手形の引受人とは何ぞ

**答** 引受人とは其手形金額を支拂はんことを手形面に於て承認したるものなり。即ち手形面に必ず支拂ふべしとか引受くべしと自ら記載したるものなり。

## 三四　滿期日に於て手形金支拂人が之を支拂はざる時は所持人は如何にせば己れの權利を保全することを得るや



**答** 手形所持人が其手形を支拂人に呈示し、若し手形金額の支拂なきときは、滿期日又は其後二日内に支拂拒絶證書を作らしめ、且つ振出人若くは裏書人にして其手形金額の償還を爲さしめんとする者に對し、拒絶證書作成の翌日までに償還請求の通知を發することを要す。若し所持人が此手續を爲さゞりしときは、其前者に對する手形上の權利を失ふ。故に斯は必ず所持人たるものゝ知らざるべからざるものなり。（商四八七）

## 三五　拒絶書とは何ぞや

**答** 拒絶證書とは手形の支拂人が、其金額を支拂はざる場合に於て、手形所持人の請求により、公證人又は執達吏之を作るものなり。而して此證書は所持人が其權利を保全し以て、其前者に對する償還を請求する爲めに作らしむるものなり。

## 三六　所持人が手形上の權利を失ひたる時は最早絶對に何等の權利をも有せざるや

**答** 所持人が手形上の手續を盡さゞる時は、其手形上の權利を失ふことは往々あるべし。併し所持人は之によりて法律上總ての權利を悉く失ふものにあらず、手形上の權利は之を失ふと雖も、時としては民法上の權利を有すべし。故に所持人は手形上の權利を失ひたる時は、其手形券は之を民事上の普通證券として裁判所に出訴し得べし。

## 三七　手形上の權利と民事上の權利との差

**答**　手形上の權利は之によりて直に破産宣告の申請を爲すを得と雖も、民事上の權利に
ては唯だ家資分散の權利を有するにすぎず。

## 三八　海商とは何ぞ

**答**　海商とは海上に於ける商賣の意味なり。此海商に關する規定を海商法といふ、商法
の一部なり。即ち船舶、船員、海損、海上運送、海上保險等の規則是れなり。



# 第六章　刑法

## 一　刑法とは何ぞや

**答**　刑法は犯罪及刑罰を一定したる法律なり。即ち刑法は犯罪と犯罪にあらざるものと
を區別し、且つ其犯罪に對する刑罰をも定めたるものなり。

## 二　刑事法とは何ぞ

**答**　刑事法とは國家が私人に對する刑罰權の行用に關する法則を包括したる稱呼なり。
故に刑事法と言へば、刑法をも刑事訴訟法をも或は其他刑罰に關する法律規則を總稱す
るものとす。從て刑事法は公法の一部なり。

## 三　犯罪とは何ぞ

**答**　犯罪とは刑罰の制裁を設けて、豫め法律に依て禁制し、又は命令したる行爲又は不
行爲にして、權利の執行に屬せざるものをいふ。故に犯罪は(一)必ず外部に發表するを
を要す、刑法は人が心中に從てのみ考ふるをを罰せず、必ずや其意思が多少外部に發動
せざれば犯罪として罰せさるなり。(二)刑法は進んで或るをを爲さざるものを不行爲犯

として罰するとあり、例へば親に奉養せざる罪の如き是れなり、故に犯罪は行爲なるもあり、不行爲に出つるもあり、(三)犯罪は社會の安寧秩序を妨害するものなり、彼の親の仇を報する殺人行爲の如き一派の者は之を道德行爲として贊評すれども、之れ社會の安寧秩序を妨害するものなれば犯罪として刑法は之を罰す、(四)犯罪となるには刑法が必ず之を禁制命令し且つ之に制裁を付したるものなるを要す、刑法が禁制命令せず、制裁をも與へさるものなれば決して犯罪にあらず、例へは吾人の散步、觀劇、飮酒等の如き刑法之を禁制命令せず制裁をも與へざるものなれば犯罪にあらざると同時に、人を歐打し、殺傷し、或は窃盜詐欺等の如きは刑法之を禁制し制裁を與へたれば犯罪なるが如し、(五)其行爲不行爲は權利の執行にあらざるを要す、例へば監獄官が人を絞首し、或は正當防衛の爲め吾人が人を殺傷するは、是れ法律上得たる權利なれば、此權利の執行として爲す行爲不行爲は決して犯罪にあらざるが如し。

## 四 刑罰とは何ぞ

**答** 刑罰とは國家の生存條件に對する人爲的傷害を排除し、國家必要の條件を適充する爲めに、國家權力の作用として一定の所爲に對して與ふる處の制裁なり。約言すれば刑罰は此の平和なる人類團體を傷害するものに對して、國家が與ふる處の制裁なり。此刑罰を與ふる權力を刑罰權といふ。刑罰權は國家之を有す。蓋し人類は互に圓滿なる生存



發達を遂げざるべからず、若し此の生存發達を妨害するものあれば、是れ當さに吾人と相反すべし、乃ち國家は之を統治するの任あれば刑罰權を有し、其傷害者を犯罪者として之に刑罰を施すは素より當然なるべし。

## 五 犯意とは何ぞ

**答** 犯意とは犯罪の意思なり、犯罪の意思とは人が一定の犯罪に對して向ふ處の決心をいふ。換言すれば不正の行爲たるとを知て、殊に之を行はんとする自由の決心を爲すときは即ち犯罪の意思なりといふ。犯意のみにては刑法之を罰せさるを原則とす。

## 六 犯罪の豫備とは何ぞ

**答** 犯罪の豫備とは準備といふ意味なりに必要なる準備をいふ。尙ほ換言すれば犯意一定して、之を事實として爲さんが爲めに行ふ處の準備なり。犯罪の豫備は之を罰せさるを原則とす。

## 七 犯罪の着手とは何ぞ

**答** 犯罪の着手とは犯罪の成立又は加重條件にして、犯人の身分に屬せず、且つ法律の禁制命令したる處爲を行ひ始めたる場合をいふ。換言すれば着手とは刑法が犯罪として

禁制命令したる範圍に侵入して、犯罪を始めたるものなり。此時に及べば刑法之を罰す。

## 八 犯罪の實行

**答** 犯罪の實行とは犯罪に着手して犯人の意思通り其犯罪行爲を遂行したるものをいふ。

## 九 有意犯と無意犯の別

**答** 有意犯とは犯人が犯意を起して而して後、犯罪を行ひたるものにして、無意犯とは犯人が犯意を起さずして犯罪したるものなり。彼の過失犯即ち是れなり。刑法は犯罪として罰するには必ず有意犯なるとを要す、然れ、例外として犯意なき彼の過失殺傷の如きは之を罰す。

## 一〇 既遂犯と未遂犯の別

**答** 既遂犯とは犯人の意思通りの結果を惹起したるものにして、未遂犯とは之に反し、意外の障碍舛錯によりて、其目的を達する能はざるものなり。未遂犯は刑法一等若くは二等を減す。(刑一一二)

## 一一 不論罪とは何ぞや



**答** 不論罪とは犯罪事罪は構成すれども、責任を負はざるものをいふ。摸言すれば一定の犯罪行爲に該當すれども。刑法が刑罰を與へざるものなり。今其重もなるものを擧げんに、抗拒すべからざる强制に遇ひ其意にあらざるの所爲、天災又は意外の變に因り避くべからざる危難に遇ひ自己若くは親屬の身躰を防衛するに出たる所爲、本屬長官の命令に從ひ其職務を以て爲したる者、罪を犯す時知覺精神の喪失に因て其是非を辨別せざる者、罪を犯す時十二歳に滿たざる者、瘖啞者等の所爲は其罪を論せざるが如き即ち是れなり。是れ蓋し犯意なければなり。(刑七五、七七、八九、八三等)

## 一二 數罪俱發とは何ぞ

**答** 數罪俱發は重罪輕罪を犯し未た判決を經ず二罪以上俱に發したるものなり。數罪俱發は一の重きに從て處斷す。(刑一〇〇)

## 一三 數人共犯とは何ぞ

**答** 數人共犯とは同一の意思及び同一の目的を以て或る罪を犯す場合をいふ、即ち一人にて犯罪すると同一の意思及同一の目的を以て二人以上共同連帶して同一の罪を犯すものなり。此共犯には正犯あり、從犯あり。

## 一四 正犯とは何ぞ

**答** 正犯とは二人以上現に罪を犯したるものなり。即ち有形上の犯罪行爲を實行したるものなり。例へば殺人犯を爲すに、甲乙丙共謀して丁を殺さんとし、甲は刀を以て丁の腕を斬り、乙は槍を以て丁の胸部を衝き、丙は棍棒を以て丁の脚部頭部を歐打して、以て丁を殺したる場合の如し。是れ皆正犯なり。正犯には各自に其刑を科す。(刑一〇四)

## 一五 敎唆犯とは何ぞ

**答** 敎唆犯とは人に犯罪の意思を注入して、重輕罪を犯さしめたるものなり。例へば甲が乙を煽動誘導して丙を殺さしめたるか如き場合に於て甲は敎唆犯たり、乙は正犯たり、乙は素より正犯なれば其刑罰を受くるは論なきも、甲も亦正犯として同一の刑罰を受くるものなり。(刑一〇五)

## 一六 從犯とは何ぞ

**答** 從犯とは人が重輕罪を犯すことを知て、器具を給與し、又は誘導指示し、其他豫備の所爲を以て正犯を幇助し、犯罪を容易ならしめたるものなり。例へば人が殺人犯を爲すに當て之を知り、故らに凶器を貸與したるが如し。從犯の刑は正犯の刑に一等を減ず。



(刑一〇九)

## 一七 重罪、輕罪、違警罪の別

**答** 重罪、輕罪、違警罪の別は甚た理由なきものなり、然れとも現行刑法は刑罰によりて此區別を爲せり。故に此別は刑罰の種類を知れば自ら明かなり。

第一、重罪の主刑　(一)死刑、(二)無期徒刑、(三)有期徒刑、(四)無期流刑、(五)有期流刑、(六)重懲役、(七)輕懲役、(八)重禁獄、(九)輕禁獄。

第二、輕罪の主刑　(一)重禁錮、(二)輕禁錮、(三)罰金。

第三、違警罪の主刑　(一)拘留、(二)科料。

## 一八 謀殺故殺の別

**答** 謀殺とは犯人が深思熟考して殺人犯を爲す場合をいひ、故殺とは偶然犯意を起して人を殺す場合をいふ。故に此二者の別は一は深思熟考すれとも一は然らさるにあり。謀殺は死刑なれども故殺は無期徒刑とす。然れとも毒殺したるものは謀殺を以て論し無期徒刑に處す。(刑二九二、二九三、二九四)

## 一九 詐欺取財とは何ぞ

**答** 人を欺罔し、又は恐喝して財物若くは證書類を騙取したるものは之を詐欺取財の罪となし、二月以上四年以下の重禁錮に處し、四圓以上四十圓以下の罰金を附加す。幼者の知慮淺薄又は人の精神錯亂したるに乘じて其財物若くは證書類を授與せしめたる者、物件を販賣し又は交換するに當り其物質を變し若くは分量を僞て人に交付したる者等詐欺取財を以て論せらるるもの甚た多し。(刑三九〇以下)

## 二〇　正當防衛とは何ぞ

**答** 正當防衛とは身體生命を正當に防衛し、已むことを得ざるに出て、暴行人を殺傷したる場合なり、此場合は其自己の爲めにすると他人の爲めにするとを分たず其罪を論せず但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたる者は此に在らず。殊に以下に掲ぐる場合に於て已むことを得ざるに出で、人を殺傷したるものは其罪を論せず、(一)財産に對し放火其他暴行を爲す者を防止するに出たる時、(二)盜難を防止し又は盜賊を取還するに出たる時、(三)夜間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸牆壁を踰越損壞する者を防止するに出たる時、即ち是れなり。併し身體財産を防衛するに出ると雖も、已むことを得ざるにあらずして害を暴行人に加へ又は危難已に去りたる後に於て勢に乘し、仍ほ害を暴行人に加へたる者は不論罪の限にあらず、但情狀により其罪を宥恕することを得。(刑三一四、三一五、三一六)



# 第七章　訴訟法

## 一　訴訟法とは何ぞや

**答** 訴訟法は形式法なり、手續法なり、即ち民商事或は刑事に關し、裁判所に對し訴訟を爲すの手續を定めたる法律なり。

## 二　訴訟法の種類

**答** 訴訟法の種類は甚た多しと雖も、之を大別すれば二となる、民事訴訟法、刑事訴訟法是れなり。民事訴訟法は民事に關する手續法にして、刑事訴訟法は刑事に關する手續法たり。

## 三　司法裁判所とは何ぞ

**答** 司法裁判所とは法律により司法權を行ふ所なり、其司法權は天皇の名に於て之を行ふものとす。而して裁判所の搆成は必ず法律を以て之を定め、裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任じ、刑法の宣告又は法律を以て定めたる懲戒の處分に由るの外、其職を免せらるゝことなきものとす。斯く裁判所を行政府より分離し、之に關す

る規定は皆法律を以てするとゝしたるは、裁判官をして行政官より獨立し、其意思情狀に左右せられず、自由の意思を以て公平なる明裁判を下さしめんとを期してなり。

## 四　司法裁判所の種類を說明すべし

**答**　裁判所は之を大別すれば二となる、曰く通常裁判所、特別裁判所即ち是れなり。

第一、通常裁判所　通常裁判所とは區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院をいふ。

（一）區裁判所は一人の判事、單獨の意思を以て裁判を爲す。

（二）地方裁判所は三人の判事、合議を以て裁判を爲す。

（三）控訴院は五人の判事、合議を以て裁判を爲す。

（四）大審院は七人の判事、合議を以て裁判を爲す。

第二、特別裁判所　特別裁判所とは海陸軍の軍法會議、領事裁判所、其他裁判所構成法に定めたる特別裁判所をいふ。

## 五　區裁判所の刑事管轄を畧述すべし

**答**　區裁判所は第一審裁判所として左の事件につき、管轄權を有す。

第一、違警罪

第二、本刑五十圓以下の罰金を附加し、若くは附加せざる二月以下の禁錮、又は單に百圓以下の罰金に該る輕罪。

第三、刑法第二編第一章（即ち皇室に對する罪）を除き其他の輕罪にして、本刑に二百圓以下の罰金を附加し、若くは附加せざる一年以下の禁錮又は單に三百圓以下の罰金に該り、其情第二に揭げたる刑より更に重き刑に處するに及ばざるとを認め、地方裁判所若くは其支部の檢事局より區裁判所に移付したるもの。



## 六　地方裁判所の刑事管轄を說明すべし

**答**　地方裁判所は區裁判所並に大審院の特別權限に屬せざる事件に對しては第一審裁判所となり、區裁判所の裁判に對して爲す控訴に就ては第二審裁判所として管轄權を有するものなり。

## 七　控訴院の刑事管轄を說明すべし

**答**　控訴院は地方裁判所の第一審として爲したる裁判に對し、爲したる控訴に就ては第二審裁判所となり、地方裁判所の第二審として爲したる裁判に對し、爲したる上告に就ては上告裁判所として管轄權を有す。

## 八　大審院の刑事管轄を說明すべし

答 大審院は刑法第二編第一章（即ち皇室に對する罪）及び第二章（即ち內亂外患に關する罪）に掲げたる重罪並に皇族の犯したる罪にして禁錮又は更に重き刑に處すべきものゝ豫審及び裁判を爲し、其控訴院の第一審裁判所として爲したる裁判に對し、爲したる上告に就ては上告裁判所として管轄權を有す。

## 九 區裁判所の民事管轄を說明すべし

答 區裁判所は第一審裁判所として左の事件に付き裁判管轄權を有す。

第一、百圓を超過せざる金額又は價額百圓を超過せざる物に關る請求。

第二、價額に拘らず左の訴訟。

(一)住家其他の建物又は其の或る部分の受取明渡使用占據若は修繕に關り、又は賃借人の家具若くは所持品を賃貸人の差押へたるとに關り、賃貸人と賃借人との間に起りたる訴訟。

(二)不動產の經界のみに關る訴訟。

(三)占有のみに關る訴訟。

(四)雇主と雇人との間に雇期限一年以下の契約に關り起りたる訴訟。

(五)左に掲げたる事項に付旅人と旅店若くは飲食店の主人との間に、又は旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟。



(イ)賄料又は宿料又は旅人の運送料又は之に伴ふ手荷物の運送料。

(ロ)旅店若くは飲食店の主人又は運送人に旅人より保護の爲め預けたる手荷物金錢又は有價物。

## 一〇 地方裁判所の民事管轄を說明すべし

答 地方裁判所は其區裁判所の爲したる民事裁判に對し、爲したる控訴に就ては第二審裁判所とより、其第一審裁判所としては、區裁判所の權限又は民事訴訟法第三十八條に定めたる控訴院の權限に屬するものを除き、其他の民事請求につき管轄權を有す。

## 一一 控訴院の民事管轄を說明すべし

答 控訴院は地方裁判所の第一審として爲したる民事裁判に對し、爲したる上告に就ては第二審裁判所となり、其地方裁判所の第二審として爲したる裁判に對し、爲したる上告に就ては上告裁判所として管轄權を有す。而して皇族に對する民事訴訟に付第一審及び第二審の裁判權は東京控訴院に專屬す。

## 一二 大審院の民事管轄を說明すべし

答 大審院は其控訴院の第二審として爲したる裁判に對し、爲したる上告に就ては、上告裁判所として管轄權を有す。

# 第八章 國際法

## 一 國際法とは何ぞや

**答** 國際法とは二國以上に誇かる處の法律關係を支配する法則なり。即ち甲國と乙國との間に亘れる處の事實に對して適用せんとするもの是れ國際法なり。

## 二 國際法の種類

**答** 國際法の種類を二個に大別すれば國際公法、國際私法となるべし。國際公法とは國家と國家とが、其國家なる資格に於て生する處の法律關係を支配するの法則にして、國際私法とては兩國の人民間の法律關係を支配するの法則なり。國際公法の中に於ても平時國際公法あり、戰時國際公法あり、讀んて字の如し。

## 三 條約とは何ぞ

**答** 條約は國家と國家との間に於ける契約なり。而して國家は條約を締結したる時は之を履行せざるべからざる義務を有す。若し之を履行せさる時は對手國に對して損害賠償の責に任するものとす。義務國に於て其責にも任せさる時は、權利國は兵力に訴へ、遂



に戰爭に歸するは往々見る處なり。而して條約は國家代表者たる主權者の間に於て自由の意思を以て締結したるものならざるべらかず。又若し其條約に就て詐欺錯誤等ある時は、是れ瑕疵ある條約として取消し得るものとす。

## 四 條約成立の手續を畧述すべし

**答** 條約の成立するに至る手續は左の如し。

第一、締約　國家互に條約を締結せんとする時は各其の代表者を選定し、之に條約締結の全權を委任す。而して此被委任者は各其委任狀を示し、其良好妥當なるを認めて、然る後始めて折衝陳辨し、遂に一定の條項を協議決定し、乃ち署名調印す。

第二、批准　兩國の全權被委任者互に條約を締結すと雖も、未た之によりて條約は國際法上其効力を生するものにあらず、其効力を有するは批准に由る。批准とは主權者が其條約に對して承認を與ふる方式なり。然れとも此批准は臣民に對して條約遵奉を命するものにあらず。臣民は公布により初めて遵由の義務を生するものとす。

第三、交換　條約批准せられたる時は、兩國互に其條約を交換し、締結の事玆に完了し、條約は成立するに至るものとす。

帝國憲法に於ては條約締結權は天皇の大權に屬す。素より第一に述べたる交涉的の締結に就ては、天皇が外交官に之を委任すべしと雖も、其條約の効力を生する批准に至ては天皇親しく之を爲すものなり。

# 下編 經濟

## 第一章 總論

### 一 經濟學とは何ぞや

**答** 經濟の何たるやに就ては、古來より學者の說も頗る區々に岐れり。然れとも最も通說に從へば、經濟とは人類社會の財貨に關する法則なり、此諸現象を攻究する學問を經濟學といふ。故に經濟學とは人類社會の財貨に關する諸現象を攻究する學問なりといふを得べし。換言すれば財貨の生產、交換、消費、分配に關する秩序正しき法則を研究する學問なり、約言すれば勞少なくして利の大ならんとを攻究するものなり。故に、

第一、經濟學は人類社會に關する一の學問なり　茲に所謂經濟學は社會經濟學若くは國民經濟學の謂なれば、彼の私人經濟學と異なり、其觀察點を單純なる一個人に求めずして、主として社會全體の上に求むるのみならず、元來經濟學は法律宗教等と同じく形而上即ち無形的の學問にして、彼の地理天文等の如く形而下即ち有形的の學問と異なる。

第二、經濟學は財貨に關する諸現象を研究する一の學問なり　經濟學は主として財貨の生產、交換、消費、分配に關して、如何にせば利益多大なるやといふ諸現象を研究するものなり。



### 二 欲望とは何ぞ

**答** 欲望とは凡そ吾人人類の此世に處するや、常に不足の感情を抱けるは自然の勢なり、此不足の感情を充さんとする願意をいふ。即ち衣食住を始めとして吾人の之を欲するものは夥多あるべし、之を充實せしめんとする意思是れ欲望なり。例へば渴する時に飲を思ひ、飢へたる時に食を思ふが如し。此欲望は未開人より開明人に多く、小人より大人に多し。而して經濟學は社會人類の行爲と密着の關係を有するとは前述したるところによりて明かなるべし、其人類の行爲は心情に發す、從て經濟學上人類の欲望の如何といふとは大に必要問題なり。

### 三 欲望の種類

**答** 欲望の種類の重もなるものを擧ぐれば左の如し。

第一、肉體的欲望と精神的欲望　肉體的欲望とは肉體上の欲望にして、饑渴の場合に飲食を思ひ、若くは輕裘溫袍を着て車馬を驅らんとを思ふが如き即ち是れなり。精神的欲望とは精神上の欲望にして不肖者の賢者ならんとを思ひ、學なきものゝ學者たら

んとを思ふが如き即ち是れなり。

第二、個人的欲望と社會的欲望　個人的欲望とは單に自己のみを利せんとする欲望をいひ、社會的欲望とは社會の公共に利益を與へんとする欲望をいふ。

第三、自然的欲望、應分的欲望、奢侈的欲望　斯はロッシエルの分類したる處にして、自然的欲望とは人類の生活に必要欠くべからざるものをいひ、應分的欲望とは人類の身分位置に相應せるものをいひ、奢侈的欲望とは其人の身分位置より以上の欲望をいふ。然れとも此分類法は稍其正確を欠けるものゝ如し。

## 四　財貨とは何ぞ

**答**　財貨とは富の謂にして、總て人類の欲望を充實せしむるに適當なる處のものなり、即ち現實に人類の欲望を充實せしめずと雖も、唯た之を充實せしめ得べきものなれば是れ財貨なり。例へば金銀珠玉飲食衣服等の如き是れなり。蓋し人類は其多くの欲望を充さんが爲めに、財貨の獲得に經營慘憺到らざるはなし、故に經濟學の研究は此財貨の觀念と須臾も離るべからず。

## 五　財貨の種類

**答**　財貨の種類を畧述すれば左の如し。



第一、內界上の財貨　內界上の財貨は一に無形上の財貨といひ、人の心身に附着する財貨なり。例へば腕力智識藝術等の如し。從て此種の財貨は賣買讓與すべからざるものとす。併し此財貨と雖も若し之を他人の爲めに働く時は、其他人より觀察すれば外界上の財貨たり。例へば車夫僕婢其他の被雇傭者の勞力は車夫僕婢自身より觀察すれば、內界上の財貨なれども、雇傭者より觀察すれば外界上の財貨たるが如し。

第二、外界上の財貨　外界上の財貨は一に之を有形上の財貨といひ、吾人の心身に附着せざる財貨なり。例へば金銀珠玉の如し。此種の財貨は賣買讓與せらるゝ性質を有す。尙ほ外界上の財貨を細別すれば左の如し。

（一）自由財貨　自由財貨とは人類の勞力報酬を要せずして、望む丈けの分量を得べきものをいふ。又此種の財貨を細分して（イ）絕對的自由財貨と（ロ）相對的自由財貨の二となす。（イ）絕對的自由財貨とは極めて非常なる一時例外の場合を除く外は、吸と處との如何に拘はらず、勞力報酬なしに望む丈けの分量を得べき財貨をいふ。例へは空氣光線の如し。（ロ）相對的自由財貨とは時と處との差により、或は自由財貨となり、或は經濟上の財貨となるものをいふ。例へば土地及水の如し、蓋し土地は現今多くの國に於て其報酬を支拂はざれば、得ると能はざるを以て、經濟上の財貨にして自由財貨にあらざるも、往昔に於ては日光空氣の如く何人も自由に之を有するとを得たるなり、水は海邊等に行く時は何程にても之を得

らるゝも、而かも水の供給少なき場所に於ては、報酬を支拂ひて得るものなり。

(二)經濟上の財貨　經濟上の財貨とは一定の勞力若くは報酬を費すにあらざれば、一定の分量を得べからざる財貨をいふ。此種の財貨は人の勞力報酬によりて始めて起るものなり。即ち空氣光線の如く容易に得べからざるものなり。經濟上の財貨を細分して二となす、(イ)經濟上の有形財貨と(ロ)經濟上の無形財貨、即ち是れなり。(イ)經濟上の有形財貨とは讀んで字の如く形ある財貨にして、例へば金銀珠玉竹木等の如きものをいひ、(ロ)經濟上の無形財貨とは形なき財貨にして、例へば他人の勤勞、版權、專賣權、商店の得意等の如し。

## 六　價値とは何ぞや(價格)

**答** 價値とは吾人が財貨に付與する處の認識力なり、換言すれば財貨が如何なる程度に於て吾人人類の欲望を充實せしめ得べきやといふ認識力をいふなり、財貨ありと雖も人類が之を認めて、此財貨は何程の効用を有し居るやといふことを知らざれば、即ち價値なし。故に價値の生ずるは人と財貨と相待ち、而して人類の欲望との關係よりするものなり。又人が此財貨と彼の財貨とを比較して高低の價値を付す。此價値を或は價格ともいふ。但し反對者あり。



## 七　價値の種類(價格)

**答** 價値の種類は左の如し。

第一、利用價値　利用價値とは一の財貨を利用せんとするものより觀察して附與する處の價値なり。例へば予が非常に饑へたる場合に於て米に對して與ふる處の價値の如き、或は予は非常なる高貴の人にして、平生綾羅錦繡を身に纏ひ、木綿着物の如きは些の必要なき場合に於て、木綿の着物に對して附與する處の價値の如きなり。前例の米に與ふる價値は非常に大にして、後例の綿服に對して與ふる價値は割合に低かるべし。利用價値に此くの如き變動常なきは、之を主觀的に觀察するより生ずる已むを得ざる結果なり。學者或は此の利用價値を効用價値、使用價値若くは主觀的の價格といふ。

第二、交換價値　交換價値とは一の財貨と他の財貨と交換し得るに適當なる處の價値なり。例へば予の時計と彼の懸書と交換せんとする場合に於て、予の時計に附する價値、彼の懸書に附する價値は是れ交換價値なり。利用價値は頗る偏私のものなりと雖も、交換價値は至て公平なると同時に經濟學上甚た緊要なり。此交換價値を有するに就ては、其財貨は(イ)利用價値を有すると、(ロ)經濟上の財貨なると、(ハ)賣買讓與するは法令の禁せざるものなると等の條件を要す。交換價値は或は之を客觀的の價格と

いふ。

## 八 經濟上の動念とは何ぞ

**答** 動念とは或欲望によりて發動する處の刺戟をいふ。故に動念は經濟上種々の原因に因りて異なる、然れとも之を大別すれば二となる、曰く利己心の作用、曰く利他心の作用即ち是れなり。

## 九 利己心とは何ぞ

**答** 利己心とは讀んで字の如く自己を利するの意思をいふ。抑も人類は自身の維持發達を遂ぐるを以て目的と爲すものなるが故に、其自己の利益をのみ謀るに汲々として、他を顧みるもの鮮し。是れ誠に人類の天性なり。人類は此くの如き利己的の天性を有するを以て、從て國民經濟の上にも大なる影響を與ふるものとす。經濟學は實に此個人利己心を標準として研究するものなり。卑近の例を以て言へば、同一財貨にして一方は高價に一方は廉價に賣却する時は、何人と雖も之を高價の人より購はずして、廉價のものより求むべし。是れ利己心の作用なり。經濟學は此利己心を度外に措くべからず。

## 一〇 利他心とは何ぞ



**答** 利他人とは利己心に反して他人に利益を與ふるの意思なり、即ち道德心なり。蓋し人類は利己心を以て其本性とすれども、利己心のみにては決して社會の生存發達は望むべからず、利他心なければ社會は遂に滅亡に歸せん。彼の義捐救濟等は利他心の作用なり。利他心は敎育によりて大に養成せらる、方今國民に利他心の觀念愈溥らぎ來りたるは嘆すべきの至りなり。然れともこれ經濟學上の問題にあらず、道德上の問題なり。

## 一一 國民經濟發達の順序を述べよ（經濟史）

**答** 國民經濟は左の五段の順序を以て發達し來れり。

第一、遊獵時代　遊獵時代とは禽獸を獵り、魚介を漁り以て生活を爲せる外は、他の經濟的行動を爲さゞる時代をいふ。此時代は原人時代にして、其行爲恰も禽獸の如く、强者は弱者を食むものなれば、人民の權利は專ら腕力に依りて定まりたるものなり。

第二、牧畜時代　牧畜時代とは人民の水草を逐ふて遷移し、其家畜の蕃殖せる處を求めて居所を得たる時代をいふ。然れども此時代に於ては、人民に稍財產なる觀念の萠芽を生し、男女分業の端緒を爲せり。

第三、農業時代　農業時代とは人民の主として農業を爲し、以て生活せる時代をいふ。此時代に於ては農は國の本なりとして非常に尊敬を受けたるのみならず、人民にして

耕作に從事せるものと兵馬に從事せるものとの區別を生せり。

第四、商業時代　商業時代とは一國の經濟組織の中心が商業に在る時代をいふ。此時代に於ては商業は內國貿易にのみ止まらず、廣く外國貿易をも爲し、分業も一層精密に赴き、男女兵農の別にのみ止まらず、諸種の商業多くは分業法に基き、財產愈尊重せられ、商業愈發達し、貨幣の必要を生し、社會の組織は日一日と複雜を極め來れり。

第五、工業時代　工業時代とは一國の經濟組織の中心が工業に在るの時代をいふ。此時代に於ては分業愈其精微を極め、學術上の發明は益盛に、生產は益隆盛に赴くものとす。

以上述べたる處は、其時代を明確に分別すべからず、農業時代といふも、牧畜を事とせる人民あり、商業を事とせる人民あり、又工業時代といふも、農業其他の職業に從事せるもの甚た多し、唯だ一國の經濟組織の中心より觀察して右の區別を爲したるのみ。

## 一二　現今各國は如何なる經濟時代にありや

**答**　現今各國の實狀を觀るに、亞非利加土人及南洋諸島の蠻民は遊獵時代にして、韃靼蒙古は牧畜時代、朝鮮支那米國佛國は農業時代、獨逸は商工業時代に移らんとするものゝ如く、英國は既に工業時代に赴きたるものゝ如し。我國は農業時代にあり。



## 一三　我國は何故農業時代にありといふか

**答**　我國は往古より農を以て國を建てたるより以來、其農業の進歩には著しき相違あるも、今尙ほ農業時代の範圍に在りと言はざるべからず。成程維新以來商業も工業も大に進歩は爲せども、現今我國の國是は農本主義にあらずや、農業の爲めにする土地は大なる稅源として認め居らるゝにあらずや、農業其宜しきを得されば國民經濟は忽ちにして沈衰するにあらずや、國會議員も地方團體の議員も多くは農業の土地所有者たるにあらずや、一國の人民も農民其過半を占むるにあらずや、是れ吾國は農業時代にありといふ所以なり。

## 一四　我國は農業國にして終るべきか

**答**　我國は農業時代に在れば農業國たり。我邦は此儘にて終るべきか、是れ決して國勢の許さゞる處なり、土地には限りあり、人口には限りなし、況や富國强兵豈農事の能くする處ならんや。列國と競爭し、國威を發揚せんとするには商工業を要す、世界の市場に立て角逐し、國民の安寧幸福を增進せしめんとするには商工業を要す。現今吾邦は誠に農業國たりと雖も、輓近百科の學、多少の進歩を爲し、商工業も漸々發達するの傾向を爲せり。商工業を發達せしむるに就ては、國民一般の普通教育、專門教育、實業教育、海

事の擴張、造船の隆盛、鐵道、郵便、電信等を簡易迅速にせざるべからざるのみならず大に其貨銀を低廉にし、其他一國の法律制度の改良等も亦大に必要なるべし。殊に我國の位地たるや、外國貿易に適すると英國に一歩も讓らざる處なれば、將來國家の施設其宜しきを得ば、優に世界の商工上の覇權を握らんとする、決して空想にあらず、國民たるもの努力せずして可ならんや。

## 一五　經濟史と經濟學史との別

**答** 經濟史とは經濟發達の事實の歴史なれども、經濟學史は學說の歴史なり。即ち前者は事實の狀態のみを研究し、後者は學說を評論するものとす。例へば古昔の遊獵時代より牧畜時代に進み、農業時代を經て、商工業時代に發達したるが如き歴史は、是れ事實の說明なれば經濟史なれども、彼の希臘に於けるプラトー、プノフオン、アリストトルの學說だとか、若くは近世に於ける重商主義、重農學派、アダムスミス派、非スミス派だとか國家社會主義だとかを研究するものは、是れ理論の歴史なれば經濟學史なるが如し。

## 一六　重商主義とは何ぞ

**答** 重商主義は十六世紀の末に起りし經濟上の學說なり。此學說の歸着する處は畢竟一



國の經濟狀況の好惡如何は其國内に流通する處の貨幣の多少如何に在りといふを得べし。故に貨幣多ければ經濟團體は裏境にして、貨幣少なければ惡境といふなり。從て此重義は貨幣の材料たる金銀を充分に所有せざればならずとし、而して之を爲すに就ては一個人の力にては迚も充分の効を奏せさるを以て、政府の力に依賴し、或は國内に裏鑛を所有せるものは、其れより産出せし金銀を外國に流出せしめざる爲め、法律を以て之を禁止すべしと爲し、或に輸出入の差額即ち輸出貨物を多くして、輸入貨物を少くすれば、外國に流出する金銀は自ら少なく、而して外國より自國に流入し來る金銀は多大なりと爲すなり。バランス、オフ、ドレードは之に貿易平均主義なる名稱を付して、其輸出物を多くして、輸入物を少くするの政策として、外國の製造品の輸入は全く之を禁するか、或は重稅を課すべしとせり。故に重商主義とは結局自國内に貨幣を多からしむるの主義なり。

## 一七　重商主義の當否如何を評せよ

**答** 重商主義は自國内に貨幣を多からしむるの主義なれば、或點に於ては決して之を謗るべからず、宜しく重商主義の希望せるが如く、自國に貨幣を多からしむべし。然れども此主義は貨幣を以て財貨の如く視せるの謬りあるのみならず、其手段に至つては大に否認せざるへからざるものあり、法律を以て輸入物を禁するが如き、若くは不當に重稅

を課するが如きは甚だ不可なり。佛國の宰相コルベールは此主義によりて其國家を富強にしたるも、西班牙葡萄牙はこの主義を執らんとして遂に經濟上に大失敗を招き以て實行する能はざりし。要するにこの主義は貨幣のことのみを慮りて、財貨のことを顧みざるのみならず、その手段は非なり。故に十七世紀の後半より漸々之に反對せる學說を生せり。

## 一八　重農學派とは何ぞや

**答** 重農學派は重商主義に反して、商工業を輕んじ、獨り農業にのみ重きを置き、以て之を保護すべしといふの主義なり。此學派を代表するものを佛國のフランソワー、ケ子ーと爲す氏の論旨の大要に曰く「農業は國の本なり、彼の商工業の如きは決して財貨を增加すべからず、故に生產的の業務は獨り農業にして、一國を富強にするも獨り農業の力なり、宜しく農業のみを保護すべし」と、是れ重農學派なり。

## 一九　重農學派の當否を評せよ

**答** 重農學派の眼中には獨り農業のみ存在して、他のものはなし。故に農業のみを保護して、商工業を輕んず。是れ採るべからず。凡そ一國の經濟をして隆盛ならしめんとするには豈に獨り農業の能くする處ならんや、大に商工業の力に依らざるべからず。是れ此學派の誤謬なる所以なり。

# 第二章　生産

## 一　生産とは何ぞや

**答**　生産とは財貨を生産することをいふなり、即ち自然に勞力を加へて、其價値を生し、若くは增加せしむることをいふ。蓋し人類は物體の一分子だも新に創造することを得ず、又全滅せしむることを得ざるものにして、唯た其形態を變更せしむることを得るのみに過ぎざるとは是れ物理學上明白なる事項なれば、人類が財貨を生産するといふも、決して無より有を生せしむるものにあらず、單に此宇宙間に存在せる物をして、價値を生せしめ、增加せしむるに過ぎざるものとす。例へば河毎の魚介を漁獲し、地下の鑛物を採堀し、竹及毛を以て筆を作り、木を燒て炭と爲すが如し。

## 二　生産の種類を述べよ

**答**　生産の種類の重もなる二には左の如し。

第一、有形生産と無形生産　有形生産とは有形の財貨を生産することにして、漁獵、鑛業、森林業、牧畜業等の如きは之に屬す。無形生産とは之に反して無形の財貨を生産するにして、學者、敎師、醫士、辨護士、官吏、衞生家、僕婢等は之に屬す。



第二、家計的生産と社會的生産　家計的生産とは生産者自身及び其家族の直接の消費に充つべき生産を謂ひ、社會的生産とは生産者以外の人の消費に充つべき生産をいふ。前者は國民經濟の發達せざる時代に多く行はれ、後者は國民經濟の進歩に伴ふて益發達するものとす。

## 三　生産の要素を擧げよ

**答**　生産には三個の條件を要す、生産を爲すに就ては必す此原素なからざるべからず。之を生産の三要素といふ。左に擧くべし。

第一、自然　自然とは外界即ち人身以外に於て宇宙間に存在せる自然力及び自然物をいふ。例へば土地、鑛物、風力、水力等の如し。

第二、勞力　勞力とは財貨の生産に關し、人の肉體及精神の活動を總稱す。或は之を勞働ともいふ。即ち人類の働きなり。

第三、資本　資本とは未來の生産行爲に對して用ゐらるべき一定の價値を有する財貨にして、勞力によりて生したるものをいふ。故に資本は(一)未來の生産に用ゐらるべきものなることを要す、未來の生産に用ゐられずして徒らに濫費の用に供するものは資本にあらず、(二)其財貨は必ず一定の價値を有することを要す、價値を有せさる財貨は資本にあらず、(三)其財貨は勞力によりて生したるものなることを要す、勞力によりて

生せざるものは資本にあらず、故に或る學者は生産の要素として自然と勞力の二者を擧げ、資本は勞力の結果なれば特に之を明言する要なしとせり、之に依て見ても資本は勞力より生したるとを明にすべし。

## 四 自然の種類を擧げよ

**答** 自然の種類を大別すれば二となる。左の如し。

第一、自然物　自然物とは宇宙に存在する總ての物體をいふ。例へば土地、鑛物、森林、禽獸、漁介等の如し。

第二、自然力　自然力とは宇宙に存在する勢力をいふ例へば風力、水力、熱力、電氣蒸氣の力等の如し。

## 五 勞力の種類を述べよ

**答** 勞力の種類の重もなるものは左の如し。

第一、肉體的勞力と精神的勞力　肉體的勞力とは主として肉體を使用する勞力をいひ、精神的勞力とは主として精神を使用する勞力をいふ。車夫、驛夫、工夫等の勞力は前者に屬し、學者、官吏、醫師、辯護士等の勞力は後者に屬す。

第二、自由的勞力と不自由的勞力　自由的勞力とは法律上自己の意思によりて勞力するものをいひ、不自由的勞力とは奴隸少くとも半奴隸の如く、常に他人の束縛を受け、法律上其羈絆を脫する能はざる勞力をいふ。我國法に於ては此不自由的勞力を認めず。

第三、獨立的勞力と雇傭的勞力　獨立的勞力とは法律上獨立して、自己の名義を以て事に從ふ勞力をいひ、雇傭的勞力とは他人の被雇傭者となりて勞力するものをいふ。自己の計算を以てする商人、若くは自己所有の土地を自ら耕す農夫の如きは前者に屬し商業使用人、僕婢の如き等は後者に屬す。



## 六 肉體的勞力と經濟團體との關係（勞働問題）

**答** 肉體的勞力は其一國の生産上に及ぼす影響誠に重大なるものにして、現今資本の集併日を逐ふて益熾を極め、小企業者は大企業者の爲めに壓倒せられ、從て從前獨立の企業者たりしものも、遂には肉體的勞力を以て他人の被雇傭者とならざるを得ざるに至り、貧富の懸隔益其程度を高め來ると同時に貧富の軋轢となり、疾視反目となる。於是、社會黨も起り、無政府黨も起り、土地國有論も起り、財産共有論も生す。若し此勢を以て進み行かんか、其國民經濟進歩の上に大打擊を與ふるは、素より論なきのみならず、遂には社會の攪亂となり、革命となるなきを保すべからず。社會革命の如き容易に之れなしとするも、雇人と雇主との衝突の爲め往々にして勞力者の同盟罷工を爲すとは毎に視る

ところ、斯は精神的勞力者に於ても之れありと雖も、肉體的勞力者に於ては一層其劇しきを見る、之を勞働問題と名く。

## 七 勞働問題は如何に解釋すべきか

**答** 右の勞働問題に對する解釋即ち救濟策に就ては古來より學者經世家の研究甚た多しと雖も、何れも未た充分に見るべき說なし。然れとも彼の利益配當法の如きは確かに勞働問題解釋の一方法たるべし。其他雇主と雇人との間を調和せしむる方法、雇人の奬勵法等あり。

## 八 自由的勞力と不自由的勞力とは其經濟社會に與ふる效果を異にするか

**答** 勞力は人の意思に關するものなれば、人の自由の活動に出づるは、是れ眞正なる勞力にして、勞力の目的效果を完ふべし。之に反して奴隸的に之を强制し鞭撻して働かしむる勞力は充分の生産を爲すことを得さるは明なり。是れ經濟上自由的勞力を尊重し、不自由的勞力を捨つる所以なり。故に諸國多くは此不自由的勞力たる奴隸を禁せり。

## 九 奴隸廢止の經濟的原因を述べよ

**答** 奴隸廢止の經濟的原因を大別すれば左の如し。

第一、分業愈密となりて、所謂家計的生産の時代より産業的生産に移りたるが爲め、各人は交易に依りて、自己の欲する處のものを自由に獲得するとを得るが故に、必ずしも奴隸を自宅に養ひ置き以て、自己の需要品の生産に從事せしむる必要なきに至りたるとと。

第二、自由的勞力者が奴隸と兩々相存在するに進んで、自由的の勞力は不自由的なる奴隸の勞力に優れるとと。

第三、器械の發明に由りて、從前牛馬同樣に使役したる奴隸の體力は全く不必要となりたるとと。



## 一〇 獨立的勞力と雇傭的勞力とは其經濟社會に與ふる效果に於て異なれるか

**答** 曰く異なれり、雇傭的勞力は其經濟社會に與ふる生産上の效果に於て、獨立的の勞力に及はさる遠し。是れ個人利己心の作用なり。蓋し獨立的勞力者に在ては雇傭的勞力者よりも、其生産行爲に就て、遙に利害を感するの程度深ければなり。之を救濟するに就ては雇主は雇人に對して、相當の奬勵法を設くべし。利益配當の如きは其一なり。

## 一一　不自由的勞力と雇傭的勞力の別

**答**　不自由的勞力は絶對に己れの意思にあらざる勞力即ち奴隷の如きものなれども、雇傭的勞力は此くの如くならず、其勞力は己れの意思なれども、單に其生産より生ずる損益が他人のものなりといふに過ぎざるなり。是れ似而非なる處なり。

## 一二　資本の種類を擧げよ

**答**　資本の種類の重もなるものは左の如し。

第一、固定資本と流動資本　固定資本とは生産を爲す爲めに數回使用するを得る資本をいひ、流動資本とは之に反して、唯一回使用するを得るのみの資本をいふ。例へば車馬、器械、線路、住宅、衣服等の如きは概れ前者に屬し、石炭、飲食物、商品等は後者に屬す。要は唯た一回之を使用するのみにて終るや將た數回使用するを得るやによりて此二者の別を爲すものなり。故に彼の車馬等の如きは之を乘用として使用すれば數回使用し得べきものなれども、若し之を商品として賣却する時は、其賣却なる一回の行爲によりて最早己れの手を去るものなれば、此くの如き場合には流動資本と云ふべし。從て此別は性質上絶對的の區別にあらずして、關係的のものなるとを知るべし。



第二、有形資本と無形資本　有形資本とは形ある資本にして、無形資本とは形なき資本をいふ。車馬、器械、石炭、商品其他多くの資本は大抵前者に屬し、商店の得意、版權、專賣權等は後種に屬す。

第三、特定資本と不特定資本　特定資本とは一の目的にのみ使用せられ、容易に他の事業に轉用するを能はざるが如きものの例へば或特種の製造に使用せらるゝ機械、鐵道線路の如き是れなり。不特定資本とは種々の事業に轉用するとを得べきもの例へば貨幣の如きは其最なるものなるが如し。

## 一三　固定資本と特定資本の別

**答**　固定資本と特定資本とは大に似たるものあれとも、是れ非なり。即ち固定資本は大抵特定資本なれとも、中には不特定のものあり。例へば種々の事業に通用せらるべき家屋及或種類の機械の如き是れなり。從て流動資本と不特定資本の別も自ら明なるべし。

## 一四　資本は如何にして成立すべきや

**答**　資本は勞力と貯蓄によりて成立す。勞力なれば決して資本成立せず、勞力ありと雖も貯蓄なければ決して資本成立せず、故に資本の成立に就ては必ず此の二個の要素を具備せざるべからず。而して此貯蓄に就ては、(イ)貯蓄すべき餘裕あるも、(ロ)貯蓄の意

思あるとの二條件を要す、餘裕あるも意思なければ貯蓄なるものなし、意思あるも餘裕なければ爲す能はず、此二者相待て貯蓄生す。貯蓄と勞力と相合して資本成立し、以て生產となり、資本の增加となり、經濟の潤澤となる。貯蓄なるもの誠に國民經濟の根元といふべし。

## 一五　土地の生產力に及ぼす影響を說明すべし

**答**　土地の生產力は主として左の二個の關係により其效果を異にす。

第一、土地の肥瘠　肥べたる土地に於ては生產力多く、瘠せたる土地は生產力少なきとは火を睹るよりも明かなり。且夫れ土地には適否あり、作物に就て言へば、米に適當なる土地あり、大豆に適宜なる土地なり、蔬菜に適當なる地あり、其地鑛物に富める地あり、森林に富める土地あり。

第二、土地の便否　假令豐穰なる土地と雖も、市場に遠かるか其他の事由に因りて其土地不便ならんか、是れ割合に利益少なきものとす。例へば本邦の北海道は耕作物の上より見る時は、大に肥沃なる土地なりと雖も、而かも都會に遠かり居るを以て、割合に繁榮せざるが如し。此理により假令多少の瘠地なりと雖も、都會に近く、若くは交通の便開け居る時は、割合に利益多きものとす。



## 一六　生產遞減法とは何ぞや（土地收益漸減法）

**答**　右に述べたる土地の荒瘠及び不便は勞力若くは資本に依りて大に之を改良するを得べし。荒瘠なる土地と雖も、勞力資本を投ずる時は肥沃なる土地と爲し得べく、不便なる土地と雖も、勞力資本の力に依る時は、便利なる土地と爲し得べし。然れとも之には自ら限度ありて、或る一定の限度まで肥沃なる土地と爲す時は、其れ以上は同一の勞力資本を施すも、前と同樣の程度を以て進行せずして、其投資の割合に進步少なきものとす。之を稱して生產遞減法若くは土地收益漸減法といふ。例へば一町の土地に十圓の資本を施し、一人の勞力を以て五石の米を得たりとせんに、尙ほ之に二十圓の資本を投し、二人の勞力を以てして十石の米を得たるを以て、此割合を推擴し、百圓の資本を施し、十人の勞力を以て五十石の米を得、千圓の資本を施し、百人の勞力を以て五百石の米を收穫するを得るやといふに、是れ然らざるが如し。即ち生產遞減法なるもの存在する所以なり。

## 一七　勞力の生產上に及ぼす效果を異にする原因を說明すべし

**答**　勞力は種々の原因によりて、其生產上に及ぼす效果を異にすれども、其重もなるも

のは左の如し。

第一、男女の相違　男も女も均しく是れ人にして、共に勞力を爲すものなりと雖も、而かも其天に享くる性や相異なれり、從て亦其勞力にも差等なきを得ず。通常男子の勞力は女子よりも優れり。

第二、年齡の相違　通常壯者は老者幼者よりも多くの生産力を有す。

第三、人種の相違　過劇なる勞力に堪ゆる人種と然らざる人種あり。例へば英國人は獨逸人よりも勞力優り、日本人は支那人よりも機敏なるが如し。

第四、氣候の相違　溫暖なる氣候は國民に遊惰心を與へ、嚴寒なる氣候は人民をして虛弱ならしむるが如きは即ち是れなり。

第五、勞力者の練不練　熟練したる勞力者は、不練の勞力者は之に劣る。之を防遏するに就ては分業の法に從はざるべからず。

第六、勞力者の道德心　道德心ある勞力者は多くの生產力を有し、道德心なき者は之に反す。之を防くには國民一般の普通敎育を要す。

## 一八　農業の大仕掛と小仕掛との別

**答**　大仕掛とは農業を爲すに就て其仕掛の大なるものをいひ、小仕掛とは之に反して仕掛の小なるものをいふ。即ち多くの自作農等が互に共通して或者は水を引き、或は田を耕し、或者は隄を築く等分業の法に從ふものゝ如きは即ち大仕掛にして、一人にて耕し、且つ水を引き、隄を築く等總て之に當り、分業の法によらざるものは小仕掛なり。

## 一九　大仕掛と小仕掛とは何れが得策なりや

**答**　大仕掛を以て其策を得たるものといはざるへからず、何となれば大仕掛は分業の法によれば大に經費節減せられ且つ其他の利益あればなり。

## 二〇　大農制と小農制との別

**答**　大農制とは即ち耕作地の所有者が大地主にして、小農制とは自作農夫の多き制度をいふ。即ち大農小農の別は所有權の問題なり。仕掛の大小如何の問題にあらず。

## 二一　大農制と小農制とは何れが得策なりや

**答**　大農制の國に於ては多くは大仕掛の方法により、小農制の國に於ては多くは小仕掛の方法によれば、理論としては大農制を可なりと云はざるべからず、然れとも吾國の如き國情にすれば、今日に於ては小農制を可とせざるべからず。幾多の自作農夫の所有權を奪つて、之を一部の大地主にのみ與ふる如きは、甚た忌むべき現象を生すべし。

## 二二　人口蕃殖と食物との關係を説明すべし

**答** 人口は古代よりも現代に於て蕃殖せり、是を以てか將來人口蕃殖の結果、遂に吾人人類の食物に不足を生し、以て人類は終に餓死せざるべからずといふ問題を惹起し、此問題は經濟學上の一大問題となれり。古來より學者經世家の等しく研究せる處なれども今尚定說あらず。然りと雖も人口蕃殖は實に測るべからざる迅速の勢を以て進めども、食物は決して其割合を以て進行せず、即ち人口蕃殖の程度は非常に早けれとも、食物增加は其比例に遲きものとす、故に遠き將來に於ては、人口蕃殖の極、其需用に應する食物に不足を來すことあるべし。是れ既往の事實に徵して將來を豫測する時は斯く言はざるへからず。然れとも一派の者は反對して人口愈蕃殖して食物に不足を告けんとする時は他に何かの發見によりて、食物を得、以て吾人の需用を充すに至るべければ憂ふべからずと爲せり。然れとも予は既往の事實に鑑みて判斷を下せば、將來必ず人類の需用に應する食物に不足を告くるの時期あらんと考ふ。乍併予は醜て考ふれば、將來人口が蕃殖するや又今日吾人の豫想せる如くまでに蕃殖せざるや否やは、今日に於て確と豫定すべからざるものなれば、將來に於ける人口蕃殖と食物との關係の確實なるとは豫想すべからずとの斷案を有するものなり。性質上豫想し得べからざるものなり。將來人口と食物との關係は一應の推論は許すも、絕對的の推測をば許さざるものなり。



## 二三　「マルサス」の人口論とは何ぞ

**答** 右の人口の問題に就て初めて說を爲せしはマルサスなる人なり。マルサスが此論を爲してより、學者間の一大問題となれり。故に人口論の祖先はマルサスなり。マルサスの說の歸着する處は、「人口は幾何級數的に蕃殖すれとも、食物の蕃殖は數學級數的なり。即ち人口は二十五年毎に幾何級數の法を以て進み、食物は數學級數の法を以て進む、幾何級數は倍乘するものなれとも、數學級數は唯た倍加するに過ざるものなり、故に人口蕃殖は非常に急進にして、食物蕃殖は遲し、從て遂に人類蕃殖の結果、食物に不足を告くべし」と、是れマルサンの人口論の要旨なり。多くの學者は之を厭世的の議論として反對せり。

## 二四　マルサスの人口論の當否を論せよ

**答** マルサスの人口論は一應理由あるが如し、予も亦其終局の結果に於てはマルサスの言の如く、遂に人口に對する食物に不足を告ぐべしといふ點に於ては、之を認むと雖も、マルサスが二十五年毎に人口は幾何級數的に進み、食物は數學級數的に進むといひたるは、是れ是認すべからざるとなり、換言すれば針小棒大なり。若しマルサスの言の如しとせば、今日に於ては既に人口蕃殖の極、食物なきに至りしなるべし。然るに今

日に於て未た食物に何等の不足を感せさるは、以てマルサスの議論正確ならさるを證するに足る。

## 二五　分業とは何ぞや

**答**　分業とは一の勞力を數段に分別して爲すをいふ。例へば一の書籍を作らんに甲は其紙册を取揃へ、乙は表紙を調製し、丙は之を締綴るが如し。即ち此場合に於て製本なる勞力に就て、勞力を甲乙丙の三人に分別して爲すものなれば、是れ分業なり。

## 二六　分業の種類

**答**　分業の種類を大別する時は職業的分業と技術的分業となる。

**第一、職業的分業**　職業的分業とは國民の職業の種々の分別せらるゝをいふ。例へば官吏、教師、醫士、辯護士、又商工中に於ても、或は藥商、呉服商、製本業、鑛山業、漁業其他夥多あるが如し。此種の分業は遊獵及び牧畜時代の人民にありては、行はれず、漸く農業時代に移りて此分業行はれ、進んで商工業の隆盛なるに伴ひ、益其發達を促し來れり。職業的分業は一國の生産上大に利益なるものあり。試に見よ醫士にして、土地を耕作し、工業に從事し、官吏にして商業を營み、自家の建築を爲すが如きをあらば、一國經濟の進歩何によりて發達する乎。其國民經濟の上に大なる打



擊を與ふると敢て喋々を要せさるべし。

**第二、技術的分業**　技術的分業とは一の職業的分業を更に數段に分別せらるゝをいふ。例へば前に擧げたる製本業なるも、一の職業的分業なれども、其甲は紙册を整齊し、乙は表紙を作製し、丙は之を締綴るものは、一の職業的分業なれども、其甲は紙册を整齊し、乙は表紙を作製し、丙は之を締綴るが如きは、技術的分業なり。故に建築業なるものは、一の職業的分業なれども、其甲は紙册を整齊し、乙は表紙を作製し、丙は之を締綴るが如きは、技術的分業なり。故に建築業は柱を創り、或者は壁を塗り、或者は屋根を葺くが如きは、是れ技術的分業とす。此種の分業は、職業的分業の益〻進歩するに伴ひ、益發達するものにして、其職業的分業の勞力を增し、生産上に大なる利益を與ふると同しく、技術的分業は職業的分業を助くるものなれば、其生産上に大なる利益を與ふると素より論なし。

**第三、國内的分業**　國内的分業とは一國内に於て分業の行はるゝをいふ。例へば我國に就て言へば、北海道は主として農鑛業に從事し、東京は主として商業に從事し、田舍は主として農業に從事するが如し。

**第四、國際的分業**　國際的分業とは兩國以上の間に於て分業の行はるゝをいふ。例へば現今英國は主として商工業に從事し、田舍は美術國を以て顯はるゝが如し。

## 二七　技術的分業に就て「アタム、スミス」は如何なる說を爲せし乎

**答** アダム、スミスの說の要に曰く「今一人にて留針の製造を爲す時は一日につき一本位のものなるに、若し之に技術的分業の原則を適用し、一人は針金を引延ばし、一人は之を直くし、一人は之を截斷し、一人は其一端を尖らし、一人は他の一端を擦付け針の頭を爲すの準備を爲し、他の者は其頭を作り、最後の者は之を紙に包む等仔細に之を技術的に分業する時は、一日一人に平均四千八百本を製造したる割合なりと。」是れスミスの例示說なり。以て技術的分業の如何に經濟上利益なるを知るに足るべし。

## 二八 分業の利益を說明すべし

**答** 分業の利益なる重なる點を說明すれば左の如し。

第一、各人をして長短其所を得せしむ　凡そ人には長あり、短あり、學者は體力弱きも、勞働者は其力強く、或は耕作に巧なるものあり、或は商業に巧なるものあり、商業中に在ても、米商に長せるものあり、酒商に長するものあり、老者あり、幼者あり、正直者あり、機敏者あり。分業は此等をして各其處を得せしむるの利益あり。

第二、大に熟練を增す　何人と雖も其業に從事する愈久しければ、益〻其熟練を增すや必せり。從て發明の原因となるもあるべし。彼の瀘車を發明せしスティヴンソンは元と炭鑛の火夫にして、紡綿機を發明せしアークライトは職工なりしが如し。

第三、見習時間を省く　是れ其仕事も簡單なるを以て、從て見習時間を全く省き、或



は減するも差支なければなり。

第四、資本を節畧す　例へば家屋を建築するにつき、技術的分業に依らずして、一人にて皆之を爲す時は、其一人にて總ての道具を必要とすれども、技術的分業に依る時は、此くの如き不便なかるべし。

第五、物價を低廉ならしむ　是れ勞少なくして、一國の生產が增進するを以てなり。

## 三〇 分業の弊害を說明すべし

**答** 分業の弊害を說明すれば左の如し。

第一、勞力者の健康を害し又は精神を麻せしむ　勞力者の仕事に從事するを以てなり。

第二、勞力者の才能偏す　是れ或る一部の仕事にのみ從事し、他の仕事に從事せざるが爲めなり。從て被雇傭者は其雇傭者に依賴すること甚だしく、一度經濟社會の恐慌等により解雇せらるゝ時は非常なる困難を爲すべし。

## 三一 分業より生する弊害救濟法を述べよ

**答** 右の(第一)の弊害を救濟するに就ては、須らく工場法等を制定し、過度の勞働時間に服せざらしめ、衞生の法を行ひ、又敎育的快樂を與ふべし。(第二)の弊害を救濟する

に就ては、一般に普通教育を授け、且つ工場於にて其分業の精神に戻らさる範圍内に於て可成仕事の順序を易ゆべし。

## 三二 分業は如何なる生産に對しても同一に行はるべきや（分業の條件）

**答** 決して同一に行はれず。即ち分業の原則を適用するに就ては左の事情に因りて異なるものなり。

第一、職業の適否　即ち分業の原則を適用するには其職業が適當に分たれ得べきものならざるべからず。例へば彼の農業の如きものは、播種の時と收穫の時とを異にするを以て、此二者同時に之を分業すべからざるが如し。

第二、資本の大小　例へば資本の小なる活版業者は自己一人若くは二三人の補助工の間位に於て、分業を爲すとを得るに過ざされども、大資本の活版業者に在りては、數十百人の職工を雇入れ充分の分業を爲し得るが如し。

第三、販路の廣狹　販路廣ければ、則ち充分の分業を爲し、充分の生産を爲すも、敢て損なしと雖も、販路狹き時は充分の分業を爲し、過多の生産を爲す時は、遂に其物價の下落を起し、生産者の損失に歸す。



## 三三 企業とは何ぞや

**答** 企業とは自己の計算及び危險に於て、他人より受くる報酬に對し、他人の爲めに財貨を生産するとをいふ。從て企業の觀念には四個の要素を有す。（一）財貨を生産すること、（二）其生産は自己の計算及び危險に於てすること、（三）他人より報酬を受くること、（四）他人の爲めにするも、是れなり。例へば彼の普通見る處の酒商、書籍業、建築請負業、等の如し。此等の者は皆一の財貨を生産するものにして、且つ其生産行爲は他人より報酬を受取り、他人の爲めに自己の計算及び危險に於てするものなり。之に反して官吏、番頭、手代、僕婢其他の被雇傭者は企業者にあらず、何となれば此等は一定の給料を受取り、以て勞力を爲すものにして、決して自己の計算及び危險に於て生産に從事するものにあらざればなり。

## 三四 企業の種類

**答** 企業の種類の重もなるものは左の如し。

第一、公共的企業と私人的企業　公共的企業とは公共團體の施設に係る企業をいふ。例へば政府が鐵道郵便電信電話の企業を爲し、地方團體が水道の企業を爲すが如し。私人的企業とは私人の施設に係る企業をいふ。例へば酒商、書籍商、請負業、煉瓦製

造業等は皆之に屬す。此私人的企業を分て個人的企業と會社的企業の二となす。

第二、個人的企業と會社的企業　個人的企業は自然人の資格に於て爲す處の企業をいふ。從て此種の企業に在りては、總ての責任が其自然人に直接に影響するを以て、會社的企業よりも熱心に其企業に從事するのみならず、小企業を蔑視せざると同時に、機敏に事務を處理するの利あり。會社的企業は會社なる法人の資格に於て爲す處の企業をいふ。

第三、企業の大中小　是れ企業の範圍を標準として區別せるものにして、大企業、中企業、小企業即ち是れなり。斯は絶對的の區別にあらずして關係的の別なり。故に大企業とは如何程の企業を言ふか、小企業とは如何程のものをいふかは確たる別なし。

第四、其他の區別　生産物の性質を標準とするに、企業に採掘業、農業、森林業、工業、商業等甚た多し。

## 三五　會社的企業の長所を述べよ

**答**　會社の何物たるやは法制の部に於て之を述べたり。其長所の重もなるものを擧くれば左の如し。

第一、合名會社及合資會社　合名會社に在りては社員全體無限の責任を有し、合資會社に在ては一部無限の責任を有するを以て、社員各〻會社事務に熱心なるのみならず、



其社員多くは親族朋友の間柄なるを以て其相互間の信用極めて厚し。

第二、株式會社　株式會社は(一)多額の資本を得るの利益あり。是れ株式會社の利益中第一位を占むる處のものにして、株式會社の主たる目的は實に玆に存するものとす。(二)何時にても隨意に入社又は退社を爲すとを得るの利益あり。即ち入社せんとする時は株券を購買し、退社せんとする時に株券を賣却す、併し斯は定欵の定むる處により て多少の制限を受くるとあるべし。(三)其企業を永續するの利益あり、即ち社員中に死亡破産者等生するも何等の影響なし。(四)世人より信用を受くるの程度厚し、是れ株式會社の企業は多くは大資本によりて之を爲し、又其成績は公告せらるべきものなればなり。

第三、株式合資會社　商法に於ては株式合資會社なるものを認めたり。其利益は合資會社及株式會社のとを明にすれば自ら明瞭なるべし。

## 三六　會社的企業の短所を述べよ

**答**　其短所の重なるものは左の如し。

第一、合名會社及合資會社　此兩社は新なる事業生する時は、社員間に異論の生するとありて、多少事務上に混滯を來すの不利益あり。

第二、株式會社　株式會社は(一)業務の勤勉を欠く、是れ責任が總株主に歸するを以

て、之に從事する社員は、其利害に就て彼の個人的企業者の如く痛痒を感せざればなり。(二)業務の敏活を欠く、是れ重要の問題は一々株主總會を招集し、其決定に從て爲すものなればなり。(三)往々投機を奬勵するの弊あり、即ち其事業に從事する社員が、將來の會社の利益を顧みずして、一時配當額を增加し、若くは其他の方法により、人爲的に株券の相場を昇騰せしめ、以て自己の利益を占むることあり、これ其弊なり。第三、株式合資會社　斯は前に述へたる處より類推するを得べし。

## 三七　如何なる企業は會社事業に適するや

**答**　如何なる企業が會社事業に適するや否やは、會社の利害得失を明にして之を決すべし。會社の利害を究むれば自ら明なり。然れども概して言へば會社企業は大資本を要し器械的の事業に適するが如し。例へば銀行業、保險業、造船業、交通業、製造業等は多く會社的企業に適當すれども、彼の多くの飯食店、下駄、筆墨販賣業等は適せざるが如し。

## 三八　個人的企業の長所を述べよ

**答**　個人的企業の長所の重もなるものは左の如し。

第一、企業の利害損益は一切擧げて企業者一身の利害に關すれば、彼は熱心以て事に從ふの利益あり。

第二、此企業は會社的企業に比すれば、小利益及び小貯蓄を蔑視せざるの長所あり。

第三、企業者は會計上何人にも覊束せらるゝことなきを以て迅速に業務を處理し行くべく、且つ機に臨み、變に應して或は業務を擴張し、或は之を縮少し、又或は之を變更すると甚た容易なるの利益あり。



## 三九　個人的企業の短所を述べよ

**答**　個人的企業の短所は二個ありて存す。即ち一は其業務が企業者の身體に從屬するとあれなり。

## 四〇　企業の要用を說明すべし

**答**　現今の國民經濟に於ける企業の要用は、左の諸点にあり。

第一、企業者が同時に勞働者たる場合に於ては、其失敗に因りて自己の負擔に屬すべき危險は、能く彼の勉強忍堪を奬勵し、注意を周到ならしむ。又企業者か專ら企業にのみ從事する場合に於ては、其業務に通曉し、從て生産物の完全を期するとを行べし。

第二、完全企業の業務は國民の欲望をして迅速に滿足せしむるものなり。何となれば此企業に於ては特別の注文を俟たずして、國民の需要を豫想し、多量の必要財貨を市場

に供給するを以てなり。

第三、企業者の營業によりて大に財貨の生産費を減殺すべし。即ち企業者は絶へず、勞働原料を購入し、且つ勞働者を雇入るるを以て其價値及び賃銀を低減せしむ。又彼は定まりたる得意を有するが故に、廉價を以て其生産品を賣るに吝ならず。

第四、企業の營業は個々に生産すれば、高價なるべきも、一時多量に生産すれば、廉價なるを得るが如き、多數の財貨の生産を容易ならしむるの利あり。

## 四一 機械とは何ぞや

**答** 機械とは勢力若くは働力に因りて運轉し、人の勞力に代るものをいふ。蒸汽機械、印刷機械等の如きもの即ち是れなり。

## 四二 機械、道具、器具の別

**答** 機械とは右に述べたる如くなれども、道具とは鍬、鋤、鋸等の如く直接に人の手足を以て使用するものにして、器具とは桶、籠、簞笥、箱等の如く物品を保存したり、又は運搬する處のものなり。機械も人の手足が原因となりて働くものなれとも、此に在ては決して直接に人の手足を以て使用するものにあらず、唯だ人が最初其運轉の方向を指示するによりて、自ら勢力を發展して、種々の働きを爲すものなり。これ其別なり。



## 四三 機械の種類

**答** 機械は之を大別して二種とす、(一)を勢力的機械又は發動機と稱す、例へば蒸汽機關及び電氣發動機の如く、勢力を發して勞力者の腕力に代るべきものをいひ、(二)を勞働的機械と稱し、例へば紡績機械、織物機械等の如く各種の働作を爲して勞働者の熟練に代るべきものをいふ。

## 四四 機械の利益を述べよ

**答** 機械の利益の重もなる点を擧くれば左の如し。

第一、機械は勞力を以て資本を節畧し、增殖するの利益あり。エミル、ド、ラブレイの說によれば、「彼の蒸汽力は一千四百万頭の馬力即ち二億八千萬人の奴隷の力に均し、此外汽車の力總計二千万馬力にして、汽船の力は總計四百万馬力に等し」と、以て機械の効用如何に大なるかを知るべし。

第二、機械は人力の爲し能はさるとを爲すの利益あり　彼の巖岩巨石を以て成る山岳に隧道を築き、一時間に數十里を飛行する、機械に依らずして誰か之を爲す。

第三、機械の働作は均一なり　手工に依る時は其製作物に多少の差異あるを免かれずと雖も、機械に在ては此くの如きとなし。

## 四五　機械の弊害を述べよ

**答**　機械より生する弊害の重もなるものは左の如し。

第一、機械の使用は勞力者の賃銀を低落せしむ　蓋し或る業務に於ては勞力者の手練を要するを以て、其之に對する報酬も相當に受くるを得べしと雖も、或る機械の發明により此等の手練を要するとなきに至ればなり。

第二、機械を使用する工場は衛生に害あり　是れ機械は間斷なく之を使用するを得るを以て之に從事する勞働者も、亦過度の勞役を爲すのみならず、其工場は多くの職工の集合する處なれば、勢ひ空氣不流通、傳染毒い媒介となるとをおるべし。

## 四六　機械より生する弊害の救濟法如何

**答**　機械より生する弊害は或る程度まで之を救濟するとを得べし。即ち機械の衛生に適當せさる場合に於ては、宜しく工場衛生法を制定して之を取締り、又其賃銀低廉なるが爲め、多數貧民の生活瀕むべく、遂に社會に對して害ありと認むる時は、國家は法律を制定して之を取締るとを得べし。要するに機械使用より生する弊害は或る程度まで法律を以て之を取締るとを得べし。



# 第三章　交換

## 一　交換とは何ぞや

**答**　交換とは財貨の交換をいふなり、財貨の交換には必ず二人以上の人格を要す、二人以上存在せざれば決して交換なるものあるとなし、彼の生產の一人にても爲し得らるゝものとは異なれり。交換は或は之を交易ともいふ。

## 二　物價とは何ぞや

**答**　物價とは財貨に對する金錢上の價値をいふ。即ち財貨と金錢との交換比例なり。例へば此太物一反と金拾圓と交換の比例を有すれば、其太物一反の物價は金十圓なりといふが如し。故に物價は需用者と供給者ありて始めて存す。

## 三　物價を支配する原則とは何ぞや（需用供給の原則とは何ぞ）

**答**　物價を支配するの原則とは需用供給の原則をいふなり、蓋し需用者と供給者とあり

て始めて物價なるもの生し、之れなければ物價なし、從て亦物價の高低を支配するものも需用供給の如何に在るなればなり。然らば需用供給とは何ぞ。需用と供給の謂なり。需用とは何ぞ、需用とは或る財貨を人の需めに應して出さんとするの力をいふ。供給とは或る財貨を人の需めんとするの力をいふ。供給とは何ぞ、供給とは茲に物價なるもの生す、二者互に隔絶せんか、物價なるものなし。乍併優勝劣敗の社會原則により最初は二者互に隔絶せるとありと雖も、終には同一點に歸着するものなり。例へば一方は米一石を十圓にて賣らんといひ、他方は十圓にて買はんと言へば、茲に米一石十圓といふ物價を生すれども、若し一方の賣者は二十圓ならざれば賣らすといひ、他方は十圓ならざれば買はずといふ時は、是れ互に謝絶せるものにして一致せさるが故に物價なし。併し此二人は永久此くの如く隔絶し居る時は自己に於て大に不便を感するとあるべきにより、或は互に讓歩を爲して其賣買を成立せしむるとあるべく、或は一方の主張を拄げて、他方に從ふとあるべし。是に於て即ち交換を爲し、其比例は何人も之を認むる時は、是れ物價なり。此物價は需用者の數多くして、供給者の數少なき時は其物價は需用者の爲めには不利益にして、供給者の爲めには利益なるべし。是れ物價を支配する原則なり。

## 四 貨幣とは何ぞや



**答** 貨幣とは價格の標準として、交換の媒介を爲さしめんが爲めに國家が法令を以て認めたるものをいふ。故に貨幣は(一)國家か法令を以て何々は貨幣なりと認めたるものならさるべからず、若し法令を以て之を認めされば、決して貨幣にあらず、(二)法令を以て認むるは、價格として交換の媒介たらしめんが爲めなり、價格の標準にもあらざるは貨幣にあらざるものは貨幣にあらざるなり。

## 五 貨幣と紙幣との別

**答** 貨幣は價格の標準として、其れ自身に於て價値を有すれとも、紙幣は其れ自身に於て價値を有せず。紙幣の交換の媒介たるは國家が法令を以て之を命令したるによるものなり。是れ其區別の重なる一點なり。

## 六 貨幣の起源を說明すべし

**答** 交換の最も古き形式は、私人が其過剩に有する處の財貨を他人に與へて、其缺亡する處の財貨を得るに在り。即ち一の財貨を以て他の財貨と交換するものにして、經濟學上之を名けて直接交換と稱し、此直接交換の專ら行はれたる時代を指して實物經濟又は自然經濟の時代と稱す。然れとも直接交換には左に揭くる三個の不便あり。是に於てか貨幣なるもの生し來れり、是れ貨幣の起源なり。

第一、直接交換は當事者間の適合一致を欲くのなり、而して此交換の行はるゝには、必ずや兩者間に二重の適合一致あるとを要す。即ち甲者の附與せんと欲する處は、恰も乙者の取得せんと欲する處と符合すると同時に、又乙者の附與せんと欲する處は甲者の取得せんと欲する所と符合せざるべからず。然れとも此くの如き適合一致は實際に於て、甚だ行はるゝと難きに屬す。故に文明社會に於ては此法によらず、他の財貨によりて交換の媒介をなさしむ。貨幣即ち是なり。

第二、直接交換は價格の標準を欲く　直接交換は是れ主觀的の價格によりて爲すものなれば、往々にして價格の標準を欲くは素より當然なり。

第三、直接交換は分割の手段を欲く　多くの負は分割するを得ず、例へば米穀、味噌、醬油等は各自所望の如く之を分割するも、敢て差支なしと雖も、毛皮又は衣服の如きは然らず、即ち毛皮又は衣服を有するものが、之を以て他の財貨と直接の交換を爲さんとするに方り、他の財貨の價格が唯た毛皮若くは衣服の幾部分のみに相當する時は、交換を行ふと甚た困難なるべし。故に此場合に於ては他の財貨を以て交換の媒介と爲すと必要なり。貨幣は此等の爲めに起因せしものなり。

## 七　貨幣の職分を述べよ

答　貨幣の職分の重もなるものは左の如し。



第一、貨幣は交換の媒介たり

第二、貨幣は價格の標準たり　第一第二の如何なるものが甲より米を借用せり、後日にやとの條下を見れば自ら明かなり。

第三、貨幣は價値の本位たり　例へば或る乙なるものが甲より米を借用せり、後日に於て乙は其米に利息を附して返還するとあるも、甲は大に迷惑するとあるべし。即ち米穀の價格高貴なる時期（凶年の場合等）に貸附したるものを、低廉なる時期（豐年の場合等）に至りて返還せられたらんには貸主なる甲は大に困難すべく、又自己が米穀の必要を感せさる時に返還せらるゝも、同しく困却すべし。而して又借主に於ても種々の貨物を借受するの必要ある場合に唯た一人より借受するは甚た困難ならん。是に於て乎貨幣の必要起れば、貨幣は誠に此必要を充す職分を有するもの即ち價値の本位たる職分を有すべし。

第四、貨幣は價格の貯藏たり　即ち貨幣は之を貯藏するに便利にして、或は旅行の爲めに携帶し、遠方に寄贈せん等の爲めに便利なるものなり。貨幣は必ず此職分を有せざるべからず。

## 八　貨幣の歷史を畧述せよ

第一、遊獵時代の貨幣　此時代の貨幣は重もに毛皮及革等なり。即ち毛皮等が價格の

標準として、交換の媒介として流通せられたり。

第二、牧畜時代の貨幣　此時代に於ては牛羊等の家畜を以て貨幣とせり。

第三、農業時代の貨幣　此時代に於ては農産物を以て貨幣とせり。本邦の古代に於ても米穀を以て貨幣とせるあり。

第四、商工業時代の貨幣　此時代に於ては金屬殊に貴金屬を以て貨幣とせり。即ち現今諸國の多くは貴金屬を以て貨幣とせり。

## 九　貨幣制度の種類

**答** 貨幣制度を大別して秤量貨制及び計數貨制の二となす。計數貨制の中には單本位制複本位制及合本位制あり。

## 一〇　秤量貨制とは何ぞ

**答** 秤量貨制とは政府の定めたる權衡の制度に準據し、貨幣として採用せられたる金屬を一々權衡に懸けて、其價格を秤量し、以て交換を媒介せしむるの制度をいふ。

## 一一　計數貨制とは何ぞ

**答** 計數貨制とは政府が貨幣を鑄造するに方り、其純分及び重量を一定し、公衆をして



唯だ其計數によりて貨幣の各片を授受せしむるの制度なり。計數貨制を分類する時は單本位制、複本位制、合本位制の如し。

## 一二　單本位制とは何ぞ

**答** 單本位制とは政府が發行する諸種の貨幣中につき、其一種を以て法定の貨幣と爲し總ての取引契約は他に明示の約束なくんば、必ず此貨幣を以てすべきことを定むるの制度をいふ。即ち單本位制の下に在りては數種の貨幣あれども、其額の支拂に就て制限なきものは一種とす。

## 一三　複本位制とは何ぞ

**答** 複本位制とは政府が二種以上の金屬貨幣例へば金銀銅貨を鑄造し、法律を以て各貨交換の比例を規定し、諸般の取引貸借に何れの貨幣を用ゐるも、不可ならしむるの制度をいふ。約言すれば二種以上の金屬が法定貨幣たるの制度なり。

## 一四　合本位制とは何ぞ

**答** 合本位制とは或種の貨幣を以て主たる貨幣と爲し、大なる貨幣上の契約は皆之に依

りて履行せしめ、而して更に他の種類の貨幣を以て補助貨と爲し、單に一定の額を限りて、支拂若くは辨濟に使用するとを許すの制度なり。而して此場合に法定貨幣が二種（例へば金銀）ありて其他に補助貨（例へば銅及白銅）ある時は、是れ即ち複本位制にして合本位制を兼ぬるものなり。又若し法定貨幣が一種にして他に補助貨ある時は是れ即ち單本位制にして合本位制を兼ねたるものなり。

## 一五　金單本位と銀單本位制

**答**　金單本位とは金を以て單本位と爲すのもにして、銀を以て單本位と爲すものは銀單本位なり。

## 一六　「グレシヤム」の法則とは何ぞ。

**答**　「グレシヤム」の法則とは貨幣の流通力に關して英國のグレシヤムなる人が能く證明したる法則なり。其說甚た眞理なるが故に之を「グレシヤム」の法則と命名せるなり。其法則に曰く「凡そ良貨と惡貨とは共に相駢んで流通するとを得ざるものにして、惡貨は常に良貨を驅逐するものとす」と、即ち是れなり。此法則は一見條理に反するもの、如し、何となれば人は百般の物品に付き、善を擇んで惡を棄つればなり。然れとも貨幣は他の百般の物品と異なり、人の直接の使用に供するものにあらず、之を以て他の物品を



購買するの用に供するものなるが故に、若し一國に於て唯だ一種の貨幣が流通する場合に在りては、通常人は其貨幣の各片が外形上均一なる以上は、別に之を選擇するとを爲さずと雖も、之に反して兩替商、地金屋及び銀行者等は其各片に就き、少許にても相違あるとを發見せば、即ち性質の佳良なるもの並に重量の大なるものは直ちに之を引上げ、或は鎔解し或は輸出して以て利益を收めんとを勉むべし。是故に一國の貨幣にして同一の法價を有する處の各片に善惡の差異ある時は、結局良貨は其跡を絕ち、獨り惡貨のみ流行するに至るを常とす。是れ惡貨は良貨を驅逐すといふの意味なり。故に政府は貨幣を鑄造せんとせる時は、此の原則を顧みて獨り惡貨のみ流通するなからしめんとを勉めさるべからず。

## 一七　信用とは何ぞ（延取引と直取引）

**答**　信用とは現在或る一方の行爲に對して、他方の將來に於て必ず或る義務を履行するならんとの信認をいふ。故に信用は即ち延取引なり。凡そ取引に二種あり延取引、直取引即ち是れなり、直取引とは一方の行爲に對して他方の直ちに之に報酬を與ふるものをいひ、延取引とは信用の意味にして、一方の現在の行爲に對して報酬の未來に在るものの是れなり。

## 一八　信用の要素を擧げよ

**答**　信用の要素は左の如し。

第一、自由意思　必ず當事者の自由意思を要す。

第二、信認　債主の負債主に對する信認なり。

第三、不確定　信用に於ては報酬行爲は一方の行爲より後るゝものなるが故に、從て其行爲は不確定なり。

## 一九　信用の種類を述べよ

**答**　信用の種類の重もなるものは左の如し。

第一、公共的信用と私人的信用　公共的信用とは公債の謂にして、私人的信用は私債なり。前者に在りて國、府、縣、郡、市、町、村等之が債務者にして、後者にありては一私人が債務者たり。

第二、短期信用と長期信用　是れ信用取引の期間の長短による區別なり。

第三、有期信用と無期信用　是れ期限の有無による別なり。

第四、消費的信用と生産的信用　消費的信用に在ては負債者が其財貨を自己の生活を維持する爲め若くは其他の享有手段として消費するものなり。之に反して生産的信用



に於ては、負債者が其得たる財貨を他の財貨の生産に利用するものとす。

## 二〇　信用と資本との別

**答**　信用は其結果に於て資本を生するとありと雖も、信用と資本とは全く別なり。即ち信用の本體は債主の信用なるものなれとも、資本は財貨の貯蓄なり。是れ其區別の重要なる一点なり。

## 二一　信用の利益なる點を擧げよ

**答**　信用の利益の重もなるものは左の如し。

第一、信用は享有手段を變して資本即ち生産手段たらしむ　財産の餘祉ある者は之を利用するの途なければ、徒に其倉庫に貯蓄し、又は之を贅澤に浪費すべしと雖も、信用により之を確實なる銀行に預け、又は有爲なる企業者に貸付するに於ては、彼れの享有手段は變して資本となるべし。

第二、信用は資本の生産物を增加す　是れ有爲にして資本に乏しき企業者は富裕にして企業の才能を缺くる資本主より信用により資本を借入れ得ればなり。

第三、信用は勞働を補助す　例へば手工業者及び小農夫等が信用組合又は農工銀行より信用に依りて得たる資本を以て、或は機械、器具等を買入れ、或は肥料、種子、原

料等を購求して始めて生産を完ふするとを得るが如し。

第四、信用は貯蓄を奨勵す　これ信用によりて貯蓄すれば資本を增大せしめ得ればなり。

第五、信用は交換を敏活ならしむ　是れ信用によりて、小額の資本を用ゐ、以て巨額の商取引を爲したればなり。

## 二二　信用の弊害を述べよ

**答** 信用の弊害の重もなる点は左の如し。

第一、信用は往々生産過多の弊に陷る　これ生産者が夥多の利益を得んが爲め信用を濫用し、以て多くの生産を爲せばなり。然れども生産物の多きに失する時は、却て其価を下落せしめ、製造家は往々にして巨万の損失を蒙るの弊あり。

第二、信用は往々投機を奨勵す　例へば彼の株式賣買の如きは、大抵小額の証據金を前納して、數ケ月後に取引を完結し、前後相場の差額に依て利益を僥倖するものなるが故に、投機の弊殊に甚だし。

第三、信用は往々浪費の弊に陷る　即ち貸借のとが容易に行はれさる場合には止むを得ず、粗衣粗食は甘んずる輩と雖も、信用によりて容易に金銀の融通を得る時は、之を浪費して目前の快樂を貪ぼるの弊あり。



## 二三　信用は如何なる形式に依て行はるゝか

**答** 信用は種々の形式を以て行はる、口頭によりて行はるゝとあり、書式によりて行はるゝとあり、書式の中に於ても或は帳消法に依るとあり、手形によるとあり、紙幣によりて行はるゝとあり、公債証書によりて行はるゝとあり、或は倉荷証書、或は運送狀等によりて行はるゝとあり。

## 二四　帳消法とは何ぞ

**答** 帳消法とは、常に相互に貸借賣買の關係ある兩者が其取引ある毎に貨幣を授受するとなくして、單に各自の帳簿に貸方及び借方を明記し置き、一定の季節の經過後に於て之を決算し、差引殘額の債務のみを支拂ひ、若くは後期に繰込むものなり。是故に帳消法は或場合には毫も貨幣を用ゆるとなくして數年間巨額の取引を爲すとあり。是れ信用の行はるゝ一の方法なり。

## 二五　紙幣とは何ぞ

**答** 紙幣なるものは政府が直接に發行し、又は政府の命令、認可を受けて銀行より發行する處の紙片にして、法律上硬貨の代用を爲さしむる處のものなり。故に紙幣の目的は

通貨として流通せらるゝ点にあり。故に(一)紙幣は實價を有せず、(二)紙幣の分量は單に政府の法律によりて定まる、(三)紙幣は單に一國にのみ行はる。

## 二六　紙幣の種類を擧げよ

**答** 紙幣の種類の重もなるものは左の如し。

第一、政府紙幣と銀行紙幣　政府紙幣とは政府が自ら直接に發行する處の紙幣にして、銀行紙幣とは銀行が政府の命令若くは認可を受けて發行する處のものなり。

第二、兌換紙幣と不換紙幣　兌換紙幣とは發行者が之に對して硬貨と交換するの義務を負ふものをいひ、不換紙幣とは此義務を負はざるものをいふ。

## 二七　紙幣の利益を述べよ

第一、紙幣は計數、貯藏及び運般に便なり、取引の大にして且つ頻繁なる所、國内運輸の道未た備はらざる所、及び低價の本位硬貨を用ゆる所に於ては紙幣の便益は殊に大なりとす。信用ある政府又は銀行の紙幣が往々硬貨との兩替に打分を生するもあるは之が爲なり。

第二、紙幣の使用は貴金屬の貨幣としての需用を減し、之を以て或は内國に於て器具又は粧飾品の製造に供し又は外國に向て資本を放下し、又は物品を使用せしむるとを得



せしむべし。

## 二八　紙幣の弊害を述べよ

**答** 紙幣の發行は甚た利益の点あると同時に、又恐るべき危險あり、此危險は紙幣が金銀の如く實價を有せさるに基因するものなり。且つ紙幣は殆んと費用を要せずして、隨意に增加し得べきが故に、往々政府をして濫發の弊に陷らしめ、且つ人民の贋造を勸誘するも尠少なからず、而して紙幣の發行一度其度を越へんか、金銀の如く或は之を外國に輸出し、或は之を鎔解して器具又は粧飾品に製造するも能はさるが故に、其價格忽ち低落し、以て經濟社會を攪亂すべし。紙幣中此危險の最も大なるものは不換紙幣なり。

## 二九　貿易とは何ぞ

**答** 貿易とは有形的財貨の交換をいふ。内國に於ける有形の財貨を交換するものなる以上は之を貿易といふ。

## 三〇　貿易の種類を擧げよ

**答** 貿易の種類を大別すれば内國貿易と外國貿易との二となる。内國貿易は或は之を海内貿易といひ、外國貿易は之を海外貿易といふ。

## 三一　內國貿易の意義及効用を說明すべし

**答**　內國貿易とは內國間に於て行はるゝ貿易をいふ。此種の貿易は學者或は之を忽諸に付するものなきに非らずと雖も、其重要なること決して外國貿易に劣らず、否な寧ろ外國貿易よりも必要なりとす。觀よ鎖國主義を採り、外國貿易を爲さゞる國に於ても、國民の分業法進歩し、農業に商業に文學に美術に相應に發達せしはこれ偏に內國貿易の力に依るにあらずや。況や世界の市場に立て列國の大商巨價と角逐し、以て外國貿易に於て勝を制せんとするには、內國貿易の充分に發達せさるに於ては爲し能はさるに於てをや。

## 三二　外國貿易の意義及効用を說明すべし

**答**　外國貿易とは外國と貿易を爲すの謂なり。即ち我國より或財貨を外國に輸出し、或は外國より我國に輸入して、以て利益を得るを目的とするものなり。世人多くは內國貿易は之を顧みずして曰く、我國を富ますものは外國貿易なりと、然り外國貿易は彼國と貿易して利益を占むるを目的とするものなるが故に、國民經濟の上に於ては大に尊重すべきものなれとも、これ寧ろ第二位なり、第一位は前述の如く內國貿易なり。然れとも近來の時勢に於ては外國貿易甚た緊要なり。須らく內國貿易を尊重すると同時に外國貿易を忽諸に付し去るべからず。內國貿易は獨り我國內間に於ける財貨の轉輾に過ざさる



も、外國貿易は決して然らず、我富の新源なり。此點は內國貿易よりも優れり。

## 三三　自由貿易主義と保護貿易主義とは何ぞ

**答**　是れ外國貿易に關する國家の政策あり。自由貿易主義とは國民が其貿易を爲すに付き、國家之に干涉せず、相互國民の爲す處に放任すべしとの主義にして、保護貿易主義とは自國民の貿易を保護するの主義にして、例へば輸入品に對しては課稅すれとも、輸出品に對しては課稅を免し、或は輕減するが如し。此兩主義の利害得失に就ては學說區々たれども、諸國多くは保護貿易主義を採れり。

## 三四　輸入と輸出との別

**答**　輸入とは外國より我國に財貨の入來るとをいひ、輸出とは之に反して我國より外國に入るとをいふ。

# 第四章 消費

## 一 消費とは何ぞ

**答** 消費とは財貨の消費なり、財貨の消費とは生産に反對する現象にして、財貨の價格を減滅するをいふ。即ち生産は財貨の價値を造り出すものなれども、消費は實に其價値を減少し、或は滅却せしむ。例へは米麥を食用に供し、若くは家具器物を使用して或は其價値を滅却し、或は減少せしむるが如し。而して此消費は生産に對して大なる關係を有するものとす、蓋し生産は消費を目的として爲さるゝものなればなり。換言すれば生産は原因にして、消費は結果なり。

## 二 消費の種類を擧げよ

**答** 第一、生産的消費と不生産的消費　生産的消費とは或る生産を爲さんが爲めに消費するものにして、不生産的消費とは然らざる消費をいふ。例へば商店を建設せんが爲めに木材を消費するは前者に屬し、奢侈の如きは後者に屬するが如し。

第二、公共的消費と私人的消費　公共的消費とは國、府、縣、市、町、村の如き公共團體の爲す消費にして、私人的消費とは一個人若くは會社の如き私人團體の爲す消費をいふなり。



## 三 奢侈とは何ぞ

**答** 奢侈とは身分不相應の不生産的消費をいふ。故に奢侈は比較的のものにして、例へば王公貴人が車馬に鞭つは奢侈にあらざるも、學生輩の之を爲すは寧ろ奢侈と言はざるどからず。此理により奢侈は時と處とによりて異なる。往時に於ては普通の人の帽子を冠するは寧ろ奢侈なりしも、今日に在ては車夫馬丁も之を用ゆるに於て奢侈とせざるが如し。

## 四 奢侈の經濟上の現象如何

**答** 奢侈なるものは國民經濟上喜ふべき現象なりや否やといふに、一派の學者、紅會の或階級に於て奢侈を爲す時は、貧民は之が爲めに利益ある職業を得るにより經濟上喜ふべきものなりとすと、乍併此說は誤謬の太甚しきものなり。若し夫れ個人に於て奢侈を爲す時は家産は忽ち倒盡し、遂には路頭に彷徨せさるべからざるの不運に到らん。國民全體各奢侈を爲さんか、一國內の財貨は悉く外國に輸出せられて、商業は沈衰し、國力は微弱となり、遂に國家も滅亡するに至るべし。近來我經濟界の不振なるは是れ戰勝の勢に乘して國民俄かに華美を競ひ、奢侈の風に流るゝに至れるも其主たる原因を爲すも

のとす。豈に慊まざるべけんや。

## 五　保險の經濟上に於ける効用如何

**答** 保險の何たるやは法制の下に於て之を述べたり。今其効用を略述せんに、抑も保險は一定の損害を多數人に分賦せしむるの制度なれば、其損害を分擔するものは其負擔大に輕きのみならず、其被保險者も之に依りて大に其意思を安んぜしあ、兼れて信用を得且つ資本の再積を補ふべし。此くの如くなれば保險は誠に人の不幸を救ひ、人の罹災を助け、禍福吉凶其平均を得せしむるものにして、經濟上頗る喜ふべき制度とす。夫れ然り、保險なるものは國民の禍福を平均せしむるの機關なるが故に、其保險者たるものは頗る確實のものたらざるべからず。故に我現行法も亦保險を營業とするものは十萬圓以上の資本を有する株式會社に限るとを規定せり。



# 第五章　分配

## 一　分配とは何ぞ

**答** 分配とは財貨の分配なり、財貨の分配とは或生産に協力したる者の間に其生産物を配付するとをいふ。抑々生産は一人にて全く之に從事するとありと雖も、多くは多數の人相合同して之に從事するものなり。前者の例は彼の自己所有の土地を自ら耕して自ら食ふ小農の如きものにして、此くの如き社會に在ては經濟學上財貨の分配論なし。後者の例は彼の數人若くは數十人協力して漁獵を爲し、若くは一の家屋を建築するに分業法に從ひ、或者は柱を削り、或者は屋根葺等を爲すが如し。此くの如き社會に至りて始めて分配論起る。蓋し經濟學は各人の功勞に均衡して、其生産物の分配を爲さしめんとを欲すればなり。故に若し夫れ分配にして公平均一を欠かんか秩序なるものもなく、生産者も不生産者も全く混淆せられて、遂に其國の生産は衰微し、一國の經濟發達を望む、決して得べからざるなり。

## 二　地代とは何ぞ

**答** 地代とは土地より生する純所得をいふ。詳言すれば土地の總生産額より總生産費を